

瑞穂町一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

瑞 穂 町

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 西多摩衛生組合構成市町の間処理施設の現状と課題	2
第 3 節 計画の位置づけ	3
第 4 節 計画の期間及び目標年度	4
第 2 章 地域の概要	5
第 1 節 自然環境	5
1. 地理的・地形的特性	5
2. 気象	6
第 2 節 社会環境	7
1. 人口の現状	7
2. 産業の現状	9
3. 土地利用	12
第 3 節 将来計画	13
1. 長期総合計画	13
第 3 章 ごみ処理の現状と課題	15
第 1 節 ごみ排出の現状	15
1. ごみ分別区分とごみ処理フロー	15
2. ごみ量の実績	17
第 2 節 収集・運搬の現状	21
1. 計画収集区域	21
2. 収集・運搬体制	21
3. 収集・運搬量の推移	21
4. 本町における一般廃棄物収集運搬業許可業者について	22
第 3 節 中間処理の現状	23
1. 中間処理施設の概要	23
2. 中間処理量の推移	24
第 4 節 最終処分の現状	25
1. 最終処分場の概要	25
2. 最終処分量の推移	26

3. 本町における一般廃棄物処分業許可業者について	26
第5節 ごみ処理の課題	27
1. 発生及び排出抑制・資源化に関する課題	27
2. 収集・運搬に関する課題	27
3. 中間処理に関する課題	28
4. 最終処分に関する課題	28
第6節 廃棄物処理システムによる比較評価	29
第4章 ごみ排出量の予測	31
第1節 将来人口	31
第2節 ごみ排出量の推計	31
1. 計画手法とその手順	31
2. ごみ排出量原単位実績	33
3. ごみ排出量原単位の推計結果（参考例：家庭系燃やせるごみ）	34
4. 現況推移の推計結果	34
第3節 減量化・資源化目標の検証	37
1. 国、東京都の目標とその検証	37
2. 総合計画における指標とその検証	39
3. 前計画の目標とその検証	39
第4節 減量化・資源化施策	41
1. 施策ケースの設定	41
第5章 ごみ処理基本計画	45
第1節 基本方針	45
1. ごみ処理における基本方針	45
第2節 施策の基本フレーム	49
第3節 発生及び排出抑制・資源化計画	50
1. 発生及び排出抑制・資源化の目標	50
2. 町民・事業者・行政の行動指針	50
第4節 収集・運搬計画	53
1. 収集・運搬の目標	53
2. 町民・事業者・行政の行動指針	53
第5節 中間処理計画	55
1. 中間処理の目標	55
2. 行政の行動指針	56

第6節 最終処分計画	57
1. 最終処分の目標	57
2. 行政の行動指針	57
第7節 その他	58
1. 資源管理計画	58
2. 廃棄物減量等推進審議会の役割	59
第6章 生活排水処理基本計画	60
第1節 生活排水の現状と課題	60
1. 処理形態別人口の推移	60
2. 公共下水道整備の推移と将来計画	60
3. し尿及び浄化槽汚泥量の推移	61
4. 合併処理浄化槽の普及状況	62
5. 収集・運搬方法	62
6. 処理方法	63
7. 生活排水処理の課題	64
第2節 生活排水処理形態別人口及び計画処理量の推計	65
1. 生活排水処理形態別人口の推計方法	65
2. 計画処理量の推計方法	65
3. 生活排水処理形態別人口の推計結果	66
4. 計画処理量の推計結果	67
第3節 生活排水処理基本計画	68
1. 基本方針	68
2. 生活排水処理の目標	68
3. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	68
4. 計画達成のための施策	69
5. 災害時のし尿処理に関する事項	69
第7章 瑞穂町災害廃棄物処理計画	70
第1節 計画策定の目的	70
第2節 計画の対象	70
1. 対象とする災害	70
2. 対象とする災害廃棄物	70
3. 被害の想定	73
4. 災害廃棄物量の推計	74

第3節 災害廃棄物処理の実施主体 -----	77
1. 本町の役割	77
2. 西多摩衛生組合及び組合構成市町の役割	77
3. 町民・災害ボランティアの役割	78
4. 事業者の役割	78
5. 東京都の役割	79
第4節 災害廃棄物対策の基本的な考え方 -----	80
1. 災害廃棄物処理の基本方針	80
2. 災害廃棄物処理の流れ	80
3. 災害廃棄物処理業務の進め方	82
4. 処理期間とスケジュール	83
第5節 災害廃棄物対策 -----	84
1. 平常時における対応（発災前）	84
2. 初動期における対応	89
3. 応急対策期	96
4. 災害復旧・復興期	97

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

瑞穂町（以下、「本町」といいます。）では、西多摩衛生組合及び組合構成市（青梅市、福生市、羽村市）と共に、一般廃棄物に関する基本的事項を定めた「瑞穂町一般廃棄物処理基本計画」を、平成 29 年 3 月に改定（以下、「前計画」といいます。）しました。本町においては、循環型社会の形成推進に向けたごみ処理施策の展開と体制の構築や、本町の大切な憩いの場である残堀川や不老川をはじめとした中小河川の水質環境保全に取り組んできました。

世界的な廃棄物を取り巻く状況では、平成 27 年 9 月に開催された国連持続可能な開発サミットで、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、気候変動、持続可能な消費と生産等が重要な課題とされ、循環型社会形成への取組が進められています。

一方、国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）」を踏まえ、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応し、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略（令和元年 5 月）」が策定されています。

東京都においても、「東京都資源循環・廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月）」の改定、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update&Report（令和 3 年 3 月）」を策定し、食品ロス削減、プラスチック対策に向けた個別計画を策定する等の取組が急速に進んでいます。

また、多摩地域では、全市町村（26 市 3 町 1 村）及び 8 団体の一部事務組合において、相互に支援協力が必要な事態が発生した場合に備えた「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」が締結され、広域的な処理の支援体制が確保されていますが、令和元年東日本台風以降、毎年のように大規模災害が発生しており、本町においても災害廃棄物処理について、急務の課題として対応が求められています。

計画は、概ね 5 年ごとに改定するものとしており、平成 29 年 3 月の改定から 5 年が経過し、令和 3 年度が見直しの時期にあたります。

廃棄物を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、また、燃やせるごみの共同処理を行っている西多摩衛生組合及び組合構成市町が統一的な課題の認識と広域かつ効率的な廃棄物処理等の施策（災害廃棄物処理を含む）を推進していくため、この度、計画の見直し（以下、「本計画」といいます。）を行います。

第2節 西多摩衛生組合構成市町の間処理施設の現状と課題

燃やせるごみの処理については、西多摩衛生組合環境センターにおいて、本町を含む組合構成市町（青梅市、福生市、羽村市）が、共同で広域かつ効率的な処理を行っています。平成25年度から令和元年度には基幹的設備改良工事を実施しており、施設の延命化を図っています。燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物等の処理については、組合構成市町が所有する中間処理施設において、個別に処理しています。

また、し尿処理については、平成8年に西多摩衛生組合から組合構成市町への自区内処理となり、本町（浄化槽汚泥は除く）及び福生市は、青梅市との事務委託に基づき青梅市し尿処理場において処理を行っています。令和元年度からは、羽村市のし尿、本町及び羽村市の浄化槽汚泥についても、青梅市との事務委託処理に基づき搬入を開始したことで、広域かつ効率的な処理が推進されています。

なお、組合構成市町の各中間処理施設の維持管理については、定期的に維持補修等を実施し、施設運営を行っています。中間処理施設の中には、経年的な老朽化が進み、設備機器等の機能低下が懸念されるため、設備の更新等を実施しなければならない状況となっています。今後、広域的かつ効率的な処理を推進し、資源循環型社会の形成を図るためには、西多摩衛生組合及び組合構成市との協議等により、各中間処理施設の統合に向けて検討する必要があります。

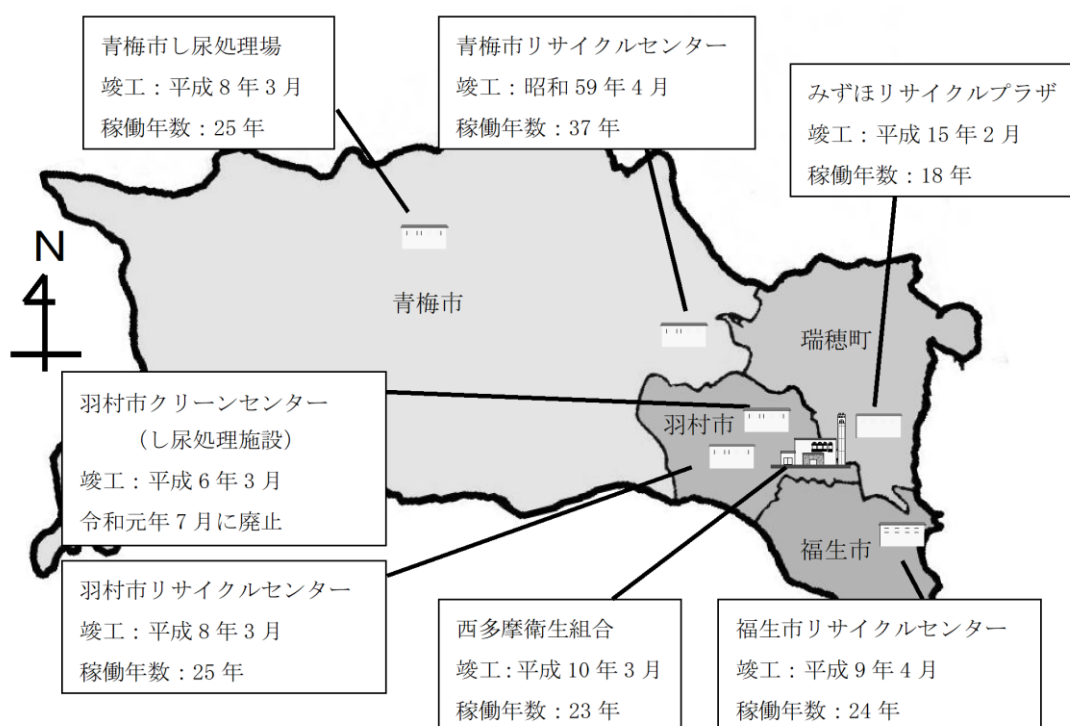


図1-2-1 西多摩衛生組合及び組合構成市町の間処理施設の位置図

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「同法施行規則」第1条の3の規定に基づき策定するものであり、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化ならびに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示すものです。

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める一般廃棄物処理実施計画から構成されるものであり、それぞれごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水（し尿及び生活雑排水）に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成しています。

また、都道府県は、廃棄物処理法第5条の5の規定により災害廃棄物処理計画を策定することとされており、区市町村等においても、都道府県と相互に整合性が図られた災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

本計画の位置づけ及び他の計画等との関係を図1-3-1に示します。

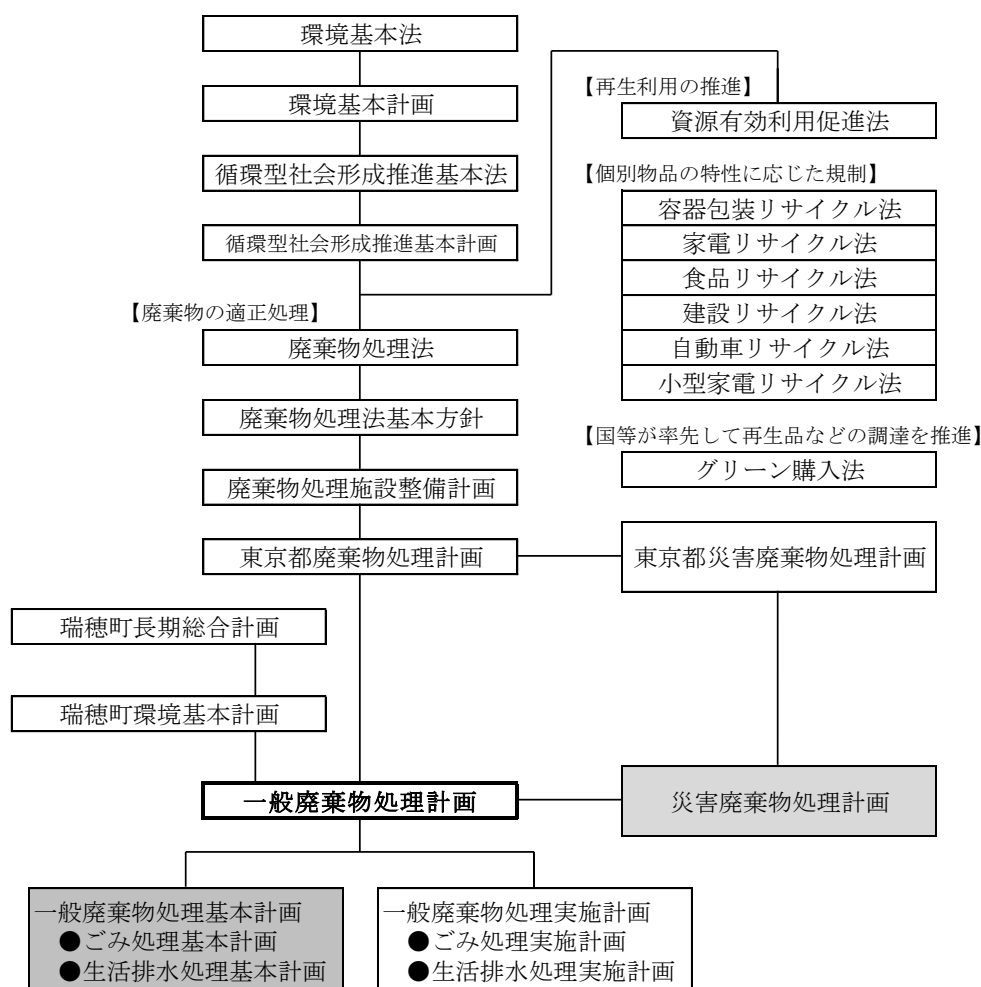


図1-3-1 本計画の位置づけ及び他の計画等との関係

第4節 計画の期間及び目標年度

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間として定めます。なお、計画は概ね5年ごとに改定するものとし、社会・経済情勢の大きな変化や国・東京都における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとしめます。

表1-4-1 計画の期間及び目標年度

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
内容・計画期間	← 計画期間 →														
					▲ 中間目標年度					▲ 中間目標年度					▲ 計画目標年度

【計画目標年度】

令和18年度

第2章 地域の概要

第1節 自然環境

1. 地理的・地形的特性

本町は、狭山丘陵の端に位置し、町域は東西に5.8km、南北に6.1kmの広がりを持ち、面積は16.85km²です。東は武蔵村山市と埼玉県所沢市、西は青梅市と羽村市、南は福生市、北は埼玉県入間市に接しています。

また、本町の南側には横田基地が広がり、北東部の自然豊かな狭山丘陵には野山北・六道山公園が整備されています。

本町における主要道路は、一般国道として国道16号が南北を通過しており、主要地方道としては都道5号新宿青梅線（青梅街道、新青梅街道）、都道44号瑞穂富岡線（岩蔵街道）の2路線が、一般都道としては都道166号瑞穂あきる野八王子線（東京環状：旧国道16号）、都道163号羽村瑞穂線（羽村街道）、都道179号所沢青梅線、都道218号二本木飯能線、都道219号狭山下宮寺線の5路線が縦横に走っています。

一方、鉄道としては、J R 八高線が本町を南北に走っており、箱根ヶ崎駅は本町の中心部に位置しています。

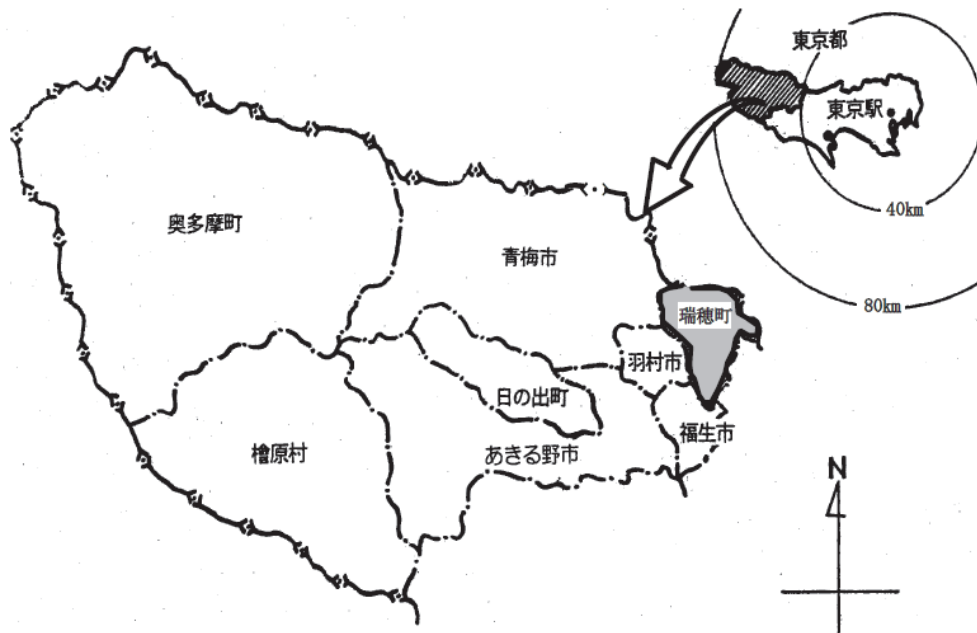


図2-1-1 本町の位置図

2. 気象

気温・月間降水量の状況を、表 2-1-1 及び図 2-1-2 に示します。

令和 2 年における気候は、平均気温が 15.1℃と比較的温暖です。また、同年の降水量は、1,613.0mm となっています。

表2-1-1 気温・降水量の状況

年次	気温 (℃)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成28年	15.0	38.1	-8.4	1,483.0
平成29年	14.4	37.2	-6.5	1,412.5
平成30年	15.4	40.8	-9.3	1,401.0
令和元年	15.0	37.2	-5.1	2,198.5
令和2年	15.1	39.6	-6.6	1,613.0
1月	5.4	18.7	-2.8	89.5
2月	6.0	19.4	-6.6	5.0
3月	9.3	27.1	-2.3	99.0
4月	11.4	25.5	1.9	268.0
5月	18.4	30.0	7.2	99.5
6月	22.5	33.1	16.0	264.5
7月	23.1	33.3	16.6	337.5
8月	28.3	39.6	20.3	23.5
9月	22.9	35.7	11.9	216.0
10月	16.0	27.2	3.6	200.0
11月	12.0	25.3	2.7	9.5
12月	5.6	16.6	-4.3	1.0

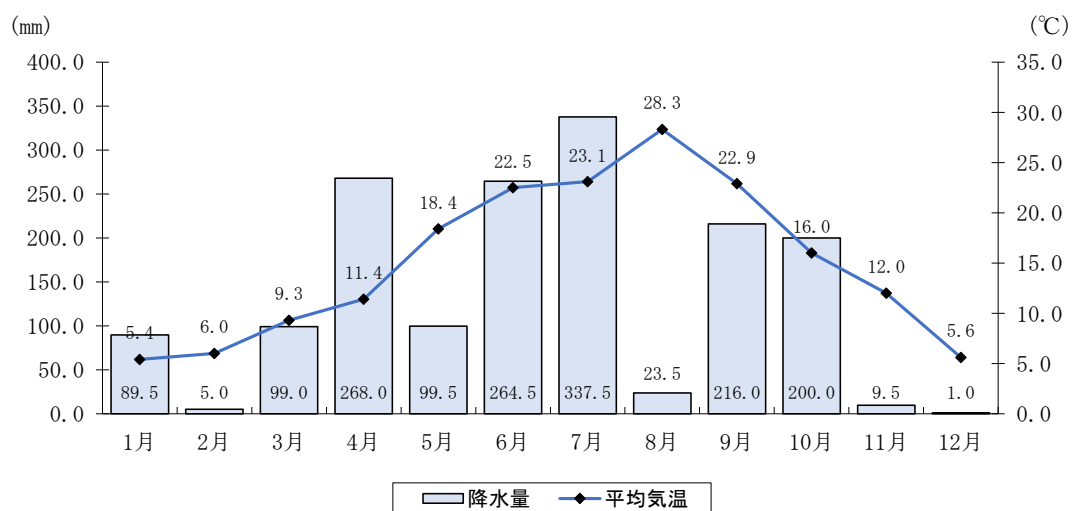


図2-1-2 気温・降水量の状況

第2節 社会環境

1. 人口の現状

(1) 人口及び世帯数の推移

本町における行政区域内人口の推移を表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示します。

本町の人口は、緩やかに微減傾向にあり、平成 23 年度に対して令和 2 年度の人口は、1,499 人減少しています。

一方、世帯数については平成 24 年度以降増加傾向で推移し、令和 2 年度の世帯数は、平成 24 年度に比べ、967 世帯増加しています。

また、一世帯当たりの人員は、平成 23 年度で 2.38 人であったものが、令和 2 年度では、2.18 人と減少しています。

表2-2-1 人口と世帯数の実績

年 度	人口 (人)	世 帯 数 (世帯)	人／世帯
平成23年度	34,099	14,301	2.38
平成24年度	33,867	14,006	2.42
平成25年度	33,899	14,183	2.39
平成26年度	33,817	14,332	2.36
平成27年度	33,875	14,564	2.33
平成28年度	33,781	14,738	2.29
平成29年度	33,606	14,880	2.26
平成30年度	33,297	14,893	2.24
令和元年度	32,908	14,917	2.21
令和2年度	32,600	14,973	2.18

※：外国人人口を含む（各年 10 月 1 日現在）。

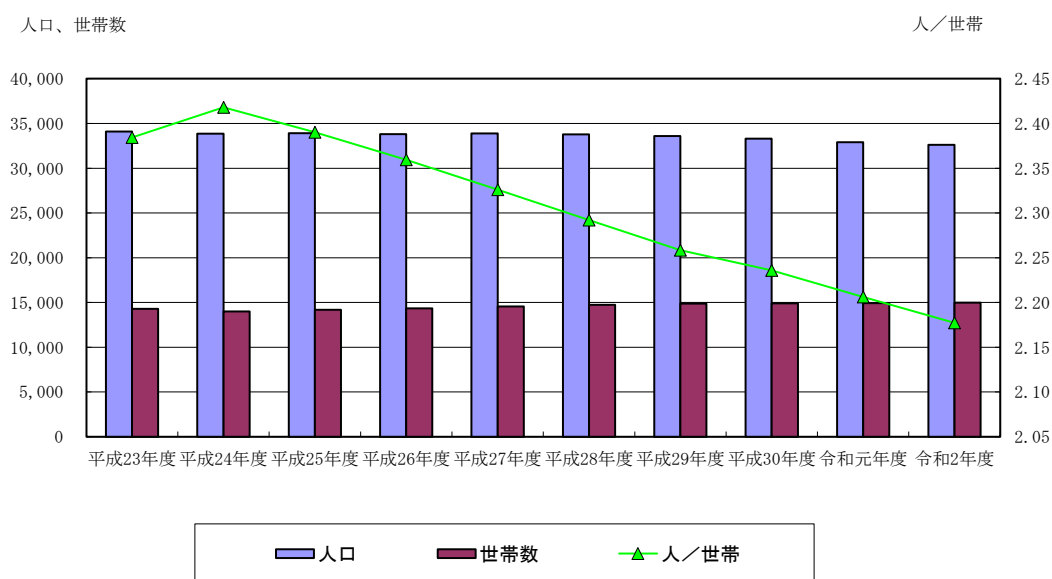


図2-2-1 人口と世帯数の推移

(2) 人口動態

人口動態の推移を表 2-2-2 及び図 2-2-2 に示します。

本町の人口動態は、平成 27 年度の社会動態が増加していますが、総増減数では、平成 28 年度以降は、減少傾向で推移しています。

表2-2-2 人口動態の推移

区分			人数（人）	区分			人数（人）
平成27年度	自然動態	出生	222	平成30年度	自然動態	出生	178
		死亡	347			死亡	354
		増減	-125			増減	-176
	社会動態	転入	1, 516		社会動態	転入	1, 198
		転出	1, 282			転出	1, 446
		増減	234			増減	-248
総増減数		109	総増減数		-424		
平成28年度	自然動態	出生	205	令和元年度	自然動態	出生	151
		死亡	375			死亡	404
		増減	-170			増減	-253
	社会動態	転入	1, 343		社会動態	転入	1, 270
		転出	1, 371			転出	1, 356
		増減	-28			増減	-86
総増減数		-198	総増減数		-339		
平成29年度	自然動態	出生	200	令和2年度	自然動態	出生	156
		死亡	358			死亡	379
		増減	-158			増減	-223
	社会動態	転入	1, 358		社会動態	転入	1, 296
		転出	1, 369			転出	1, 307
		増減	-11			増減	-11
総増減数		-169	総増減数		-234		

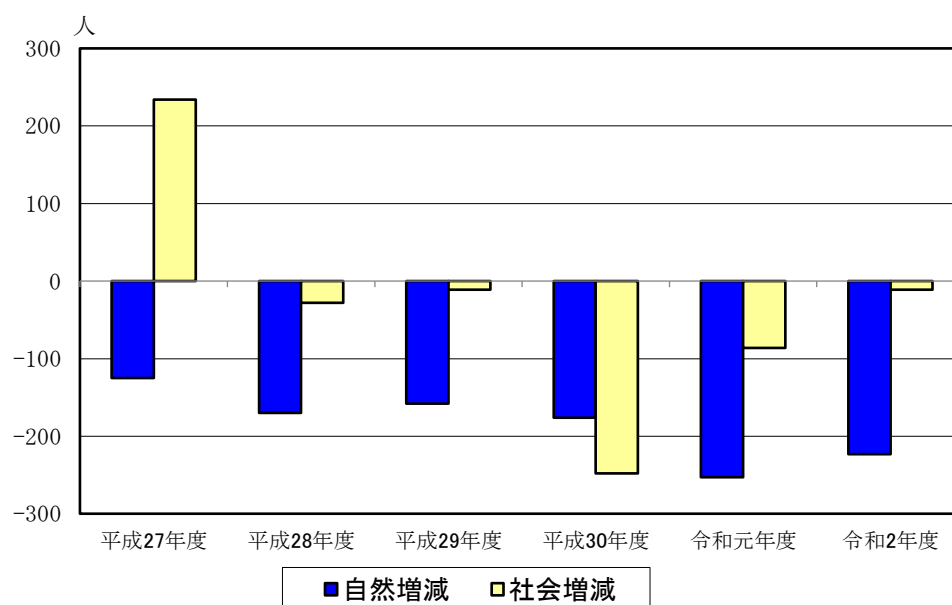


図2-2-2 人口動態の推移

2. 産業の現状

(1) 産業の状況

本町の産業大分類別の従業者数を表 2-2-3 に示します。

本町（平成 27 年値）では、第 3 次産業の従業者数が一番多く、60.6%を占めており、次いで第 2 次産業が 29.6%、第 1 次産業が 1.9%となっています。

表2-2-3 産業大分類別従業者数

	就業者数				
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
平成22年	16,107人	322人	5,014人	10,034人	737人
	100%	2.0%	31.1%	62.3%	4.6%
平成27年	15,799人	300人	4,669人	9,577人	1,253人
	100.0%	1.9%	29.6%	60.6%	7.9%

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）（2016～2020 年版）から引用。

※：各年 10 月 1 日現在。

(2) 農業の状況

本町の農業の状況を表 2-2-4 に示します。

本町の農家戸数は平成 12 年に対して平成 27 年は、157 戸減少しています。また、自給的農家については、29 戸増加していますが、販売農家のうち専業農家は、11 戸、兼業農家戸数は、第 1 種で 16 戸、第 2 種で 159 戸減少しています。

表2-2-4 農業の状況

単位：戸

	農 家	自給的農家	販売農家		
			専業農家	兼業農家	
				第1種	第2種
平成12年	556	229	72	30	225
平成17年	473	233	67	21	152
平成22年	452	249	55	33	115
平成27年	399	258	61	14	66

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）（2011、2020 年版）から引用。

※：各年 2 月 1 日現在。

※：平成 12 年、17 年は、前計画の数値から引用。

(3) 工業の状況

本町の工業の状況を表 2-2-5 に示します。

本町の事業所数は、概ね同程度となっています。一方で、従業者数は、平成 26 年に対して令和元年は、430 人増加しています。

また、製造品出荷額等については、平成 26 年に対して令和元年は、18,108,244 万円増加しています。

表2-2-5 工業の状況

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成26年	211	6,407	41,077,009
平成29年	206	6,678	57,498,119
平成30年	203	6,922	58,339,855
令和元年	207	6,837	59,185,253

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）（2016～2020 年版）から引用
※平成 26 年は 12 月 31 日現在、平成 29 年～令和元年は 6 月 1 日現在

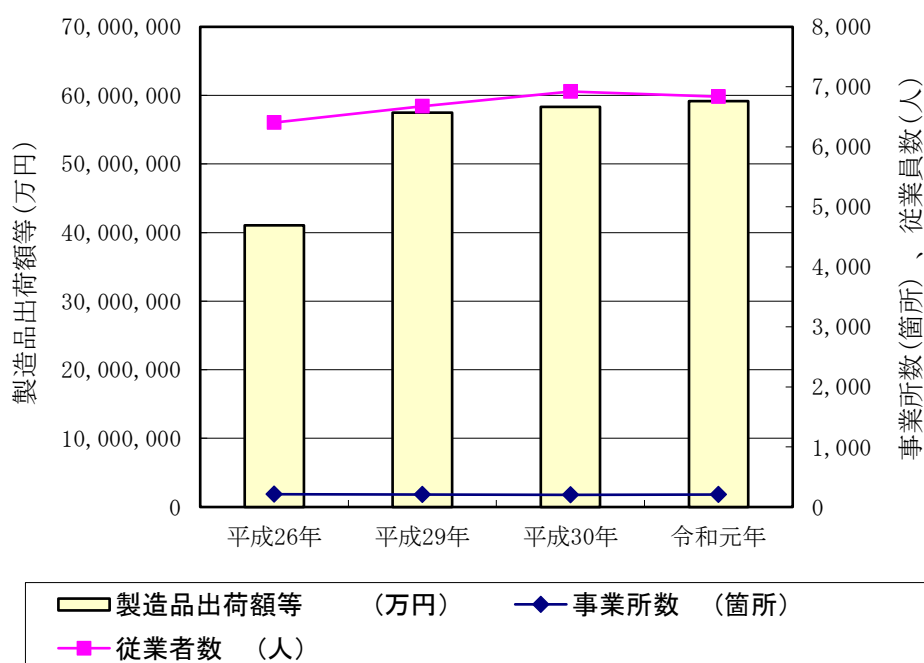


図2-2-3 工業の状況

(4) 商業の状況

本町の商業の状況を表 2-2-6 に示します。

本町の事業所数は、平成 14 年に対して平成 26 年は、88 箇所減少しており、従業者数は、概ね同程度で推移しています。

また、年間販売額は、平成 14 年に対して平成 26 年は、35,405 百万円増加しています。

表2-2-6 商業の状況

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
平成14年	399	3,293	81,735
平成16年	397	3,189	88,900
平成19年	363	3,420	103,661
平成26年	311	3,282	117,140

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会（2011、2020 年版）、商業統計調査報告
※平成 14 年から 19 年は 6 月 1 日現在。平成 26 年は 7 月 1 日現在。

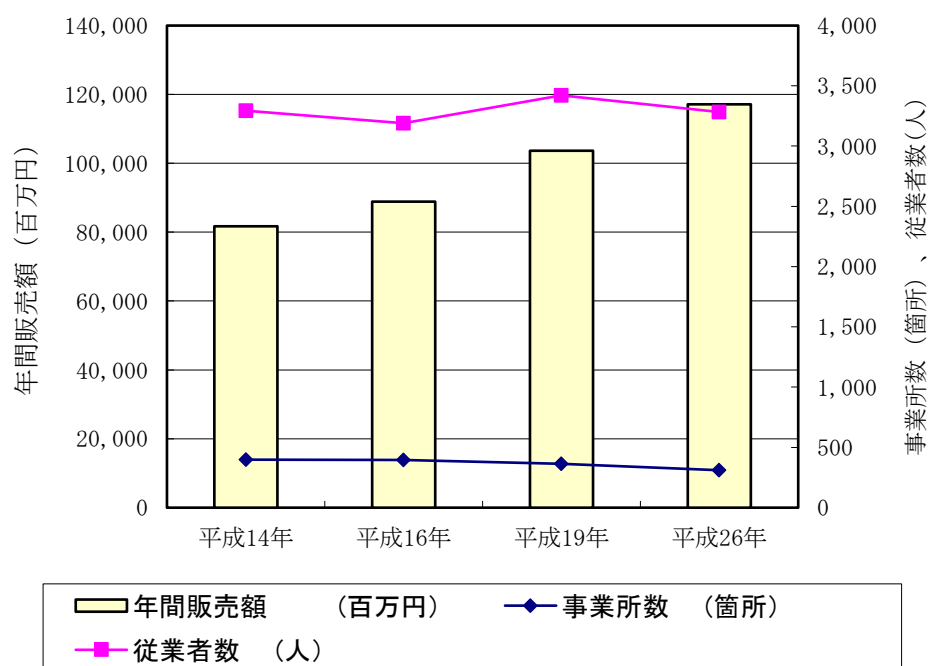


図2-2-4 商業の推移

3. 土地利用

本町の地目別面積の状況を表 2-2-7 及び図 2-2-5 に示します。

本町の地目別面積の状況としては、「宅地」が全体の 53.3%で最も広い面積を占めており、次に「畑」が、26.9%、「その他」が 8.8%となっています。

表2-2-7 地目別面積の状況

単位：ha

	総数	宅地					田	畑	山林	その他	免税点 未 満
			商業地区	工業地区	住宅地区	その他					
平成27年	937.72	484.46	12.66	178.88	236.13	56.79	-	264.03	55.59	80.69	52.96
平成28年	936.38	487.40	12.65	180.06	237.43	57.26	-	260.75	54.54	80.42	53.27
平成29年	935.21	490.55	12.56	183.65	237.67	56.67	-	257.25	53.66	81.11	52.64
平成30年	935.24	494.39	13.02	186.02	238.48	56.87	-	253.29	53.47	81.93	52.15
令和元年	934.73	497.76	12.78	188.09	239.97	56.92	-	251.33	53.05	82.57	50.01
令和元年割合	100.0%	53.3%	1.4%	20.1%	25.7%	6.1%	-	26.9%	5.7%	8.8%	5.3%

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成（2016～2020 年版）から引用。

※：固定資産税が非課税とされている国有地、道路、保安林等は除かれている。

※：各年 1 月 1 日現在。

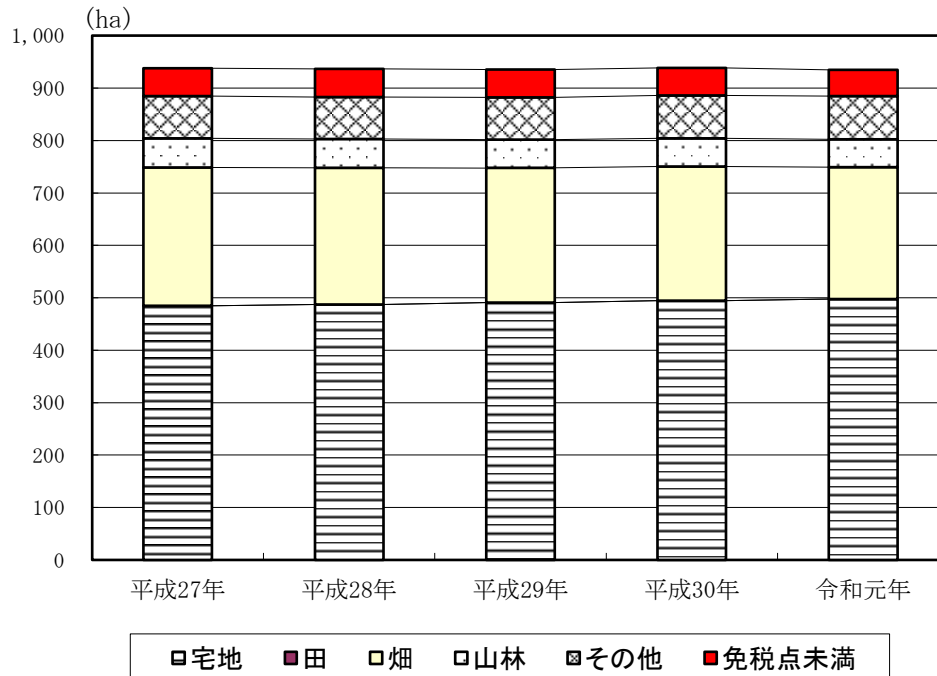


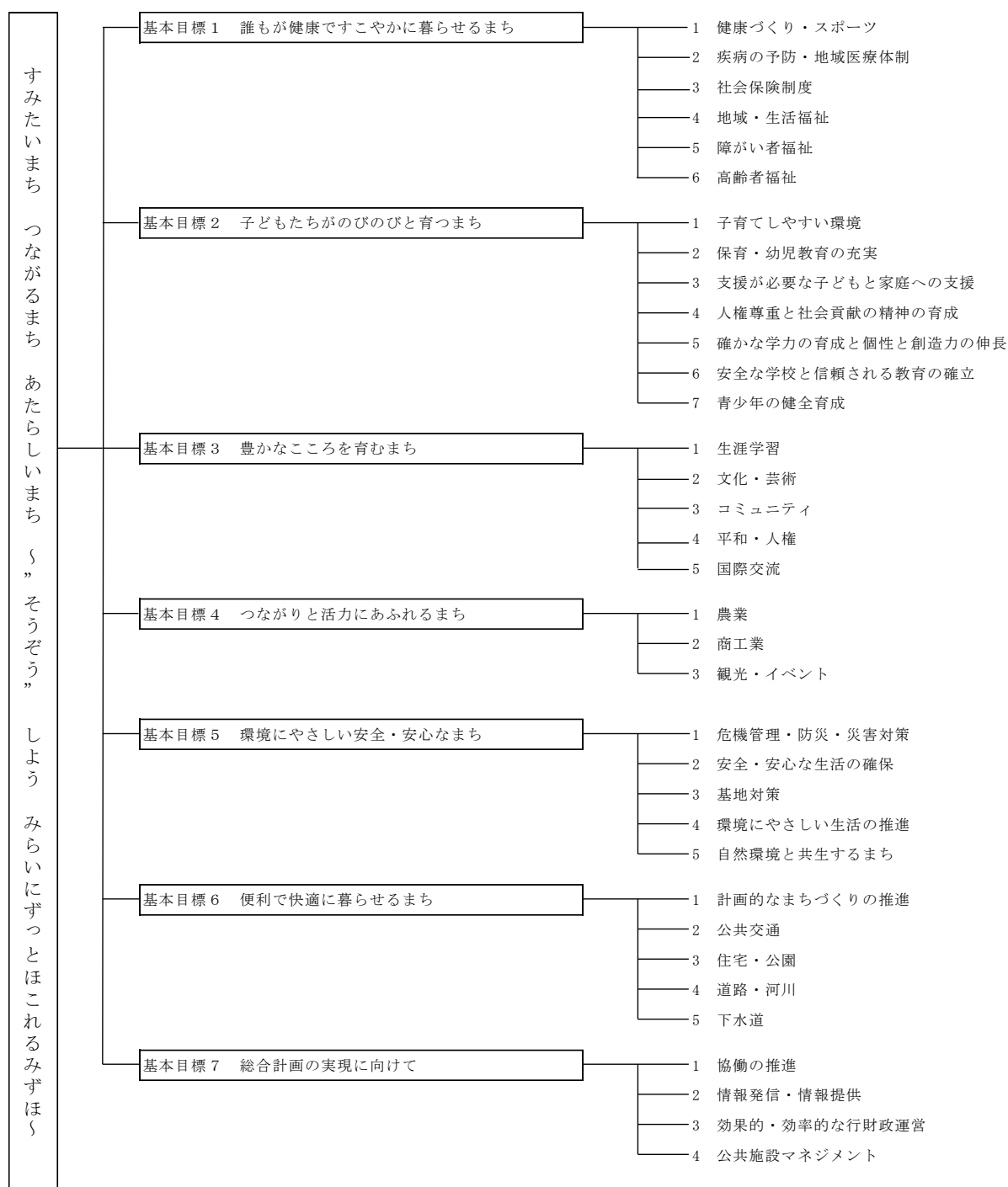
図2-2-5 地目別面積の状況

第3節 将来計画

1. 長期総合計画

(1) 総論

令和3年3月に策定した第5次瑞穂町長期総合計画では、計画期間を令和3年度から令和12年度と定めており、下記に示す施策の基本目標を掲げています。



(2) 廃棄物処理に関する事項

第5次瑞穂町長期総合計画における施策において、廃棄物処理に関する事項では、「基本目標5 環境にやさしい安全・安心なまち」の「施策分野4 環境にやさしい生活の推進」で、現況と課題について、「瑞穂町の住民1人あたりの1日のごみの排出量は、令和元年度実績で937グラムと多摩地域で3番目に多いことから、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））によるごみの減量に取り組み、「循環型社会」の実現をめざすことが重要です。」と、述べており、以下に、廃棄物に関連する基本施策及び数値目標を示します。

【基本施策】

(1) 循環型社会の推進

3Rを推進するため、リサイクルプラザの適正な管理運営につとめ、ごみの減量と再資源化についての啓発を行うなど、循環型社会の実現に向けた取組を推進します。

【主要な取組】

- 分別収集体系の堅持及び適正な廃棄物処理と再資源化の促進
- リサイクルプラザの効率的・効果的な運営
- 災害廃棄物処理対策

(2) 瑞穂町の主な関連計画

- 環境基本計画
- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- 一般廃棄物処理基本計画

(3) 数値目標

第5次瑞穂町長期総合計画では、1人1日あたりのごみ排出量の目標値について、以下のとおりとしています。

表2-3-1 第5次瑞穂町長期総合計画における数値目標

指標名	現状値	令和7年度目標値	令和12年度目標値
1人1日あたりのごみ排出量	937g (令和元年度)	822g	821g

※ここで示している目標値は、平成29年3月に改定した前計画の目標値です。

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ排出の現状

1. ごみ分別区分とごみ処理フロー

本町のごみ分別区分を表 3-1-1 に、ごみ処理フローを図 3-1-1 に示します。

表3-1-1 ごみ分別区分（令和2年度現在）

区 分		主 な 内 容
燃やせるごみ		生ごみ、ぬいぐるみ、革製品、ゴム用品、くつ、記録媒体（CD、DVD、ビデオテープ・USB等）等
燃やせないごみ		陶磁器、硬質プラスチック（おもちゃ・ボールペン・バケツ等）、長さ50cm未満の小型家電（電話機・電気ポット等）等
粗大ごみ		長さ50cm以上のもの（たんす・棚・机・イス・スキー板、自転車等）
剪定枝		庭木等の枝
有害ごみ		電池、蛍光灯・電球、スプレー缶、ライター等
資源物	容器包装プラスチック	 マークの入ったプラスチック製の容器包装
	布	衣類（シャツ・ズボン・スカート等）、毛布、カーテン等
	ペットボトル	 マークの入った飲料容器
	紙類	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック（牛乳、ジュース等のアルミコーティングされていない紙パック）、雑がみ（食料品や日用品の箱、OA用紙、シュレッダーごみ等）
	カン	飲料用の缶類、お菓子・のり・お茶の缶等
	ビン	飲料用ビン、化粧品ビン等
	ガラス	花びん、コップ等
	金属	スプーン、フライパン、金属製のキャップ、包丁等
	小型家電	縦15cm×横30cmの小型家電回収ボックスの投入口に入る使用済み小型家電

本町から発生した燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理し、燃やせないごみ、粗大ごみ、剪定枝、有害ごみ及び資源物は、みずほリサイクルプラザで破碎・選別等により処理を行い、資源となるものはリサイクル事業者等で再生され、破碎選別可燃物は、焼却処理、破碎選別不燃物は、平成 28 年度から資源化しています。

なお、資源物については、みずほリサイクルプラザへの搬入以外に直接資源化業者へ搬入するルートもあります。

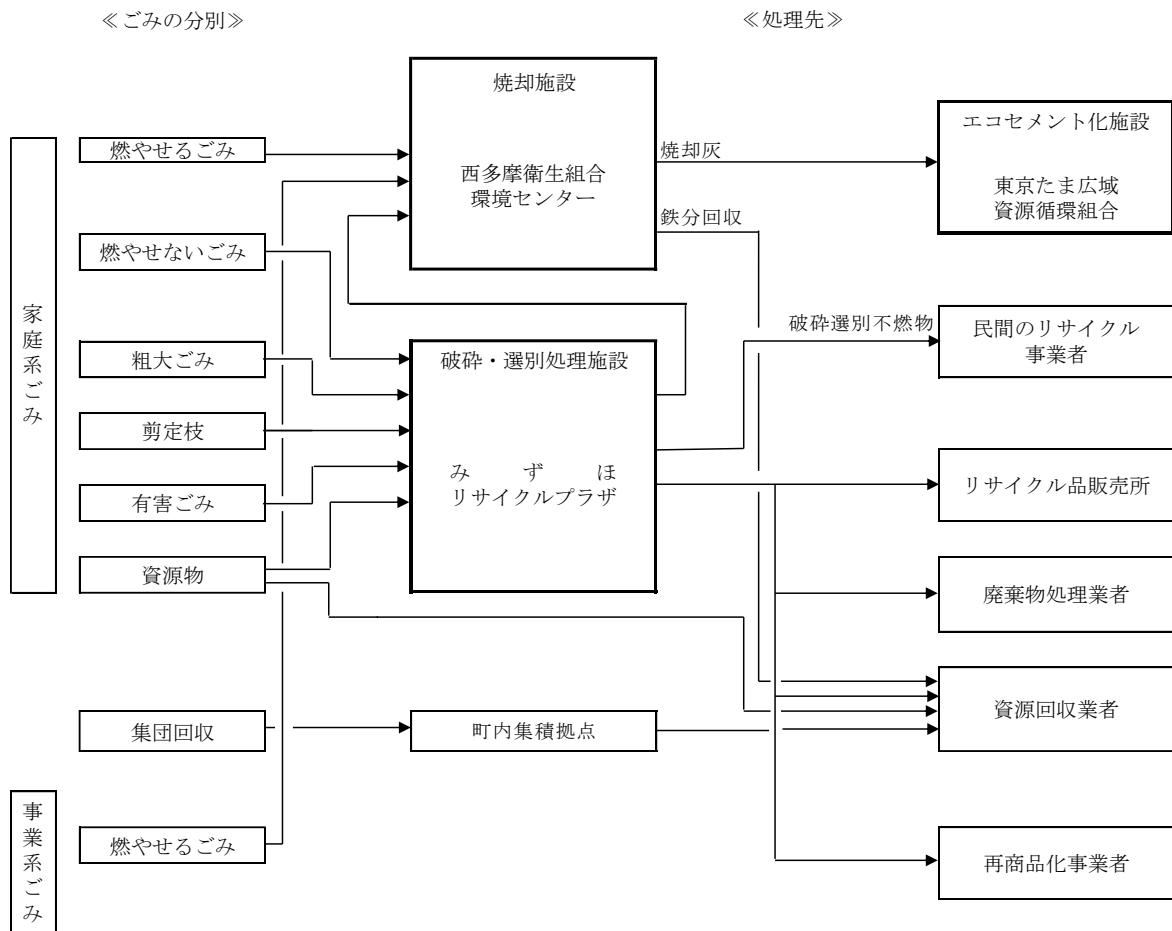


図3-1-1 ごみ処理フロー

2. ごみ量の実績

(1) ごみ収集量の実績

本町のごみ収集量の実績を表 3-1-2 に示します。

家庭系ごみは、概ね同程度で推移しています。また、事業系燃やせるごみは、減少傾向で推移しています。一方で、集団回収量については、減少傾向にあり、特に古紙の回収量が減少しています。

なお、令和 2 年度の実績については、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。

表3-1-2 ごみ収集量の実績

項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口		人	33,781	33,606	33,297	32,908	32,600
家庭系ごみ	燃やせるごみ	t/年	5,681	5,650	5,544	5,507	5,552
	燃やせないごみ		312	318	333	342	391
	一般家庭		304	310	318	328	375
	公園・公共施設等		8	8	15	14	16
	その他		0	0	0	0	0
	粗大ごみ		356	361	354	363	393
	収集		116	121	113	108	107
	持込		240	240	241	255	286
	その他不法投棄等		0	0	0	0	0
	剪定枝		71	85	132	106	104
	収集		1	1	3	4	1
	持込		70	84	129	102	103
	資源物		2,548	2,500	2,420	2,412	2,510
	カン		196	192	190	189	202
	ビン		272	265	253	241	247
	ペットボトル		129	133	137	132	136
	容器包装プラスチック		408	413	418	421	435
	ダンボール		254	259	260	264	319
	新聞紙		319	277	233	224	190
	雑誌・雑がみ		767	753	726	724	740
	古着・古繊維		193	198	193	207	231
	紙パック		10	10	10	10	10
	小型家電		0	0	0	0	0
	有害ごみ		16	16	16	15	17
	乾電池		11	11	11	11	12
	蛍光管		5	5	5	4	5
	家庭系ごみ計		8,984	8,930	8,799	8,745	8,967
集団回収	古紙	t/年	346	337	334	282	207
	アルミ（アルミ缶）		5	5	5	4	3
	合計		351	342	339	286	210
事業系ごみ	燃やせるごみ	t/年	2,633	2,684	2,646	2,545	2,197
	燃やせないごみ		0	0	0	0	0
	剪定枝		0	0	0	0	0
	事業系ごみ計		2,633	2,684	2,646	2,545	2,197
ごみ量合計		t/年	11,968	11,956	11,784	11,576	11,374
総原単位		g/人・日	970.64	974.71	969.60	961.12	955.88

※：小数点以下を四捨五入しているため、1t 未満のものは 0t 表記となっています。

(2) ごみ処理量の実績

本町のごみ処理量の実績を表 3-1-3 に示します。

焼却処理量は、概ね同程度で推移しています。

破碎選別処理量の燃やせないごみ、粗大ごみ・剪定枝の量は、増加傾向にあり、資源物と有害ごみの量は、同程度で推移しています。

直接資源化量については、概ね同程度で推移しています。

表3-1-3 ごみ処理量の実績

区 分 \ 年 度		実績（家庭系+事業系）（t/年）				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却	燃やせるごみ	8,314	8,334	8,190	8,052	7,749
	破碎選別可燃物	638	655	692	691	780
	計	8,952	8,989	8,882	8,743	8,529
	処理内訳					
	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0
破碎選別	鉄分回収(資源化)	56	62	63	72	81
	焼却残渣(資源化)	720	744	723	687	673
	燃やせないごみ	312	317	333	342	391
	破碎選別可燃物	221	237	246	257	297
	破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
	破碎選別資源物	91	80	87	85	94
	その他	0	0	0	0	0
	粗大ごみ・剪定枝	427	446	486	468	497
	破碎選別可燃物	303	334	360	352	378
	破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
	破碎選別資源物	124	112	126	116	119
	その他	0	0	0	0	0
	資源物	1,005	1,003	998	983	1,020
	選別可燃物	114	84	86	82	105
	選別不燃物	0	0	0	0	0
	選別資源物	891	919	912	901	915
	その他	0	0	0	0	0
	有害ごみ	16	16	16	15	17
	選別可燃物	0	0	0	0	0
	選別不燃物	0	0	0	0	0
	選別資源物	16	16	16	15	17
	その他	0	0	0	0	0
直接資源化		1,543	1,497	1,422	1,429	1,490
その他 資源化	破碎選別資源物	1,122	1,127	1,141	1,117	1,145
	鉄分回収(資源化)	56	62	63	72	81
	焼却残渣(資源化)	720	744	723	687	673
	集団回収	351	342	339	286	210
資源化計（直接+その他）		3,792	3,772	3,688	3,591	3,599

(3) 発生及び排出抑制・資源化に関する事業と総資源化率の推移

1) 発生及び排出抑制・資源化に関する事業

本町においては、以下に示すとおり、排出抑制・資源化に関する事業を推進しています。

- ① 資源物収集事業
- ② 集団回収事業
- ③ 西多摩衛生組合による炉床からの鉄分回収、焼却灰のエコセメント化

2) 総資源化率の推移

本町の総資源化率は、概ね同程度で推移しています。

表3-1-4 総資源化率の推移

項 目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
破砕選別資源物	t/年	1,122	1,127	1,141	1,117	1,145
直接資源化量		1,543	1,497	1,422	1,429	1,490
鉄分回収(資源化)		56	62	63	72	81
焼却残渣(資源化)		720	744	723	687	673
集団回収		351	342	339	286	210
総資源化量計(B)		3,792	3,772	3,688	3,591	3,599
ごみ総排出量(A)		11,968	11,956	11,784	11,576	11,374
総資源化率(B)/(A)	%	31.7	31.5	31.3	31.0	31.6

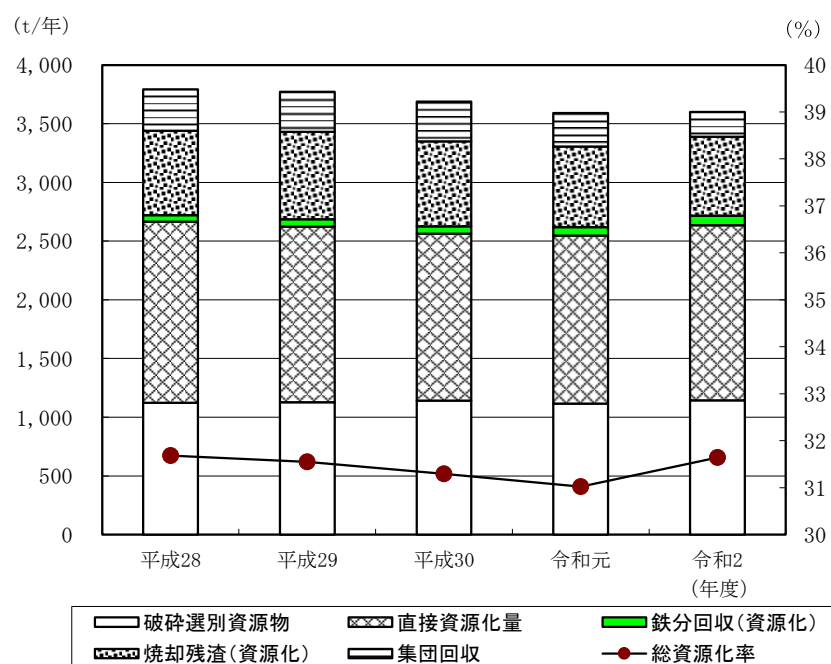


図3-1-2 総資源化率の推移

(4) ごみ質分析結果

本町の燃やせるごみを処理している西多摩衛生組合環境センターに搬入されているごみのごみ質分析結果を表 3-1-5 に示します。

表3-1-5 ごみ質分析結果

	採取月	単位 容積 重量	三成分			ごみ組成割合 (水分含まず)								低位 発熱量 (実測値)	低位 発熱量 (実測値)
			水分	灰分	可燃分	紙類	布類	プラス チック類	ゴム・皮革 類	木 竹 わら類	厨芥類	不燃物	その他		
			(kg/㎡)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(kcal/kg)	(kJ/kg)
平成 28 年度	4月	122	42.29	4.81	52.90	44.2	3.1	34.6	0.0	8.2	4.3	2.3	3.3	2,540	10,632
	5月	196	44.97	5.21	49.82	34.1	8.2	31.3	0.0	19.7	3.1	1.6	2.0	2,150	9,000
	6月	209	48.67	5.44	45.89	42.5	3.1	29.3	0.0	19.1	4.1	1.1	0.8	1,840	7,702
	7月	139	44.06	8.10	47.84	28.3	12.8	34.7	0.0	18.6	2.3	0.6	2.7	2,020	8,456
	8月	249	56.97	4.39	38.64	25.6	4.6	36.9	0.0	17.5	14.5	0.5	0.4	1,540	6,446
	9月	198	51.91	5.04	43.05	36.4	7.6	28.4	0.0	16.6	8.9	1.4	0.7	2,110	8,832
	10月	195	51.93	4.67	43.40	31.8	7.0	38.1	0.0	16.3	2.7	3.4	0.7	2,350	9,837
	11月	164	42.14	4.54	53.32	33.5	9.5	34.0	0.0	13.8	6.7	0.4	2.1	2,760	11,553
	12月	195	51.55	5.22	43.23	44.7	17.0	16.7	0.0	12.7	4.8	2.1	2.0	1,890	7,912
	1月	219	49.78	5.68	44.54	33.9	6.3	41.6	0.0	3.2	11.3	2.6	1.1	2,330	9,753
	2月	182	47.28	3.95	48.77	38.2	7.5	37.5	0.0	6.7	8.9	0.5	0.7	2,580	10,800
	3月	142	37.57	4.59	57.84	42.9	10.4	40.3	0.0	3.5	2.0	0.0	0.9	3,240	13,563
	平均	184	47.43	5.14	47.43	36.3	8.1	33.6	0.0	13.0	6.1	1.4	1.5	2,279	9,541
平成 29 年度	4月	196	43.01	4.54	52.45	39.4	6.5	43.7	0.0	5.2	1.2	1.9	2.1	2,990	12,516
	5月	161	43.25	3.64	53.11	20.3	15.4	37.6	0.0	19.0	6.4	0.8	0.5	2,850	11,930
	6月	181	45.47	4.94	49.59	28.6	7.4	27.2	0.0	22.1	11.2	2.0	1.5	2,400	10,046
	7月	221	45.12	5.38	49.50	30.3	12.9	36.7	0.0	12.6	4.3	2.7	0.5	2,350	9,837
	8月	266	50.83	5.85	43.32	38.9	1.8	35.3	0.0	16.6	5.0	1.4	1.0	2,160	9,042
	9月	169	43.92	4.70	51.38	50.9	1.6	37.1	0.0	8.0	1.4	0.3	0.7	2,740	11,470
	10月	208	50.79	4.45	44.76	38.0	8.7	29.7	0.0	12.9	8.6	1.4	0.7	2,370	9,921
	11月	246	46.46	3.54	50.00	33.2	2.3	34.3	0.0	24.5	4.5	0.5	0.7	2,600	10,884
	12月	179	39.59	9.61	50.80	37.5	3.4	31.1	0.0	15.8	4.0	7.7	0.5	2,790	11,679
	1月	169	45.52	6.22	48.26	47.8	5.8	12.4	0.0	22.7	9.1	0.4	1.8	1,960	8,205
	2月	201	39.31	5.86	54.83	33.5	13.7	34.4	0.0	12.3	2.3	3.1	0.7	2,910	12,181
	3月	168	40.30	6.52	53.18	43.3	2.4	35.0	0.0	9.7	7.9	0.8	0.9	3,080	12,893
	平均	197	44.46	5.44	50.10	36.8	6.8	32.9	0.0	15.1	5.5	1.9	1.0	2,600	10,884
平成 30 年度	4月	162	44.67	3.87	51.46	30.1	17.4	34.8	0.0	8.2	8.4	0.7	0.4	2,850	11,930
	5月	122	43.90	5.95	50.15	35.1	6.9	34.8	0.0	12.7	8.9	0.4	1.2	2,710	11,344
	6月	153	42.73	4.97	52.30	37.0	4.2	38.4	0.0	10.1	9.6	0.0	0.7	2,790	11,679
	7月	236	48.84	4.09	47.07	41.1	9.5	24.8	0.7	17.4	5.4	0.9	0.2	2,350	9,837
	8月	158	47.44	3.69	48.87	54.1	2.8	26.0	0.0	13.4	2.5	0.8	0.4	2,300	9,628
	9月	207	46.99	3.33	49.68	35.5	3.5	34.9	0.0	19.0	6.9	0.0	0.2	2,770	11,595
	10月	180	48.82	3.67	47.51	39.7	1.3	32.2	0.0	25.3	0.9	0.0	0.6	2,370	9,921
	11月	198	54.15	5.05	40.80	38.9	0.0	30.4	0.0	19.7	8.9	1.9	0.2	2,060	8,623
	12月	152	45.53	5.38	49.09	42.2	4.9	32.7	0.0	10.7	7.9	0.4	1.2	2,690	11,260
	1月	204	41.19	5.53	53.28	36.4	4.7	39.7	0.0	10.7	6.2	1.8	0.5	2,990	12,516
	2月	192	41.90	6.97	51.13	46.3	0.8	33.6	0.0	7.4	6.8	4.7	0.4	2,740	11,470
	3月	155	41.34	4.90	53.76	42.5	6.3	30.2	0.8	11.5	6.1	1.6	1.0	2,640	11,051
	平均	177	45.63	4.78	49.59	39.9	5.2	32.7	0.1	13.8	6.6	1.1	0.6	2,605	10,905
令和 元 年度	4月	223	47.10	6.08	46.82	35.0	6.6	27.7	0.0	20.8	6.3	2.3	1.3	2,440	10,214
	5月	136	42.58	5.47	51.95	33.5	1.9	35.2	0.0	13.8	11.5	0.5	3.6	2,740	11,470
	6月	159	51.83	3.86	44.31	28.8	2.3	42.1	2.0	15.0	9.1	0.0	0.7	2,380	9,963
	7月	150	47.96	5.53	46.51	37.0	6.0	31.2	1.0	7.5	16.1	0.2	1.0	2,370	9,921
	8月	172	53.66	3.27	43.07	43.0	5.2	31.6	0.0	15.6	4.2	0.1	0.3	2,220	9,293
	9月	165	47.31	5.45	47.24	30.2	3.9	49.8	0.0	8.6	5.0	2.1	0.4	2,520	10,549
	10月	126	41.62	4.84	53.54	31.2	11.1	36.9	0.0	19.0	0.9	0.0	0.9	2,630	11,009
	11月	155	36.36	5.65	57.99	21.3	6.9	42.9	0.0	20.4	6.9	1.1	0.5	2,870	12,014
	12月	131	45.64	5.42	48.94	28.7	17.3	29.9	0.5	18.3	2.5	2.0	0.8	2,620	10,967
	1月	132	43.10	7.80	49.10	33.3	1.3	47.9	0.0	9.4	5.8	1.6	0.7	2,880	12,056
	2月	139	36.87	5.55	57.58	34.4	9.6	39.3	0.0	7.7	8.4	0.3	0.3	3,170	13,270
	3月	131	51.13	3.84	45.03	31.5	5.8	34.1	0.0	12.5	14.1	1.3	0.7	2,360	9,879
	平均	152	45.43	5.23	49.34	32.3	6.5	37.4	0.3	14.0	7.6	1.0	0.9	2,600	10,884
令和 2 年度	4月	172	49.82	9.45	40.73	43.5	5.1	20.8	1.0	7.3	15.2	1.0	6.1	1,970	8,246
	5月	159	41.34	8.48	50.18	41.1	5.0	22.7	0.8	13.1	7.0	4.9	5.4	2,320	9,712
	6月	216	44.05	7.32	48.63	22.9	7.4	18.7	1.5	27.7	7.5	1.9	12.4	2,280	9,544
	7月	203	53.23	5.67	41.10	39.3	3.0	25.7	0.4	12.2	12.4	4.4	2.6	1,810	7,577
	8月	213	52.10	4.91	42.99	30.9	8.0	25.7	0.0	16.6	10.9	1.5	6.4	1,900	7,953
	9月	203	45.10	6.02	48.88	37.3	6.2	25.5	0.5	9.4	15.2	0.9	5.0	2,180	9,125
	10月	165	45.02	6.17	48.81	22.5	8.3	27.8	0.0	17.3	11.0	1.8	11.3	2,330	9,753
	11月	195	44.60	4.96	50.44	36.1	5.3	25.1	0.7	12.7	10.3	0.7	9.1	2,260	9,460
	12月	245	45.00	9.06	45.94	38.7	4.7	25.0	1.0	12.0	5.7	4.4	8.5	2,050	8,581
	1月	162	34.13	12.19	53.68	34.4	8.0	30.0	3.7	7.8	4.0	7.1	5.0	2,760	11,553
	2月	236	48.25	6.48	45.27	27.4	9.2	25.6	0.8	8.6	20.9	3.8	3.7	2,120	8,874
	3月	132	41.43	7.20	51.37	44.7	5.1	27.9	0.2	6.0	9.1	3.8	3.2	2,490	10,423
	平均	192	45.34	7.33	47.33	34.9	6.3	25.0	0.9	12.6	10.8	3.0	6.5	2,206	9,234

※ 1kcal=4.186kJ

第2節 収集・運搬の現状

1. 計画収集区域

計画収集区域は、本町全域とします。

2. 収集・運搬体制

本町における収集・運搬体制（ごみの種別の収集頻度や収集方法等）を表3-2-1に示します。

表3-2-1 収集・運搬体制

区分		収集頻度	運営形態	収集方式	排出容器	手数料
燃やせるごみ		2回／週	委託	戸別	指定収集袋（ｸﾘｰﾑ）	有料
燃やせないごみ		隔週	委託	戸別	指定収集袋（水色）	有料
粗大ごみ		随時	直営	戸別	なし	有料
剪定枝		2回／週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
		随時	直営		なし	有料
有害ごみ		隔週	委託	戸別	透明または半透明の袋	無料
資源物	カン	隔週	委託	戸別	任意の容器	無料
	ビン	隔週	委託	戸別	任意の容器	無料
	ペットボトル	隔週	委託	戸別	透明または半透明の袋	無料
	容器包装プラスチック	1回／週	委託	戸別	透明または半透明の袋	無料
	ダンボール・新聞紙・雑誌	隔週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	雑がみ	隔週	委託	戸別	ひもで束ねるか、紙袋や紙箱等に入れる、シュレッダーごみのみ透明または半透明の袋可	無料
	古着・古繊維	隔週	委託	戸別	透明または半透明の袋	無料
	紙パック	隔週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	ガラス	隔週	委託	戸別	任意の容器	無料
	小型家電	1回／月	直営	拠点	なし	無料

3. 収集・運搬量の推移

本町における収集・運搬量の推移を表3-2-2に示します。

表3-2-2 収集・運搬量の推移

項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家庭系ごみ	燃やせるごみ	t / 年	5, 681	5, 650	5, 544	5, 507	5, 552
	燃やせないごみ		312	318	333	342	391
	粗大ごみ		356	361	354	363	393
	剪定枝		71	85	132	106	104
	資源物		2, 548	2, 500	2, 420	2, 412	2, 510
	有害ごみ		16	16	16	15	17
	家庭系ごみ計		8, 984	8, 930	8, 799	8, 745	8, 967
事業系ごみ	燃やせるごみ		2, 633	2, 684	2, 646	2, 545	2, 197
	燃やせないごみ		0	0	0	0	0
	剪定枝		0	0	0	0	0
	事業系ごみ計		2, 633	2, 684	2, 646	2, 545	2, 197
ごみ量合計			11, 617	11, 614	11, 445	11, 290	11, 164

4. 本町における一般廃棄物収集運搬業許可業者について

本町では、39 業者に許可しています。(令和 3 年 10 月 1 日現在)

現在、許可をしている一般廃棄物収集運搬業許可業者で一般廃棄物の収集運搬は十分可能であり、大きな社会的情勢の変化等がない限り、新規の申請があっても許可しません。

第3節 中間処理の現状

1. 中間処理施設の概要

本町の燃やせるごみは、青梅市、福生市、羽村市に本町を含めた3市1町で構成する西多摩衛生組合環境センターで共同処理をしています。

西多摩衛生組合環境センターでは、平成25年度～令和元年度に基幹的設備改良工事を実施しました。

西多摩衛生組合環境センターにおける焼却処理後の焼却残渣は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、全量をエコセメントの原料として再生利用しています。

また、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみ及び剪定枝等はみずほりサイクルプラザで処理しています。

表3-3-1 西多摩衛生組合環境センターの概要

区 分	内 容
施設名称	西多摩衛生組合環境センター
所在地	羽村市羽4235番地
竣工年月	平成10年3月
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	流動床炉
処理能力（炉数）	480t/日（160t/日×3炉）
総事業費	29,767,000千円
余熱利用施設	場内給湯、浴場施設
建築面積	7,074㎡（工場棟：6,408㎡、管理棟：666㎡）
延床面積	15,536㎡（工場棟：14,226㎡、管理棟：1,310㎡）
煙突高さ	44.5m
発電設備	背圧式蒸気タービン方式（最大2,370kW）
公害防止対策設備	乾式消石灰、活性炭噴霧＋触媒入りバグフィルター＋脱硝反応塔

表3-3-2 みずほりサイクルプラザの概要

区 分	内 容
施設名称	みずほりサイクルプラザ
所在地	瑞穂町大字箱根ヶ崎1723番地
竣工年月	平成15年2月
処理方式	破碎・圧縮
処理対象	粗大ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、その他
処理能力	16.57t/5h 破碎（4.73t/5h） 缶類（1.56t/5h） ペットボトル（0.41t/5h） ビン類（2.10t/5h） 紙・布（5.69t/5h） 有害ごみ（0.08t/5h） 容器包装プラスチック（2.0t/5h）
総事業費	1,312,500千円

2. 中間処理量の推移

本町から西多摩衛生組合環境センターに搬入した燃やせるごみ及びリサイクルプラザの中間処理量の推移を表 3-3-3 に示します。

焼却量及びリサイクルプラザ搬入物処理量は、共に同程度で推移しています。

表3-3-3 中間処理量の推移

(t/年)

項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却量内訳	燃やせるごみ	8,314	8,334	8,190	8,052	7,749
	破碎選別可燃物	638	655	692	691	780
	計	8,952	8,989	8,882	8,743	8,529
リサイクルプラザ 搬入物処理内訳	破碎選別可燃物	638	655	692	691	780
	破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
	破碎選別資源物	1,122	1,127	1,141	1,117	1,145
	その他	0	0	0	0	0
	計	1,760	1,782	1,833	1,808	1,925

第4節 最終処分場の現状

1. 最終処分場の概要

焼却残渣は、東京たま広域資源循環組合が運営管理しているエコセメント化施設に搬入し、エコセメントの原料として資源化を実施しています。

また、破碎選別不燃物は、平成 27 年度までは二ツ塚廃棄物広域処分場にて埋立処分を行っていましたが、平成 28 年度から破碎選別不燃物の資源化を開始し、最終処分場への搬入を停止しました。

表 3-4-1 に東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設、表 3-4-2 に二ツ塚廃棄物広域処分場の概要を示します。

表3-4-1 エコセメント化施設の概要

区 分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
建設年月	造成工事：平成15年2月 建設工事：平成16年1月 本格稼働：平成18年7月
処理能力	焼却残渣等 ^(注1) の処理能力 約300t（日平均）
生産能力	エコセメント生産能力 約430t（日平均）
処理対象物	多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排出される焼却残渣、溶融飛灰 ^(注2) 及び二ツ塚処分場に分割埋立 ^(注3) された焼却残渣他
総事業費	約27,200,000千円

(注1) 焼却残渣：焼却灰（焼却後の残渣物）及び飛灰（集じん機により補集された排ガス中のばいじん）

(注2) 溶融飛灰：灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で補集されたばいじん

(注3) 分割埋立：埋め立てられた焼却残渣の再処理（エコセメント化）を行うため平成 12 年 9 月より、焼却残渣と不燃ごみをそれぞれエリア分けをして埋立てを開始

表3-4-2 二ツ塚廃棄物広域処分場の概要

区 分	内 容
施設名称	二ツ塚廃棄物広域処分場
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
埋立面積	184,000m ²
埋立容量	全体埋立容量 : 3,700,000m ³
	廃棄物埋立容量 : 2,500,000m ³
	覆土容量 : 1,200,000m ³
建設年月	第1期工事：平成7年度～平成10年度
	第2期工事：平成12年度～平成14年度
埋立期間	平成10年1月～令和10年3月（予定）※
埋立物	焼却残渣、不燃残渣及び焼却不適ごみ
埋立方式・種類	セル方式、管理型

※：この期間は政令に基づく届出の期間であり、実際の埋立完了時期を示すものではない。

2. 最終処分量の推移

焼却残渣は、平成 18 年度まで埋立処分を行っていましたが、平成 19 年度以降は、全量をエコセメントの原料として再生利用しています。

また、破碎選別不燃物については、平成 27 年度までは、二ツ塚最終処分場にて埋立処分を行っていましたが、平成 28 年度以降は、全量を資源化しています。そのため、現在は、最終処分場での埋立処分は行っていません。

表3-4-3 最終処分量の推移

(t/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0
破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

3. 本町における一般廃棄物処分業許可業者について

本町では、1 業者に許可をしています。(令和 3 年 10 月 1 日現在)

現在、許可をしている一般廃棄物処分業許可業者で一般廃棄物の処分は十分可能であり、大きな社会的情勢の変化等がない限り、新規の申請があっても許可しません。

第5節 ごみ処理の課題

1. 発生及び排出抑制・資源化に関する課題

- 地域の資源リサイクルシステムである集団回収について、再生利用に対する意識の向上を図るとともに、資源化への適正処理を推進する必要があります。
- 燃やせるごみに紙類や容器包装プラスチック等の資源物が含まれていることから、分別の徹底による減量化・資源化を促進する必要があります。
- 生ごみについては、更なる資源化に向けて、生ごみの水切りを励行することや食品ロス削減の普及など、引き続き啓発活動を行う必要があります。
- 事業者（多量排出事業者）に対して、立入調査や情報提供を行うなど、指導を強化して事業系一般廃棄物の減量化・資源化を促進する必要があります。
- ごみと資源物の処理実績及び費用の公表を行っていますが、多様な情報媒体を活用した情報発信に努め、町民のコスト意識向上を図る必要があります。

2. 収集・運搬に関する課題

- 脱炭素社会に対応するため、環境に配慮した、低公害車の収集・運搬車両の導入を順次図っていく必要があります。
- 戸別収集を基本として、集合住宅では集積所での収集を行っていますが、収集できない未分別等のごみについては、収集業者等による指導に加え、広報紙等により適正な分別排出を継続的に呼びかける必要があります。
- 超高齢社会に対応した、収集運搬の仕組みを検討する必要があります。

3. 中間処理に関する課題

- みずほリサイクルプラザについては、稼働後 18 年経過していることから、毎年の計画的修繕と予防保全など適切な維持管理に加えて、一定年数ごとの基幹的整備を実施していく必要があります。
- 西多摩衛生組合環境センター（焼却施設）は、今後も適切な維持管理を行い、安定的な処理を継続して行っていく必要があります。
- 西多摩衛生組合環境センター（焼却施設）は、基幹的設備改良工事実施後、新設の焼却施設と同様に 15 年以上の稼働を予定しています。そのため、今後の組合運営について、社会経済情勢の変化に合わせた運営方針を適切な時期に検討するよう努めます。
- 既施設の施設維持整備工事等により、適正に管理しながら施設の強靱性を確保していく必要があります。
- 地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する必要があります。
- 西多摩衛生組合環境センター（焼却施設）の第 1 期基幹的設備改良工事が令和元年度に完了しました。今後も、安定的な処理を継続するために、第 2 期基幹的設備改良工事を検討していく必要があります。
- 今後、西多摩衛生組合敷地内の一部を災害廃棄物の二次仮置き場として活用できるよう、西多摩衛生組合及び組合構成市町で、確保していく必要があります。
- 本町と西多摩衛生組合及び組合構成市が連携して、焼却施設の延命化または、更新等の検討をしていく必要があります。

4. 最終処分に関する課題

- 平成 18 年度以降、燃やせるごみの焼却残渣をエコセメントの原料として利用することにより劇的に最終処分量は減少し、平成 28 年度からは従来埋立処分していた破碎選別不燃物の全量資源化により埋立処分量はゼロとなっており、今後も取組を継続する必要があります。

第6節 廃棄物処理システムによる比較評価

平成 19 年 6 月に、環境省から「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が公表されましたが、同指針には循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムの構築のため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、市町村一般廃棄物処理システム比較分析表により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」とされています。

市町村一般廃棄物処理システム比較分析表とは、表 3-6-1 及び図 3-6-1 に示すように、標準的な指標値によるものであり、環境省が公開している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度版）」を使用することによって算出します。

算出された標準的な指標値は当該市町村が類似自治体と比較することにより、自らの廃棄物処理システムを客観的に評価し、廃棄物処理システムの改善に取り組むことが期待されています。

今回、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」において採用した類似自治体は、人口 2 万人以上の 129 市町村です。この 129 市町村の平均値等が表 3-6-1 に示されており、平均値が比較のベースとなっています。

類似自治体 129 市町村の平均値からみると、本町の人口一人一日当たりごみ総排出量は、やや高く、廃棄物からの資源回収率は、比較的高い水準にあります。人口一人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、平均値を超えています。

表3-6-1 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による算出結果

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.9	0.183	0.075	13,085	40,131
最大	1.605	0.502	0.285	29,592	80,308
最小	0.637	0.044	0	4,455	15,252
標準偏差	0.166	0.072	0.051	4,557	14,070
本町実績	0.961	0.251	0	23,261	58,054
指数値	93.2	137.2	200.0	22.2	55.3

※：指数値とは、平均値を 100 とした場合の対比值のこと。

※：標準偏差とは、類似自治体の平均値との差のこと。

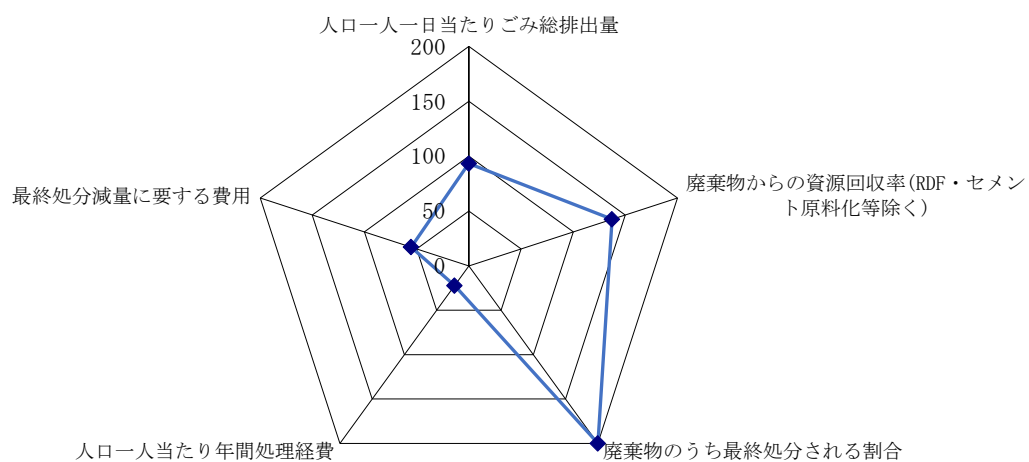


図3-6-1 標準的な指数値によるレーダーチャート

表3-6-2 標準的な算出方法

標準的な指標	算出式及び指数化の方法	指数の見方
人口1人1日当たり ごみ総排出量	算出式: $\text{ごみ総排出量} \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、ごみ総排出量が少なくなる
廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	算出式: $\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$ 指数化の方法: $\text{実績値} \div \text{平均値} \times 100$	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる
廃棄物のうち 最終処分される割合	算出式: $\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる
人口1人当たり 年間処理経費	算出式: $\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費は少なくなる
最終処分減量に 要する費用	算出式: $(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど費用対効果は大きくなる

第4章 ごみ排出量の予測

第1節 将来人口

本町の将来人口を表 4-1-1 に示します。なお、本町の将来人口は、「第 5 次瑞穂町長期総合計画」に基づく将来人口とします。

表4-1-1 計画収集人口の推移

年 度	人口（人）
令和3年度	32,657
令和4年度	32,508
令和5年度	32,339
令和6年度	32,365
令和7年度	32,376
令和8年度	32,481
令和9年度	32,574
令和10年度	32,666
令和11年度	32,748
令和12年度	32,825
令和13年度	32,890
令和14年度	32,947
令和15年度	32,998
令和16年度	33,043
令和17年度	33,086
令和18年度	33,122

第2節 ごみ排出量の推計

1. 計画手法とその手順

ごみ排出量は、過去 5 年間のごみ排出量原単位実績（g/人・日）又はごみ排出量実績（t/年）を基に、回帰式による予測を行います。

中間処理量は、原単位に人口及び日数を乗じて算出した各年度のごみ排出量に令和 2 年度の各施設の処理率（焼却残渣率、破碎・選別率等）を乗じて算出します。

① 直線式	【 $y=ax+b$ 】
② 分数式	【 $y=a/x+b$ 】
③ ルート式	【 $y=ax^{1/2}+b$ 】
④ 対数式	【 $y=a\log x+b$ 】
⑤ べき乗式	【 $y=ax^b$ 】
⑥ 指数式	【 $y=ab^x$ 】
回帰式とは、ある変数（目的変数）について、別の変数を用いて予測するための予測式です。	
y：目的変数	
x：説明変数	
a、b：係数または定数	

※ P.34 「3.ごみ排出量原単位の推計結果（参考例：家庭系燃やせるごみ）」参照

回帰式の当てはまり具合を示す尺度として、決定係数（最大値=1）があり、決定係数が大きいほど整合性が高いといえます。

本計画では、基本的には、平成 28 年度から令和 2 年度の過去 5 ヶ年の実績を用いて回帰式による予測を行います。

採用する回帰式は、基本的には決定係数が大きい回帰式を採用しますが、構成 3 市 1 町のごみの排出量の状況によっては、決定係数が最も大きい回帰式であっても、実情に即していないと考えられる場合は、直近年の実績を考慮した数値、あるいは、実情に即している回帰式を採用します。

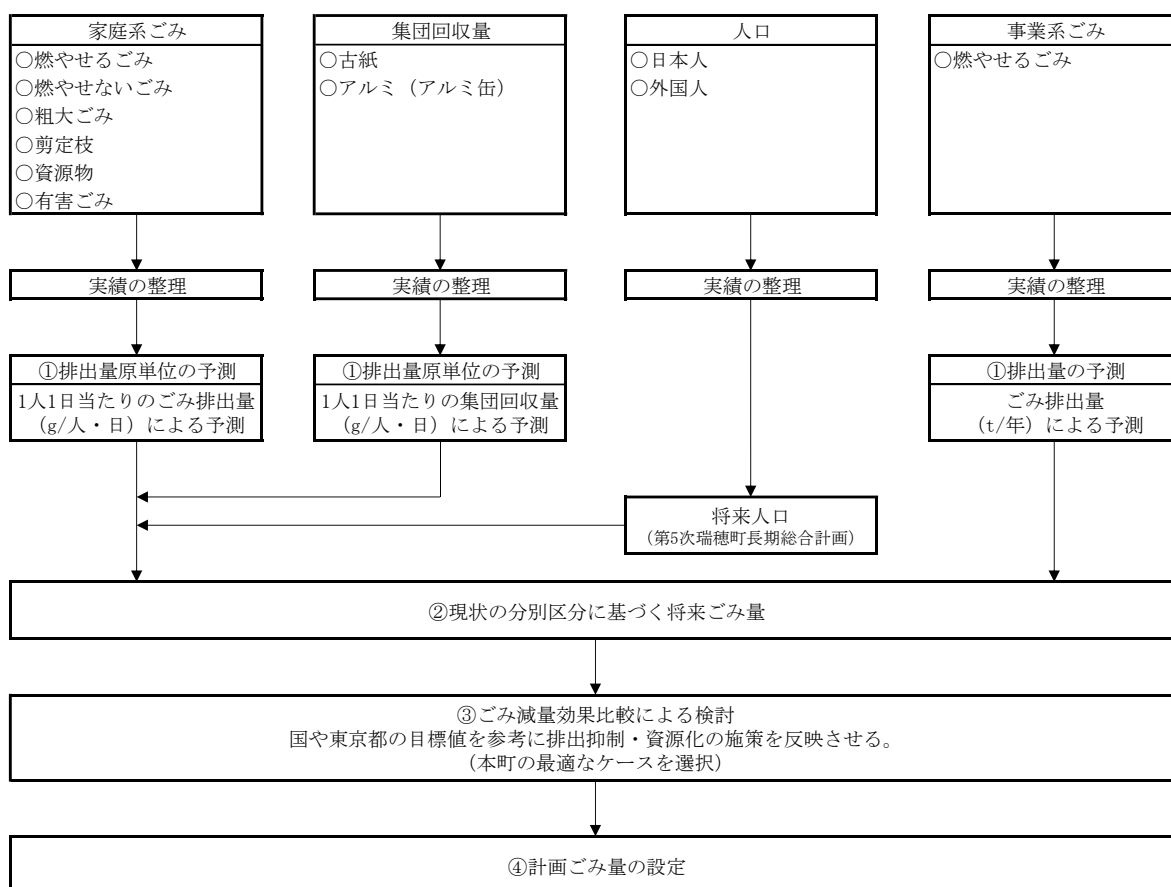


図4-2-1 将来人口及びごみ量推定フロー

2. ごみ排出量原単位実績

ごみ発生量に用いる各ごみのごみ排出量原単位を表 4-2-1 に示します。

表4-2-1 ごみ排出量原単位

項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口		人	33,781	33,606	33,297	32,908	32,600
家庭系ごみ	燃やせるごみ	g/人・日	460.74	460.62	456.17	457.23	466.59
	燃やせないごみ		25.30	25.92	27.40	28.40	32.86
	一般家庭		24.66	25.27	26.17	27.23	31.52
	公園・公共施設等		0.65	0.65	1.23	1.16	1.34
	その他		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	粗大ごみ		28.87	29.43	29.13	30.14	33.03
	収集		9.41	9.86	9.30	8.97	8.99
	持込		19.46	19.57	19.83	21.17	24.04
	その他不法投棄等		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	剪定枝		5.76	6.93	10.86	8.80	8.74
	収集		0.08	0.08	0.25	0.33	0.08
	持込		5.68	6.85	10.61	8.47	8.66
	資源物		206.65	203.81	199.12	200.26	210.94
	カン		15.90	15.65	15.63	15.69	16.98
	ビン		22.06	21.60	20.82	20.01	20.76
	ペットボトル		10.46	10.84	11.27	10.96	11.43
	容器包装プラスチック		33.09	33.67	34.39	34.95	36.56
	ダンボール		20.60	21.11	21.39	21.92	26.81
	新聞紙		25.87	22.58	19.17	18.60	15.97
	雑誌・雑がみ		62.21	61.39	59.74	60.11	62.19
	古着・古繊維		15.65	16.14	15.88	17.19	19.41
	紙パック		0.81	0.82	0.82	0.83	0.84
	小型家電		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	有害ごみ		1.30	1.30	1.32	1.25	1.43
	乾電池		0.89	0.90	0.91	0.91	1.01
	蛍光灯		0.41	0.41	0.41	0.33	0.42
	家庭系ごみ計		728.63	728.02	723.99	726.07	753.59
集団回収	古紙	g/人・日	28.06	27.47	27.48	23.41	17.40
	アルミ（アルミ缶）		0.41	0.41	0.41	0.33	0.25
	合計		28.47	27.88	27.89	23.75	17.65

3. ごみ排出量原単位の推計結果（参考例：家庭系燃やせるごみ）

表 4-2-2 にごみ排出量原単位の推計結果の参考例を示します。各ごみ排出量原単位について、6 つの回帰式による比較を行い、その中で、決定係数が最も大きい回帰式を採用しますが、回帰予測の結果、決定係数が最も大きい回帰式であっても実情と即していない場合は、近年の実績を考慮した数値、あるいは、実情に即している回帰式を採用しています。

表4-2-2 ごみ排出量原単位の推計結果（参考例：家庭系燃やせるごみ）

瑞穂町		家庭系燃やせるごみ排出量原単位				
年度	実績	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式
平成28	460.74	$y = 0.83099999x + 457.777$	$y = -0.5171594(1/x) + 460.506169$	$y = 2.02207776 \times x^{(1/2)} + 456.880054$	$y = 1.04959172 \text{LN}(x) + 459.265017$	$y = 459.272292 \times (x^{0.00223373})$
平成29	460.62					
平成30	456.17					
令和元	457.23					
令和2	466.59					
		指数式	$y = 457.797937 \times (1.00178631^x)$ (単位：g/人・日)			
年度	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式
令和8	466.92	460.46	463.59	461.78	461.74	466.87
令和13	471.07	460.47	464.97	462.18	462.13	471.06
令和18	475.23	460.48	466.15	462.46	462.41	475.28
決定係数 (r^2)	0.1041	0.0017	0.0584	0.0268	0.0259	0.1022
順位	1	6	3	4	5	2

: 採用値

4. 現況推移の推計結果

現況推移の推計結果を表 4-2-3、ごみ処理量の推計結果を表 4-2-4 に示します。

表4-2-3 現況推移の推計結果

項目		単位	実績値					推計値																
			年 度					年 度																
			平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
行政区域内人口		人	33,781	33,606	33,297	32,908	32,600	32,657	32,508	32,339	32,365	32,376	32,481	32,574	32,666	32,748	32,825	32,890	32,947	32,998	33,043	33,086	33,122	
家庭系ごみ	燃やせるごみ	t /年	5,681	5,650	5,544	5,507	5,552	5,516	5,501	5,497	5,496	5,508	5,536	5,577	5,587	5,611	5,634	5,671	5,675	5,694	5,712	5,745	5,745	
	燃やせないごみ		312	318	333	342	391	373	379	385	391	397	404	411	415	421	426	432	435	439	443	448	450	
	一般家庭		304	310	318	328	375	360	366	371	377	383	390	396	400	406	411	417	420	423	427	432	434	
	公園・公共施設等		8	8	15	14	16	13	13	14	14	14	14	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16	
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	粗大ごみ		356	361	354	363	393	368	367	366	366	366	367	369	369	370	371	372	372	373	373	374	374	373
	収集		116	121	113	108	107	107	106	105	105	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	103
	持込		240	240	241	255	286	261	261	261	261	262	263	265	265	266	267	268	268	269	269	269	270	270
	その他不法投棄等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	剪定枝		71	85	132	106	104	115	115	116	117	117	118	119	119	120	121	121	121	122	122	123	123	123
	収集		1	1	3	4	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	持込		70	84	129	102	103	112	112	113	114	114	115	116	116	117	118	118	118	119	119	120	120	120
	資源物		2,548	2,500	2,420	2,412	2,510	2,409	2,392	2,383	2,374	2,370	2,373	2,386	2,383	2,386	2,388	2,397	2,392	2,395	2,397	2,404	2,399	2,399
	カン		196	192	190	189	202	192	191	191	191	191	191	193	193	193	194	195	194	195	195	196	196	196
	ビン		272	265	253	241	247	244	242	241	240	240	240	242	241	242	242	243	243	243	244	244	244	244
	ペットボトル		129	133	137	132	136	135	134	134	134	134	135	136	136	136	137	137	137	137	138	138	138	138
	容器包装プラスチック		408	413	418	421	435	423	422	422	422	422	424	427	427	428	429	432	431	432	433	435	435	434
	ダンボール		254	259	260	264	319	282	283	283	283	284	285	287	288	289	290	291	291	292	292	294	293	293
	新聞紙		319	277	233	224	190	189	180	173	167	162	158	155	152	149	146	144	142	140	138	136	134	134
	雑誌・雑がみ		767	753	726	724	740	723	719	717	715	715	717	721	721	723	724	728	727	728	729	732	731	731
	古着・古繊維		193	198	193	207	231	211	211	212	212	212	213	215	215	216	216	217	217	218	218	219	219	219
	紙パック		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	小型家電		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害ごみ		16	16	16	15	17	16	16	15	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16	16	16	16	16
	乾電池		11	11	11	11	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12
	蛍光管		5	5	5	4	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	家庭系ごみ計			8,984	8,930	8,799	8,745	8,967	8,797	8,770	8,762	8,759	8,773	8,813	8,877	8,888	8,923	8,956	9,009	9,011	9,039	9,063	9,110	9,106
集団回収	古紙	t/年	346	337	334	282	207	264	261	258	256	255	255	256	255	255	255	256	255	255	255	256	255	
	アルミ（アルミ缶）		5	5	5	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	合計		351	342	339	286	210	268	265	262	260	259	259	260	259	259	259	260	259	259	259	260	259	
事業系ごみ	燃やせるごみ	t/年	2,633	2,684	2,646	2,545	2,197	2,451	2,444	2,438	2,434	2,430	2,427	2,425	2,423	2,421	2,420	2,419	2,417	2,416	2,416	2,415	2,414	
	燃やせないごみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	剪定枝		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事業系ごみ計		2,633	2,684	2,646	2,545	2,197	2,451	2,444	2,438	2,434	2,430	2,427	2,425	2,423	2,421	2,420	2,419	2,417	2,416	2,416	2,415	2,414	
ごみ量合計		g/人・日	11,968	11,956	11,784	11,576	11,374	11,516	11,479	11,462	11,453	11,462	11,499	11,562	11,570	11,603	11,635	11,688	11,687	11,714	11,738	11,785	11,779	
総原単位			970.64	974.71	969.60	961.12	955.88	966.12	967.43	968.40	969.51	969.94	969.92	969.80	970.39	970.72	971.11	970.95	971.84	972.58	973.24	973.20	974.31	
総原単位※1			942.17	946.83	941.71	937.37	938.23	943.64	945.10	946.26	947.50	948.02	948.08	947.99	948.66	949.05	949.49	949.35	950.30	951.07	951.77	951.73	952.89	
家庭系ごみ排出量原単位			728.63	728.02	723.99	726.07	753.59	738.02	739.12	740.28	741.46	742.39	743.36	744.58	745.44	746.51	747.51	748.40	749.31	750.48	751.45	752.30	753.21	753.21
家庭系ごみ排出量原単位※2			514.92	515.97	512.70	515.76	532.48	524.92	526.49	527.88	529.32	530.67	531.99	533.21	534.34	535.60	536.76	537.89	539.01	540.17	541.26	542.30	543.28	543.28

※1 集団回収を除く

※2 剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

表4-2-4 ごみ処理量の推計結果

区 分		実績値（t/年）					推計値（t/年）															
		年 度					年 度															
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
焼却	燃やせるごみ	8,314	8,334	8,190	8,052	7,749	7,967	7,945	7,935	7,930	7,938	7,963	8,002	8,010	8,032	8,054	8,090	8,092	8,110	8,128	8,160	8,159
	破碎選別可燃物	638	655	692	691	780	728	732	736	742	746	752	761	764	770	775	781	782	787	790	796	797
	計	8,952	8,989	8,882	8,743	8,529	8,695	8,677	8,671	8,672	8,684	8,715	8,763	8,774	8,802	8,829	8,871	8,874	8,897	8,918	8,956	8,956
	処理内訳																					
	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破碎選別	鉄分回収(資源化)	56	62	63	72	81	66	66	66	66	66	66	67	67	67	67	67	67	68	68	68	68
	焼却残渣(資源化)	720	744	723	687	673	699	698	697	697	698	701	705	706	708	710	713	714	715	717	720	720
	燃やせないごみ	312	317	333	342	391	373	379	385	391	397	404	411	415	421	426	432	435	439	443	448	450
	処理内訳																					
	破碎選別可燃物	221	237	246	257	297	276	281	285	290	294	299	305	308	312	316	320	322	325	328	332	334
	破碎選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	破碎選別資源物	91	80	87	85	94	97	98	100	101	103	105	106	107	109	110	112	113	114	115	116	116
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ・剪定枝	427	446	486	468	497	483	482	482	483	483	485	488	488	490	492	493	493	495	495	497	496
	処理内訳																					
	破碎選別可燃物	303	334	360	352	378	359	358	358	359	359	360	362	362	364	365	366	366	367	367	369	368
	破碎選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	破碎選別資源物	124	112	126	116	119	124	124	124	124	124	125	126	126	126	127	127	127	128	128	128	128
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源物	1,005	1,003	998	983	1,020	994	989	988	987	987	990	998	997	999	1,002	1,007	1,005	1,007	1,010	1,013	1,012
	処理内訳																					
	選別可燃物	114	84	86	82	105	93	93	93	93	93	93	94	94	94	94	95	94	95	95	95	95
	選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	選別資源物	891	919	912	901	915	901	896	895	894	894	897	904	903	905	908	912	911	912	915	918	917
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害ごみ	16	16	16	15	17	16	16	15	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16	16	16	16
	処理内訳																					
	選別可燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	選別資源物	16	16	16	15	17	16	16	15	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16	16	16	16
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接資源化		1,543	1,497	1,422	1,429	1,490	1,415	1,403	1,395	1,387	1,383	1,383	1,388	1,386	1,387	1,386	1,390	1,387	1,388	1,387	1,391	1,387
その他 資源化	破碎選別資源物	1,122	1,127	1,141	1,117	1,145	1,138	1,134	1,134	1,134	1,136	1,142	1,151	1,151	1,155	1,161	1,167	1,167	1,170	1,174	1,178	1,177
	鉄分回収(資源化)	56	62	63	72	81	66	66	66	66	66	66	67	67	67	67	67	67	68	68	68	68
	焼却残渣(資源化)	720	744	723	687	673	699	698	697	697	698	701	705	706	708	710	713	714	715	717	720	720
	集団回収	351	342	339	286	210	268	265	262	260	259	259	260	259	259	259	260	259	259	259	260	259
資源化計（直接＋その他）		3,792	3,772	3,688	3,591	3,599	3,586	3,566	3,554	3,544	3,542	3,551	3,571	3,569	3,576	3,583	3,597	3,594	3,600	3,605	3,617	3,611
資源化計（直接＋その他）※		3,441	3,430	3,349	3,305	3,389	3,318	3,301	3,292	3,284	3,283	3,292	3,311	3,310	3,317	3,324	3,337	3,335	3,341	3,346	3,357	3,352
ごみ総排出量		11,968	11,956	11,784	11,576	11,374	11,516	11,479	11,462	11,453	11,462	11,499	11,562	11,570	11,603	11,635	11,688	11,687	11,714	11,738	11,785	11,779
ごみ排出量※		11,617	11,614	11,445	11,290	11,164	11,248	11,214	11,200	11,193	11,203	11,240	11,302	11,311	11,344	11,376	11,428	11,428	11,455	11,479	11,525	11,520
総資源化率（％）		31.7	31.5	31.3	31.0	31.6	31.1	31.1	31.0	30.9	30.9	30.9	30.9	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8	30.7	30.7	30.7	30.7
資源化率（％）※		29.6	29.5	29.3	29.3	30.4	29.5	29.4	29.4	29.3	29.3	29.3	29.3	29.3	29.2	29.2	29.2	29.2	29.2	29.1	29.1	29.1

※：集団回収を除く

第3節 減量化・資源化目標の検証

本節では減量化・資源化に係る国、東京都の目標や第5次瑞穂町長期総合計画及び平成29年3月に改定した前計画に掲げる目標を検証し、その上で目標を定めるものとします。

1. 国、東京都の目標とその検証

国における減量化・資源化目標は、「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「廃棄物処理基本方針」といいます。)に示されています。

廃棄物処理基本方針は、平成13年5月に策定され、平成22年12月に改正されました。その後、平成28年度以降の廃棄物減量化の目標等を定める必要があること、非常災害時に関する事項を追加すること等を踏まえて平成28年1月に改正されました。

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために平成15年3月に策定されました。循環型社会形成推進基本法の中で、循環型社会形成推進基本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

また、東京都資源循環・廃棄物処理計画は、平成28年3月に主要な施策を示す計画として策定されました。その後、令和3年9月に改定され、「2030年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿」として、三本の柱「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」、「社会的課題への果敢なチャレンジ」が示され、その実現に向けて、新たな指標及び計画目標が掲げられています。

国、東京都における減量化・資源化目標等を整理したものを表4-3-1に示します。

表4-3-1 国、東京都の減量化・資源化目標等

項 目		廃棄物処理基本方針	第四次循環型社会 形成推進基本計画	東京都資源循環・廃棄物処理計画			
策定年月		平成28年1月（改定）	平成30年6月	平成28年3月		令和3年9月（改定）	
基準年度		平成24年度	-	平成24年度		-	
目標年度		令和2年度	令和7年度	令和2年度 (2020年度目標)	令和12年度 (2030年度目標)	令和7年度 (2025年度目標)	令和12年度 (2030年度目標)
排 出 削 減	排出量 (t/年)	約12%削減	-	5%削減 (435万トン)	10%削減 (413万トン)	440万トン	410万トン
	プラスチック 焼却削減量 (平成29年度比)	-	-	-	-	-	40%
	食品ロス削減量	-	-	-	-	-	38万トン
	1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人・日)	-	約850	-	-	-	-
	1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	500	約440	-	-	-	-
再生利用率*		約27%	-	27% (117万トン)	37% (153万トン)	31%	37%
最終処分量		約14%削減	-	32万トン	21万トン	82万トン	77万トン

※：総資源化率と同義

(1) 廃棄物処理基本方針との比較

廃棄物処理基本方針では、ごみ総排出量の削減目標を平成 24 年度実績に対して、令和 2 年度に 12%削減することとしています。実績では、3.4%の削減にとどまっています。

再生利用率の目標については、令和 2 年度に 27%の目標に対して、実績では 31.6%となり目標を達成しています。

最終処分量は、目標を達成していますが、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量目標については、令和 2 年度 500g/人・日の目標に対して、532.48g/人・日となっています。

表4-3-2 目標の達成状況（廃棄物処理基本方針）

項目	平成24年度 (2012年度)	令和2年度 (2020年度)		
	(実績値)	(実績値)	平成24年度比	(目標値)
排出量 (t/年)	11,778	11,374	-3.4%	平成24年度比 12%削減
再生利用率 (%)	35.7	31.6		27%
最終処分量 (t/年)	77	0	-100.0%	平成24年度比 14%削減
家庭系ごみ排出量※ (g/人・日)	527.06	532.48	6.5%	500

※：剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

※：家庭系ごみ排出量については、令和 2 年度の目標値との比較

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画との比較

第四次循環型社会形成推進基本計画では、1 人 1 日当たりのごみ排出量目標を、令和 7 年度に 850g としています。令和 2 年度までの実績に基づく現況推移の推計結果では、969.94g となり、目標達成は非常に厳しい状況です。

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量目標については、現況推移の推計結果では、530.67g となっています。

表4-3-3 目標の達成状況（第四次循環型社会形成推進基本計画）

項目	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)	
	(実績値)	(推計値)	(目標値)
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	955.88	969.94	850
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※ (g/人・日)	532.48	530.67	440

※：剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

(3) 東京都資源循環・廃棄物処理計画との比較

東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和 3 年 9 月）では、東京都内における排出量、再生利用量及び最終処分量の推計を踏まえた、令和 7 年度及び令和 12 年度の目標値を設定しています。基準年度や削減率が示されておらず比較検証が難しいことから、検証における目標値は、平成 28 年 3 月に策定された東京都資源循環・廃棄物処理計画の目標値とします。

ごみ総排出量目標については、平成 24 年度実績に対して、令和 2 年度に 5%削減（2020 年度目標）、令和 12 年度に 10%削減（2030 年度目標）としています。令和 2 年度実績において 3.4%削減、令和 12 年度推計値において 1.2%削減となる見込みです。

表4-3-4 目標の達成状況（東京都資源循環・廃棄物処理計画）

項目	平成24年度 (2012年度)	令和2年度 (2020年度)		令和12年度 (2030年度)	
	(実績値)	(実績値)	(目標値)	(推計値)	(目標値)
排出量 (t/年)	11,778	11,374 (-3.4%)	平成24年度比 5%削減	11,635 (-1.2%)	平成24年度比 10%削減
再生利用率 (%)	35.7	31.6	27.0	30.8	37.0
最終処分量 (t/年)	77	-	-	-	-

2. 総合計画における指標とその検証

第 5 次瑞穂町長期総合計画における数値目標では、令和 7 年度に 1 人 1 日当たりごみ総排出量 822g/人・日、令和 12 年度に 821g/人・日と設定していますが、現況推移の推計結果では、令和 7 年度 969.94g/人・日となり、令和 12 年度 971.11g/人・日となり、超過する見込みです。

3. 前計画の目標とその検証

前計画の目標を以下に示します。

計画目標年度の平成 43 年度（令和 13 年度）までに、平成 27 年度比総排出量を 24.7%減とし、総資源化率を 38.9%以上とします。

1 人 1 日あたり 156 g （例：計量カップ米 1 杯分程度）

総排出量は、平成 27 年度の実績に対して、令和 13 年度に 24.7%減を目標にしていますが、現況推移の推計で 3.3%削減の見込み、総資源化率は 38.9%に対して、30.8%の見込みです。達成のためには、更なるごみの減量化、資源化促進等の相当な努力が必要です。

表4-3-5 目標の達成状況（前計画）

項 目	平成27年度 (実績値)	前計画目標値 (令和13年度)		現況推移 (令和13年度)	
			平成27年度比		平成27年度比
総排出量 (t/年)	12,093	9,110	24.7%減	11,688	3.3%減
総資源化率 (%)	32.0	38.9		30.8	

第4節 減量化・資源化施策

ごみの発生及び排出抑制、減量化、資源化施策については、町民・事業者・行政との連携により、施策そのものが共通認識されることで、減量効果や資源化の向上につながり、その結果、顕著に表れる施策がある一方で、数値に表れにくい施策も少なくありません。

ここでは、主に数値に表れる施策について設定条件を定め、将来推計として試算します。

1. 施策ケースの設定

(1) 施策ケースの設定

西多摩衛生組合環境センターのごみ質分析と多摩地域ごみ実態調査(平成28年度～令和元年度統計)のごみ組成分析結果の比較等から、以下の施策4ケースについてケースごとの条件を設定し、施策を実施した場合の将来ごみ量を推計します。

施策ケース1：分別の徹底による紙類の資源化の向上

施策ケース2：プラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上

施策ケース3：生ごみの水切りによる家庭系燃やせるごみの排出抑制

施策ケース4：事業系燃やせるごみの排出抑制

表4-4-1 各施策ケース及び数値目標等の設定

ケースNo.	ケース名称	数値目標等の設定
ケース1	分別の徹底による紙類の資源化の向上	家庭系燃やせるごみの分別の徹底を行うことにより、雑誌・雑がみ類を31.86g/人・日増加
ケース2	プラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上	家庭系燃やせるごみに含まれるプラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上を行うことにより、容器包装プラスチックを57.48g/人・日増加
ケース3	生ごみの水切りによる家庭系燃やせるごみの排出抑制	手絞り等生ごみの水切りを行うことにより、家庭系燃やせるごみを対象に5.66g/人・日の減量効果
ケース4	事業系燃やせるごみの排出抑制	事業系燃やせるごみの排出抑制を行うことにより、令和18年度に令和2年度の実績2,197tを目標とし、217tの減量効果

(2) 推計結果

現況推移における推計値と「(1) 施策ケースの設定」において、設定した推計値の比較を表 4-4-2 に示します。計画目標年度の令和 18 年度において、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量は、94.96g の減量、資源物は、89.33g の増加、ごみ総排出量は、285t の減量、総資源化率は、8.6%の増加が見込まれます。

本計画では、より一層の減量化・資源化を目指し全ケースを採用します。

表4-4-2 現況推移及び施策ケースの比較

項目		単位	実績値	推計値		
			令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
※家庭系ごみ	現況推移	g/人・日	532.48	531.99	537.89	543.28
	施策ケース (全ケース)			496.98	473.10	448.32
資源物	現況推移	g/人・日	210.94	200.16	199.12	198.44
	施策ケース (全ケース)			233.14	259.93	287.77
総排出量	現況推移	t/年	11,374	11,499	11,688	11,779
	施策ケース (全ケース)			11,451	11,567	11,494
総資源化率	現況推移	%	31.6	30.9	30.8	30.7
	施策ケース (全ケース)			33.9	36.4	39.3

※：剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

全ケースを採用したごみ量推移を表 4-4-3、ごみ処理量の推移を表 4-4-4 に示します。

表4-4-3 ごみ量の推計結果（全ケース採用）

項目		単位	実績値					推計値																
			年 度					年 度																
			平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
行政区域内人口		人	33,781	33,606	33,297	32,908	32,600	32,657	32,508	32,339	32,365	32,376	32,481	32,574	32,666	32,748	32,825	32,890	32,947	32,998	33,043	33,086	33,122	
家庭系ごみ	燃やせるごみ	t /年	5,681	5,650	5,544	5,507	5,552	5,447	5,363	5,291	5,222	5,164	5,121	5,089	5,028	4,980	4,930	4,891	4,824	4,769	4,713	4,668	4,597	
	燃やせないごみ		312	318	333	342	391	373	379	385	391	397	404	411	415	421	426	432	435	439	443	448	450	
	一般家庭		304	310	318	328	375	360	366	371	377	383	390	396	400	406	411	417	420	423	427	432	434	
	公園・公共施設等		8	8	15	14	16	13	13	14	14	14	14	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16	
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	粗大ごみ		356	361	354	363	393	368	367	366	366	366	367	369	369	370	371	372	372	373	373	374	374	373
	収集		116	121	113	108	107	107	106	105	105	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	103
	持込		240	240	241	255	286	261	261	261	261	262	263	265	265	266	267	268	268	269	269	270	270	270
	その他不法投棄等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	剪定枝		71	85	132	106	104	115	115	116	117	117	118	119	119	120	121	121	121	122	122	123	123	123
	収集		1	1	3	4	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	持込		70	84	129	102	103	112	112	113	114	114	115	116	116	117	118	118	118	119	119	120	120	120
	資源物		2,548	2,500	2,420	2,412	2,510	2,474	2,521	2,576	2,632	2,694	2,764	2,845	2,909	2,979	3,051	3,129	3,192	3,265	3,336	3,416	3,479	3,479
	カン		196	192	190	189	202	192	191	191	191	191	191	193	193	193	194	195	194	195	195	196	196	196
	ビン		272	265	253	241	247	244	242	241	240	240	240	242	241	242	242	243	243	243	244	244	244	244
	ペットボトル		129	133	137	132	136	135	134	134	134	134	134	135	136	136	136	137	137	137	138	138	138	138
	容器包装プラスチック		408	413	418	421	435	465	505	546	588	630	675	722	765	810	855	903	946	992	1,037	1,086	1,129	1,129
	ダンボール		254	259	260	264	319	282	283	283	283	284	285	287	288	289	290	291	291	292	292	294	293	293
	新聞紙		319	277	233	224	190	189	180	173	167	162	158	155	152	149	146	144	142	140	138	136	134	134
	雑誌・雑がみ		767	753	726	724	740	746	765	786	807	831	857	885	909	934	961	989	1,012	1,038	1,064	1,093	1,116	1,116
	古着・古繊維		193	198	193	207	231	211	211	212	212	212	213	215	215	216	216	217	217	218	218	219	219	219
	紙パック		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	小型家電		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害ごみ	16	16	16	15	17	16	16	15	15	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16	16	16	16	
	乾電池	11	11	11	11	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	
	蛍光管	5	5	5	4	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	家庭系ごみ計			8,984	8,930	8,799	8,745	8,967	8,793	8,761	8,749	8,743	8,753	8,789	8,848	8,855	8,885	8,915	8,961	8,960	8,984	9,003	9,045	9,038
集団回収	古紙	t /年	346	337	334	282	207	264	261	258	256	255	255	256	255	255	255	256	255	255	255	256	255	
	アルミ（アルミ缶）		5	5	5	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	合計		351	342	339	286	210	268	265	262	260	259	259	260	259	259	259	260	259	259	259	260	259	
事業系ごみ	燃やせるごみ	t /年	2,633	2,684	2,646	2,545	2,197	2,447	2,436	2,426	2,418	2,410	2,403	2,391	2,379	2,368	2,357	2,346	2,315	2,286	2,257	2,227	2,197	
	燃やせないごみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	剪定枝		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事業系ごみ計		2,633	2,684	2,646	2,545	2,197	2,447	2,436	2,426	2,418	2,410	2,403	2,391	2,379	2,368	2,357	2,346	2,315	2,286	2,257	2,227	2,197	
ごみ量合計		g/人・日	11,968	11,956	11,784	11,576	11,374	11,508	11,462	11,437	11,421	11,422	11,451	11,499	11,493	11,512	11,531	11,567	11,534	11,529	11,519	11,532	11,494	
総原単位			970.64	974.71	969.60	961.12	955.88	965.45	966.00	966.28	966.80	966.55	965.88	964.51	963.93	963.10	962.43	960.89	959.12	957.22	955.09	952.31	950.74	
総原単位※1			942.17	946.83	941.71	937.37	938.23	942.97	943.67	944.15	944.79	944.64	944.03	942.70	942.21	941.44	940.81	939.30	937.58	935.71	933.61	930.84	929.32	
家庭系ごみ排出量原単位			728.63	728.02	723.99	726.07	753.59	737.68	738.36	739.18	740.10	740.70	741.34	742.15	742.68	743.33	744.09	744.41	745.07	745.91	746.47	746.94	747.59	747.59
家庭系ごみ排出量原単位※2			514.92	515.97	512.70	515.76	532.48	519.14	514.86	510.47	506.13	501.56	496.98	492.28	487.46	482.81	478.00	473.10	468.25	463.37	458.43	453.36	448.32	

※1 集団回収を除く

※2 剪定枝、資源物、有害ごみ、集団回収を除く

表4-4-4 ごみ処理量の推計結果（全ケース採用）

区 分		実績値（t/年）					推計値（t/年）																
		年 度					年 度																
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
焼却	燃やせるごみ		8,314	8,334	8,190	8,052	7,749	7,894	7,799	7,717	7,640	7,574	7,524	7,480	7,407	7,348	7,287	7,237	7,139	7,055	6,970	6,895	6,794
	破砕選別可燃物		638	655	692	691	780	732	740	747	757	765	776	788	795	806	815	825	831	839	847	857	862
	計		8,952	8,989	8,882	8,743	8,529	8,626	8,539	8,464	8,397	8,339	8,300	8,268	8,202	8,154	8,102	8,062	7,970	7,894	7,817	7,752	7,656
	処理内訳	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		鉄分回収(資源化)	56	62	63	72	81	66	65	64	64	63	63	63	62	62	62	61	61	60	59	59	58
		焼却残渣(資源化)	720	744	723	687	673	694	687	681	675	671	667	665	660	656	652	648	641	635	629	623	616
破砕選別	燃やせないごみ		312	317	333	342	391	373	379	385	391	397	404	411	415	421	426	432	435	439	443	448	450
	処理内訳	破砕選別可燃物	221	237	246	257	297	276	281	285	290	294	299	305	308	312	316	320	322	325	328	332	334
		破砕選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破砕選別資源物	91	80	87	85	94	97	98	100	101	103	105	106	107	109	110	112	113	114	115	116	116
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ・剪定枝		427	446	486	468	497	483	482	482	483	483	485	488	488	490	492	493	493	495	495	497	496
	処理内訳	破砕選別可燃物	303	334	360	352	378	359	358	358	359	359	360	362	362	364	365	366	366	367	367	369	368
		破砕選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破砕選別資源物	124	112	126	116	119	124	124	124	124	124	125	126	126	126	127	127	127	128	128	128	128
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源物		1,005	1,003	998	983	1,020	1,036	1,072	1,112	1,153	1,195	1,241	1,293	1,335	1,381	1,428	1,478	1,520	1,567	1,614	1,664	1,707
	処理内訳	選別可燃物	114	84	86	82	105	97	101	104	108	112	117	121	125	130	134	139	143	147	152	156	160
		選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選別資源物	891	919	912	901	915	939	971	1,008	1,045	1,083	1,124	1,172	1,210	1,251	1,294	1,339	1,377	1,420	1,462	1,508	1,547
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害ごみ		16	16	16	15	17	16	16	15	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16	16	16	16
	処理内訳	選別可燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		選別資源物	16	16	16	15	17	16	16	15	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16	16	16	16
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接資源化		1,543	1,497	1,422	1,429	1,490	1,438	1,449	1,464	1,479	1,499	1,523	1,552	1,574	1,598	1,623	1,651	1,672	1,698	1,722	1,752	1,772	
その他 資源化	破砕選別資源物		1,122	1,127	1,141	1,117	1,145	1,176	1,209	1,247	1,285	1,325	1,369	1,419	1,458	1,501	1,547	1,594	1,633	1,678	1,721	1,768	1,807
	鉄分回収(資源化)		56	62	63	72	81	66	65	64	64	63	63	63	62	62	62	61	61	60	59	59	58
	焼却残渣(資源化)		720	744	723	687	673	694	687	681	675	671	667	665	660	656	652	648	641	635	629	623	616
	集団回収		351	342	339	286	210	268	265	262	260	259	259	260	259	259	259	260	259	259	259	260	259
資源化計（直接＋その他）		3,792	3,772	3,688	3,591	3,599	3,642	3,675	3,718	3,763	3,817	3,881	3,959	4,013	4,076	4,143	4,214	4,266	4,330	4,390	4,462	4,512	
資源化計（直接＋その他）※		3,441	3,430	3,349	3,305	3,389	3,374	3,410	3,456	3,503	3,558	3,622	3,699	3,754	3,817	3,884	3,954	4,007	4,071	4,131	4,202	4,253	
ごみ総排出量		11,968	11,956	11,784	11,576	11,374	11,508	11,462	11,437	11,421	11,422	11,451	11,499	11,493	11,512	11,531	11,567	11,534	11,529	11,519	11,532	11,494	
ごみ排出量※		11,617	11,614	11,445	11,290	11,164	11,240	11,197	11,175	11,161	11,163	11,192	11,239	11,234	11,253	11,272	11,307	11,275	11,270	11,260	11,272	11,235	
総資源化率（％）		31.7	31.5	31.3	31.0	31.6	31.6	32.1	32.5	32.9	33.4	33.9	34.4	34.9	35.4	35.9	36.4	37.0	37.6	38.1	38.7	39.3	
資源化率（％）※		29.6	29.5	29.3	29.3	30.4	30.0	30.5	30.9	31.4	31.9	32.4	32.9	33.4	33.9	34.5	35.0	35.5	36.1	36.7	37.3	37.9	

※：集団回収を除く

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

ごみ処理における基本方針を以下に示します。

1. ごみ処理における基本方針

本計画の基本理念は前計画を継承した「環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」とし、引き続き以下の5点を基本方針として、減量化及び総資源化率の数値目標を設定します。

- (1) 3Rの推進
- (2) 町民・事業者・行政の役割分担の明確化
- (3) 適正処理の推進
- (4) ごみ処理から資源管理への転換
- (5) ごみ処理業務の合理化及び効率化

(1) 3Rの推進

3R(リデュース<Reduce:発生抑制>、リユース<Reuse:再使用>、リサイクル<Recycle:再生利用>)を徹底し、ごみの発生抑制・減量化・資源化の推進を図ります。

1) 発生抑制（リデュース：Reduce）

ごみの排出量は、減少傾向で推移しているものの、更なる排出抑制を目標に、脱炭素社会、資源循環型社会の構築に向けて、町民や事業者が主体的に発生抑制に取り組めるよう、協力等を推進するとともに積極的に支援します。

2) 再使用（リユース：Reuse）

ごみとして出す前に、修理や部品交換等をして再度使用したり、まだ使用できるが不要になったものは、フリーマーケットやリサイクルショップを利用するなどして、繰り返し使うことが必要です。また、食品等を購入する際には、容器等がリターナブルであるか等を考慮し、可能な限りごみを出さない環境にやさしいライフスタイルを確立することが重要です。

3) 再生利用（リサイクル：Recycle）

町民の環境に対する意識は高まりつつありますが、資源物の減量等により資源化率は伸び悩んでいます。再使用できなくなったものを単にごみとして出さずに、集団回収や町の分別収集時に資源として出すなど、資源化に向けた啓発活動やリサイクルシステムへの支援等が必要です。

(2) 町民・事業者・行政の役割

町民・事業者・行政それぞれのごみに関する役割を明確にし、三者が協働して「環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」を実践していく必要があります。

三者は、それぞれの果たすべき役割と責務を踏まえ、主体的な相互連携のもと、協力体制を創りあげるものとします。

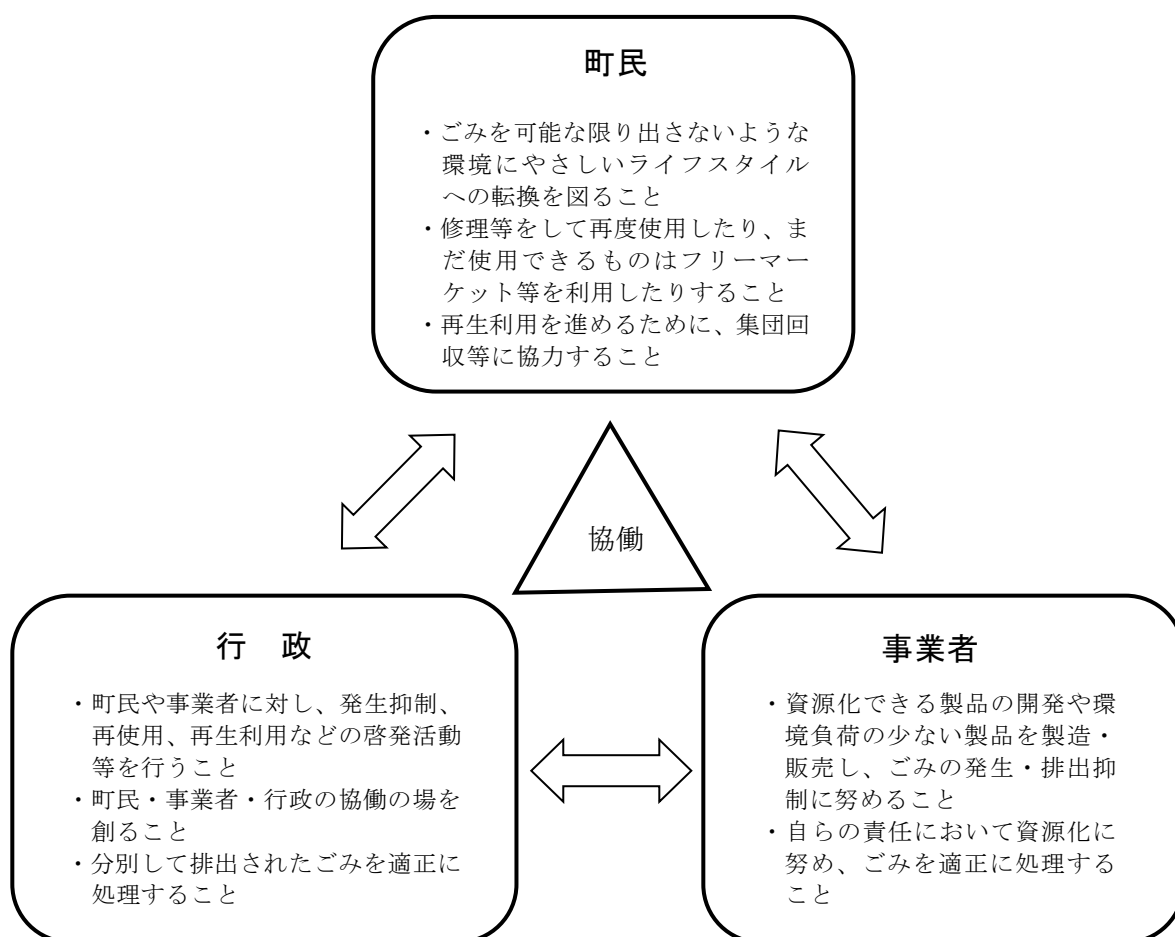


図5-1-1 三者の役割

(3) 適正処理の推進

発生抑制及び再使用の推進後に発生するごみについて、適正に処理を行います。

1) 焼却処理

燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターにおいて適正に焼却処理し、サーマルリサイクル（ごみから熱エネルギーを回収し利用すること）を行います。また、脱炭素社会の構築のため、燃やせるごみの減量化・資源化に取り組んでいくものとします。

2) 破碎・選別処理

燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物は、リサイクルプラザ等で適正に破碎・選別処理し、可能な限り資源化の向上に努めます。

3) 最終処分

リサイクルプラザ等で処理後の破碎選別不燃物は民間のリサイクル事業者の施設にて再資源化しています。

(4) ごみ処理から資源管理への転換

前計画に基づき、従来の「ごみ処理」という観点から脱却し、「資源管理」という視点への転換を図ってきました。今後も全てのごみの搬入、搬出、処理等の管理を行い、本町で発生する資源物の流れを把握し、脱炭素社会、資源循環型社会の構築を目指すものとします。

脱炭素社会、資源循環型社会へのプロセスを図 5-1-2 に示します。

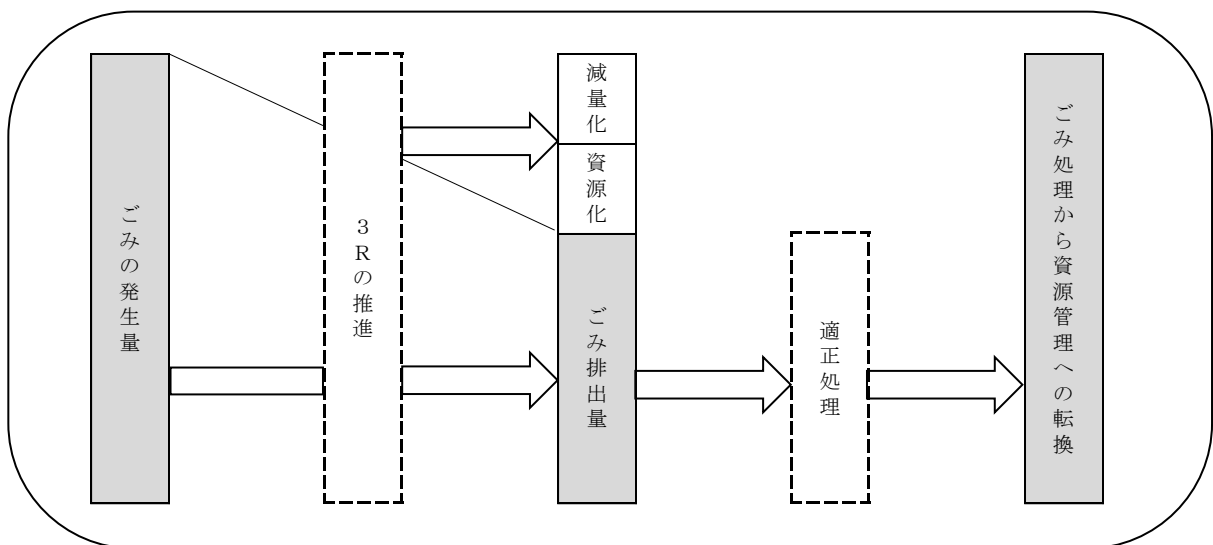


図5-1-2 脱炭素社会、資源循環型社会へのプロセス

(5) ごみ処理業務の合理化及び効率化

西多摩衛生組合及び組合構成市町において、経費削減等を目的とした業務の集約を目指すものとします。

また、資源循環型社会の構築を図るためには、単独の自治体だけでなく、広域的な取組が必要です。

このことから以下の点について、具体的な検討を行い、検討結果に基づいたごみ処理業務の効率化の推進を図ります。

1) 集約する業務の抽出

財政状況及びごみ処理業務の現状等に基づき、集約すべき業務を抽出します。

2) 業務集約による効果の検証

抽出された業務について、財政効果だけでなく、資源循環型社会の構築、町民サービスの向上等を含め、多角的に検証・検討します。

(6) 資源化・減量化目標

ごみ処理における 5 つの基本方針に基づく、減量化及び総資源化率の数値目標を以下のとおり設定します。

◇計画目標年度の令和 18 年度の総排出量は、

令和 2 年度と同程度を目指すものとし、

1 人 1 日当たりのごみ総排出量は、950g を目指すものとし、

総資源化率は 39.3%を目指します。

注：令和 3 年度以降、将来人口は増加を見込んでいるため、総排出量は、令和 2 年度の実績と同程度を目指す。

1 人 1 日当たりのごみ総排出量は、P.43 の表 4-4-3 を参照のこと。

また、総資源化率は、P.44 の表 4-4-4 を参照のこと。

第2節 施策の基本フレーム

基本理念、基本方針に沿った各施設の基本フレームを以下に示します。

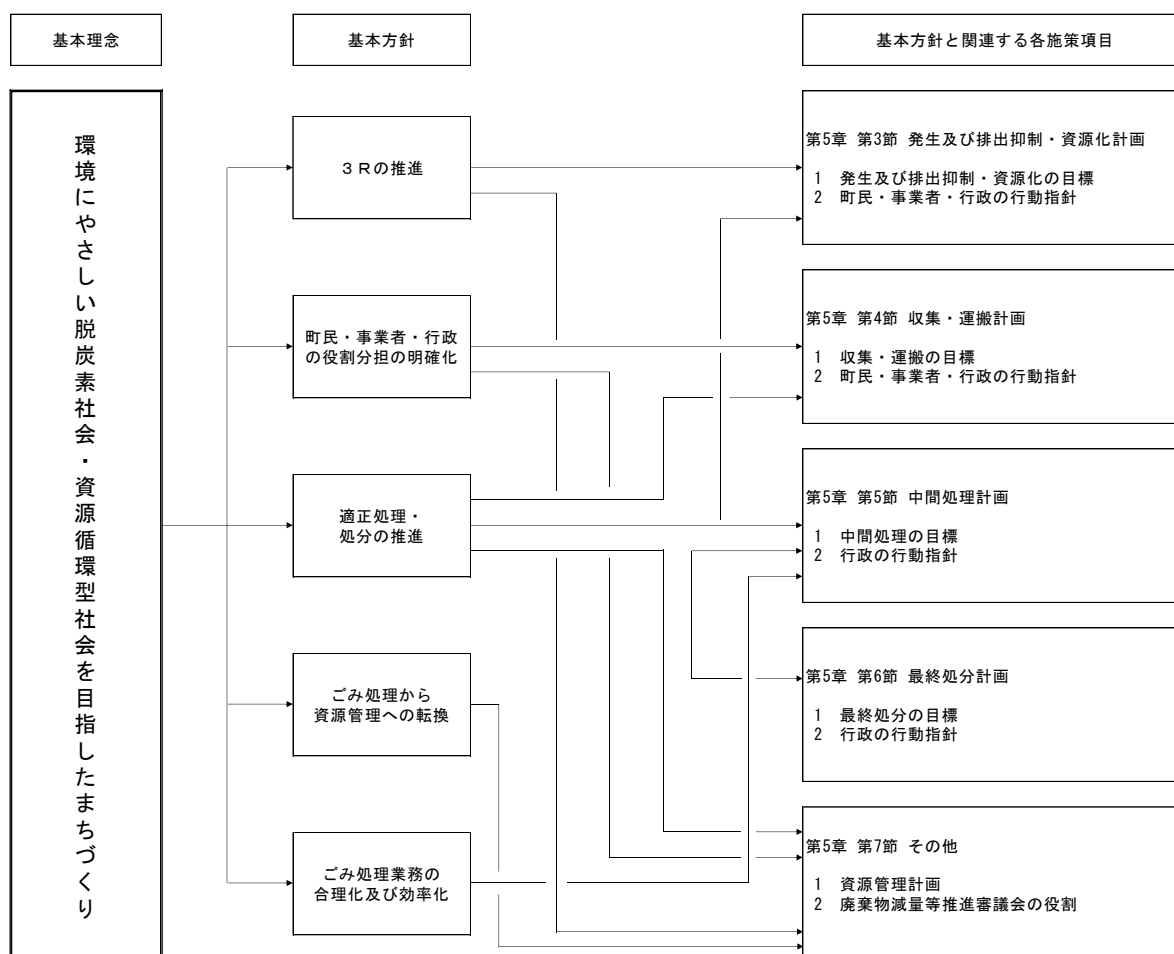


図5-2-1 施策の基本フレーム

第3節 発生及び排出抑制・資源化計画

ごみの発生及び排出を抑制し、資源化を推進していくことは、ごみ処理において最も重要な事項であり、これを確実に実行していくことが、「脱炭素社会」、「資源循環型社会」構築の必要不可欠な条件です。また、資源の大部分を輸入に依存する我が国において、再資源化あるいは再生利用できるごみを「貴重な国内資源」として位置づけ、積極的に有効活用を図ることの意味は大きいといえます。

本計画の基本方針に示すように、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の優先順位に基づき、町民・事業者・行政の三者が一体となって協力して発生及び排出抑制・資源化施策をさらに推進します。

施策の推進においては、前計画の行動指針を継続していくほか、食品ロスやプラスチックごみ削減等の新たな課題にも対応していきます。

1. 発生及び排出抑制・資源化の目標

発生及び排出抑制・資源化の目標を次のとおりとします。

発生及び排出抑制・資源化の目標

- ① 脱炭素社会、資源循環型社会に沿ったライフスタイルへの移行
- ② 発生及び排出抑制の推進
- ③ 資源物回収率の増加
- ④ 地域の3R運動の活性化

2. 町民・事業者・行政の行動指針

ごみの発生及び排出抑制、資源化の目標を達成するための町民・事業者・行政の行動指針は、次のとおりです。

町民の行動指針

- ① 環境負荷の小さいライフスタイルの実現を目指し、脱炭素社会、資源循環型社会への対応を図ります。（関連目標①）
- ② マイバッグを持参して、レジ袋や過剰包装は断るようにするとともに、マイ箸、マイボトル、マイカップの利用を実践します。（関連目標①、②、④）
- ③ ごみの排出者としての責務を自覚し、ごみの発生及び排出を抑制し、さらに減量化・資源化に対する意識を高め、実践します。（関連目標①、②、③）
- ④ プラスチックごみ削減を目指し、可能な限り使い捨てプラスチック製品を購入しないライフスタイルを実践します。（関連目標①、②、④）

- ⑤ 地域のリサイクル活動（集団回収、フリーマーケット等）を推進するとともに、その活動に積極的に参加します。（関連目標③、④）
- ⑥ 資源物の分別排出を徹底します。（関連目標③）
- ⑦ 厨芥ごみの水切りの徹底や資源化に取り組めます。（関連目標①、②、④）
- ⑧ グリーン購入（リサイクル商品の購入）を心がけます。（関連目標①、④）
- ⑨ 余った食材や残った料理は他の料理に活用するなどして、食品ロス削減を心がけます。（関連目標①、②、④）
- ⑩ 買い物前に在庫を確認し、必要なものだけ購入します。（関連目標①、②、④）

事業者の行動指針

- ① 寿命の長い製品を製造します。（関連目標①、②、④）
- ② 詰替式商品の製造・販売を促進します。（関連目標①、②、④）
- ③ 事業所内のごみ減量化・資源化対策を計画的かつ積極的に進めるとともに、事業者の自己処理責任に基づき適正処理を行います。（関連目標①、②、④）
- ④ 再生プラスチックやバイオマスプラスチックを利用したエコマーク商品等の販売促進に努めます。（関連目標①）
- ⑤ 従業員に対するごみ減量・環境教育研修等を実施します。（関連目標①、②、④）
- ⑥ グリーン購入及びグリーン調達を推進に努めます。（関連目標①）
- ⑦ 資源物の分別排出の徹底とリサイクルルートの確立を推進します。（関連目標③）
- ⑧ 多量排出事業者は減量化計画を作成します。（関連目標①、②、④）
- ⑨ 小盛りや少人数メニュー、ばら売り・量り売りや売れ残り削減等の食品ロス削減を推奨する取組を推進します。（関連目標①、②、④）
- ⑩ 過剰包装の見直しや在庫管理の適正化等によるごみの減量に努めます。（関連目標①、②、④）

行政の行動指針

- ① 脱炭素社会、資源循環型社会に対応した施設整備の改善を図ります。（関連目標①）
- ② ごみの発生及び排出抑制、再使用、再生利用（3R運動）に係る啓発活動を推進します。（関連目標①、②、④）

- ③ 副読本の配布や職場体験、地域団体対象の出前講座等を実施し、学校や地域における環境学習や環境教育への取組を推進します。(関連目標①)
- ④ グリーン購入を推進します。(関連目標①)
- ⑤ 厨芥ごみの水切りの実施を啓発し、燃やせるごみの減量化・資源化に向けた取組を推進します。(関連目標①、②、④)
- ⑥ 町内会・自治会、各種団体による集団回収について、地域のリサイクルシステム活動を支援するため、助成制度を継続します。(関連目標③、④)
- ⑦ 職員によるパトロールの強化や看板の作成等により、ごみの不法投棄防止や資源物の持ち去り防止に努めます。(関連目標①)
- ⑧ 家庭における食品ロス削減に向けて、食材の使い切り、食べ残しの削減などの意識啓発を図ります。(関連目標①、②、④)
- ⑨ 可燃物として排出されている物の中から、資源化できる品目を検討します。
(関連目標①、③、④)
- ⑩ マイバッグ、マイ箸、マイボトル・マイカップの利用を促進し、使い捨てプラスチック製品等のプラスチックごみ削減の意識啓発を図ります。
(関連目標①、②、④)
- ⑪ 事業系一般廃棄物の搬入に係るごみの抜き打ち検査を継続実施し、搬入不適正物混入を防ぐとともに、適正排出に向けて立入検査等の指導を強化します。(関連目標②)
- ⑫ 事業所等における食品ロス削減やプラスチックごみ削減に向けて、事業者向け啓発物等を作成し意識啓発に努めます。(関連目標①、②、④)
- ⑬ 多量排出事業者に対する減量化計画作成の義務化や廃棄物管理責任者の設置、また、リサイクルルート確立による資源化・減量化を推進します。(関連目標①、②、④)
- ⑭ 剪定枝はみずほリサイクルプラザでチップ化し、隣接するみずほエコパークの散策路等で再利用しています。このような剪定枝資源化の取組を一層推進します。
(関連目標①、②、④)
- ⑮ みずほリサイクルプラザで実施している家具等のリサイクル品の販売について、広く町民に周知し、再生品利用の普及啓発を図ります。(関連目標①、②、③)

第4節 収集・運搬計画

町民の良好な生活環境を維持し、中間処理施設等の安定稼働と十分な機能を発揮するためには、合理的で持続性があり、また、ごみ排出量やごみを取り巻く環境等の変化に対応した効率的な収集・運搬体制の確立が望まれます。

1. 収集・運搬の目標

収集・運搬の目標を次のとおりとします。

収集・運搬の目標

- ① 効率的な収集・運搬方法の構築
- ② 組合構成市町の収集対象品目及び収集方法の統一
- ③ 収集車両に低公害車の導入を推進

2. 町民・事業者・行政の行動指針

収集・運搬の目標を達成するための町民・事業者・行政の行動指針は、次のとおりです。

町民の行動指針

- ① 分別排出を徹底します。(関連目標①)
- ② ごみ・資源物収集カレンダーにある排出方法を遵守します。(関連目標①)
- ③ マナーを守り、ごみ集積所の維持管理を徹底します。(関連目標①)

事業者の行動指針

- ① 分別排出を徹底します。(関連目標①)
- ② 収集・運搬作業に配慮した排出方法に努めます。(関連目標①)
- ③ 収集車両に低公害車の導入に努めます。(関連目標③)

行政の行動指針

- ① 公衆衛生及び生活環境の保全を維持し、町民サービスの向上に努めます。
(関連目標①)
- ② ごみ排出量等の変化等を踏まえて、効率的な収集・運搬方法を継続して検討します。
(関連目標①)
- ③ 降雪や台風等の際に、適切な情報の配信や安全な収集・運搬が実施できるよう対応マニュアルの徹底を図ります。(関連目標①)
- ④ 西多摩衛生組合及び組合構成市町が協議を行い、広域処理の観点から収集対象品目及び収集方法の統一を検討します。(関連目標②)
- ⑤ スプレー缶やリチウムイオン電池等の適正な分別排出の周知を徹底し、収集作業における発火等事故防止に努めます。(関連目標①)
- ⑥ 収集車両に低公害車の導入を推進します。(関連目標③)

第5節 中間処理計画

中間処理は、ごみから金属等を回収して資源化を図ることにより、最終処分場を極力減量するための処理を行っています。また、焼却に伴う熱エネルギーの回収、ダイオキシン類等の排出抑制対策をはじめとした環境負荷の低減等も処理の重要な目的です。

みずほリサイクルプラザは稼働から18年が経過しており、施設の安定的な運用と延命化への対応が求められています。

1. 中間処理の目標

中間処理の目標を次のとおりとします。

中間処理の目標

- ① 環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場
- ② 焼却に伴う環境負荷の低減及び脱炭素社会の推進
- ③ 西多摩衛生組合及び組合構成市町との協議による現有焼却施設の適正管理及びサーマルリサイクルの推進
- ④ 現有焼却施設の長寿命化計画の推進
- ⑤ 広域処理に向けた資源化処理施設の統合
- ⑥ 多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持
- ⑦ 排出段階、中間処理段階における減量化

2. 行政の行動指針

中間処理の目標を達成するための行政の行動指針は、次のとおりです。

行政の行動指針

- ① 西多摩衛生組合の安全で安定した事業活動を行うため、組合の公害防止協定を厳守し、さらなる環境負荷の低減を目指します。(関連目標①、②、③)
- ② 地域におけるごみの減量・リサイクルの活動を支援するとともに、環境負荷の少ない製品を導入し、省資源・省エネルギーを推進します。(関連目標①)
- ③ 地域と協働で事業活動を進めていくため、いつでも相互の意見交換ができる場を持ち、様々な環境データを積極的に公開し、より分かりやすく理解が得られるよう親切丁寧な説明に努め、説明責任を果たします。(関連目標①)
- ④ 排出抑制・資源化の促進及び第2期基幹的整備事業を実施することにより、西多摩衛生組合環境センターから発生する温室効果ガスの削減と施設の延命化を図ります。(関連目標①、②、③、④)
- ⑤ 西多摩衛生組合及び組合構成市町との連携により、西多摩衛生組合環境センターの適正な維持管理を行い、サーマルリサイクルを継続して推進します。(関連目標③)
- ⑥ 循環型社会形成推進交付金制度を活用し、施設整備を図ります。(関連目標④)
- ⑦ みずほリサイクルプラザについては、経年による老朽化に伴い、処理能力に支障が生じないように、適正な維持管理と修繕工事を計画的に実施します。(関連目標①)
- ⑧ 西多摩衛生組合及び組合構成市町との協議により、組合構成市町がそれぞれ有する資源化処理施設の統合に向け検討します。(関連目標⑤)
- ⑨ 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、中間処理施設の緊急事態や事前予測可能な事態における自治体間の相互支援体制を維持し、広域処理の円滑な実施に努めます。(関連目標⑥)
- ⑩ 排出段階、中間処理段階において、適正な処理及び資源物の選別を行い、破碎選別不燃物の全量資源化を継続します。(関連目標⑦)

第6節 最終処分計画

最終処分は、ごみの発生及び排出抑制、中間処理、資源化等の適正な処理を行った後、やむを得ず最終処分が必要となったものを埋立処分によって適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用して安定化・無害化することです。今後も広域処理の体制を維持し、最終処分場の延命化に努めます。

1. 最終処分の目標

最終処分の目標を次のとおりとします。

最終処分の目標

- ① 最終処分場の延命化
- ② 関係自治体との連携による最終処分場の適正な維持管理

2. 行政の行動指針

最終処分の目標を達成するための行政の行動指針は、次のとおりです。

行政の行動指針

- ① 破碎選別不燃物を全量資源化することにより、東京たま広域資源循環組合所管の最終処分場の延命化に協力します。(関連目標①)
- ② 東京たま広域資源循環組合及び関係自治体との連携により、組合所管の最終処分場の適正な維持管理を行います。(関連目標②)

第7節 その他

1. 資源管理計画

一般的に計量を含めた管理システムは、ごみ処理を目的として、搬入量や中間処理量、最終処分量及び資源搬出量等を管理しています。また、前計画に基づき、従来の「ごみ処理」という観点から脱却し、「資源管理」という視点への転換を図ってきましたが、今後も、可能な限りごみの発生を抑制し、それでも排出されたごみは資源として循環利用するゼロエミッションの考えのもと、資源物の搬入、搬出、処理等の管理をより積極的に行います。

(1) 資源管理システムの構築

資源管理システムは、情報の管理機能とごみの処理機能の2つに分かれます。

1) 資源化情報の管理

集団回収、家庭での厨芥ごみ処理容器等の利用、事業所での資源化、中間処理施設での資源化など、町内における資源化の状況をよりきめ細やかに把握し、情報として管理する体制の構築を引き続き図ります。

2) 外部（民間等）資源化処理施設の活用

発生したごみを可能な限り資源に戻すことを念頭におき、資源化できる品目を検討し、外部資源化処理施設等を活用することで資源化の充実を図ります。

(2) ゼロエミッションの構想

廃棄物の発生をできる限り抑制することが最重要課題であるとともに、排出された廃棄物は資源として循環利用することが必要です。これらの究極的な姿が「ゼロエミッション：廃棄物 0（ゼロ）の実現に向けて国際連合大学が提唱している構想で、廃棄物を発生させない生産システムを目指している」といわれています。資源管理システムの構築とともに一步一步その理念に近づけることが大切です。

2. 廃棄物減量等推進審議会の役割

瑞穂町廃棄物減量等推進審議会は、本町の一般廃棄物の処理の基本方針や廃棄物の減量、再利用の促進に関する事項等を町長の諮問に応じ、審議し、答申をしています。直近の活動実績等を表 5-7-1 に示します。

表5-7-1 審議会の開催状況

開催年月	内 容
平成 29 年 7 月	平成 28 年度ごみ処理実績の報告及び一般廃棄物処理基本計画について
平成 30 年 12 月	平成 29 年度ごみ処理実績の報告及びペットボトルラベルの取扱いについて
令和 元年 9 月	平成 30 年度ごみ処理実績の報告及びペットボトルの出し方変更について 事業系一般廃棄物の減量及び分別促進に係る取組について
令和 2 年 11 月	令和元年度ごみ処理実績の報告及び新型コロナウイルスに係る対応について
令和 3 年 8 月 (書面開催)	令和 2 年度ごみ処理実績の報告及び一般廃棄物処理基本計画について 事業系一般廃棄物の減量及び分別促進に係る取組について
令和 3 年 11 月	一般廃棄物処理基本計画について

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現状と課題

1. 処理形態別人口の推移

生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理形態別人口の推移は、表 6-1-1 のとおりです。

令和 2 年度の実績では、計画処理区域内人口 32,600 人のうち、31,474 人が公共下水道に接続され、処理されています。また、公共下水道の水洗化人口は、計画処理区域内人口の減少に伴い、相対的に減少しています。

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽人口、し尿収集人口は、平成 28 年度以降、減少傾向で推移しています。なお、単独処理浄化槽は、浄化槽法の改正（平成 13 年 4 月 1 日施行）によって、浄化槽ではなくなったため、これ以降の設置は認められていません。

表6-1-1 処理形態別人口

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1. 計画処理区域内人口	33,781	33,606	33,297	32,908	32,600
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	32,767	32,647	32,421	32,137	31,867
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	579	548	504	449	393
(3) 公共下水道	32,188	32,099	31,917	31,688	31,474
(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	771	751	691	621	605
4. 非水洗化人口	243	208	185	150	128
(1) し尿収集人口	243	208	185	150	128
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※各年 10 月 1 日現在の人口より引用。

2. 公共下水道整備の推移と将来計画

表 6-1-2 に公共下水道整備の推移、表 6-1-3 に公共下水道事業計画の概要を示します。

令和 2 年度実績では、公共下水道の水洗化人口が 30,979 人に対して、公共下水道整備済区域内人口は 31,878 人であることから、下水道接続率が 97.18% で、未接続は 899 人となっています。

表6-1-2 公共下水道整備の推移

年度	総人口	整備済区域		水洗化	
		戸数	人口	戸数	人口
平成28年度	33,624	14,398	32,755	14,042	32,074
平成29年度	33,455	14,526	32,654	14,198	32,010
平成30年度	33,031	14,588	32,312	14,284	31,712
令和元年度	32,692	14,641	32,078	14,365	31,560
令和2年度	32,458	14,621	31,878	14,178	30,979

資料：町提供資料「各年度末下水道整備状況」より引用

※：人口については、各年度4月1日現在のため、表6-1-1と整合しない。

表6-1-3 公共下水道事業計画

項目	事業認可	全体計画
目標年次	令和6年度	令和6年度
処理区域面積 (ha)	930.9	1,568
下水道処理人口 (人)	29,020	32,000

3. し尿及び浄化槽汚泥量の推移

本町のし尿及び浄化槽汚泥量の推移を表6-1-4に示します。

し尿処理量は、平成28年度以降減少傾向で推移しており、令和2年度のし尿処理量は、平成28年度に対して105kL減少し233kLとなっています。浄化槽汚泥量（合併処理浄化槽汚泥と単独処理浄化槽汚泥の計）については、増減を繰り返して推移しています。

表6-1-4 し尿及び浄化槽汚泥量の推移

単位：kL

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し 尿	338	304	286	271	233
浄化槽汚泥※)	1,064	1,211	1,033	1,200	1,064
計	1,402	1,515	1,319	1,471	1,297

※) 浄化槽汚泥は、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の合計

4. 合併処理浄化槽の普及状況

合併処理浄化槽設置補助金制度実績を表 6-1-5、合併処理浄化槽設置事業補助額を表 6-1-6 に示します。

本町では、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、下水道の整備が見込まれない地域の合併処理浄化槽設置者に対し、補助金を交付しています。平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間の合併処理浄化槽設置補助実績基数は 7 基となっています。

表6-1-5 合併処理浄化槽設置補助金制度実績

単位：基

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	累計
補助基数	2	1	3	0	1	7

表6-1-6 合併処理浄化槽設置事業補助額

単位：円

区分	補助額
5人槽	444,000
6人槽、7人槽	486,000
8～10人槽	576,000

※令和 4 年 3 月末現在

5. 収集・運搬方法

(1) 収集・運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬状況を表 6-1-7 に示します。

本町では、し尿、浄化槽汚泥に区分して収集しています。し尿の収集は、委託業者が、月 1 回の頻度で行っており、浄化槽汚泥の収集は、許可業者が浄化槽の清掃時に収集を行っています。

表6-1-7 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬状況

区分	収集方式	収集回数
し尿	委託	月 1 回
浄化槽汚泥	許可	浄化槽清掃時

(2) し尿の処理手数料

し尿の処理手数料は、表 6-1-8 のとおりです。

し尿の処理手数料は、一般家庭の下水道法における処理区域の場合は 1 人当たり 1 か月 500 円、事業所は 500 円/36L としています。

表6-1-8 し尿の処理手数料

区分	処理手数料
し尿	■一般家庭 ①下水道法における処理区域：500円/人/月 ②上記以外：無料 ■事業所・臨時 500円/36L

6. 処理方法

青梅市し尿処理場の概要を表 6-1-9 に示します。

西多摩衛生組合によるし尿処理が平成 8 年 5 月に終了したことに伴い、本町、青梅市及び福生市との協定に基づき、し尿処理を行う施設として青梅市し尿処理場(処理能力 17kL/日)を整備し、平成 8 年 6 月から稼働しました。

また、平成 31 年 3 月には、施設の延命化と環境負荷への低減等に向けた基幹的設備改良工事が完了し、平成 31 年 4 月からは羽村市のし尿、本町及び羽村市の浄化槽汚泥についても青梅市との事務委託に基づき、新たに処理を開始しています。

なお、青梅市し尿処理場におけるし尿等の処理後の処理水は、適切な処理を行った後に下水道へ放流し、処理により発生した脱水汚泥は堆肥化施設等に運搬してリサイクル等を行っています。

表6-1-9 青梅市し尿処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	青梅市し尿処理場
所在地	青梅市黒沢1丁目697番地
施設所管	青梅市
竣工年月	平成8年3月（改良工事：平成31年3月）
処理能力	18kL/日（改良工事後）
処理方式	高負荷膜分離処理方式
総事業費	建設費：921,692千円 基幹的設備改良工事：594,000千円

7. 生活排水処理の課題

(1) 公共下水道の水洗化率の向上

本町の公共下水道の水洗化率は、令和 2 年度時点で約 97.2%※と高い値となっています。引き続き、公共下水道整備区域内の未接続の世帯に対し、担当部署への働きかけを行い、早期の接続を促進し、水洗化率を向上していくよう努めます。

※町公表資料「令和 2 年度末下水道整備状況」より引用

(2) 単独処理浄化槽利用世帯及びし尿収集世帯の切替促進

令和 2 年度現在、単独処理浄化槽人口は、計画処理区域内人口の約 1.85%、し尿収集人口は約 0.39%となっており、非常に少ない値となっていますが、引き続き、各世帯の状況を踏まえながら、公共下水道や合併処理浄化槽への切替を進めていく必要があります。

(3) 浄化槽の維持管理の徹底

浄化槽法では、浄化槽の法定検査、保守点検、清掃といった維持管理を定期的を実施することが、義務付けられています。浄化槽は、適正な維持管理を行わないと適正な機能を発揮しないため、引き続き浄化槽の適正な維持管理を啓発していく必要があります。

(4) 青梅市し尿処理場の維持管理

青梅市し尿処理場は、平成 31 年 3 月に基幹的設備改良工事が完了しています。今後も、安定的にし尿及び浄化槽汚泥を処理していくためには、維持管理を適切に行っていく必要があります。

第2節 生活排水処理形態別人口及び計画処理量の推計

1. 生活排水処理形態別人口の推計方法

生活排水処理形態別人口の推計を行う手順を図 6-2-1 に示します。

将来人口は、ごみ処理基本計画と同様とします。また、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口は、ごみ排出量の推計と同様に回帰式による推計を行います。公共下水道は、将来人口との整合を図るために、以下の算出式により求めるものとします。

公共下水道

＝計画処理区域内人口－合併処理浄化槽人口－単独処理浄化槽人口－し尿収集人口

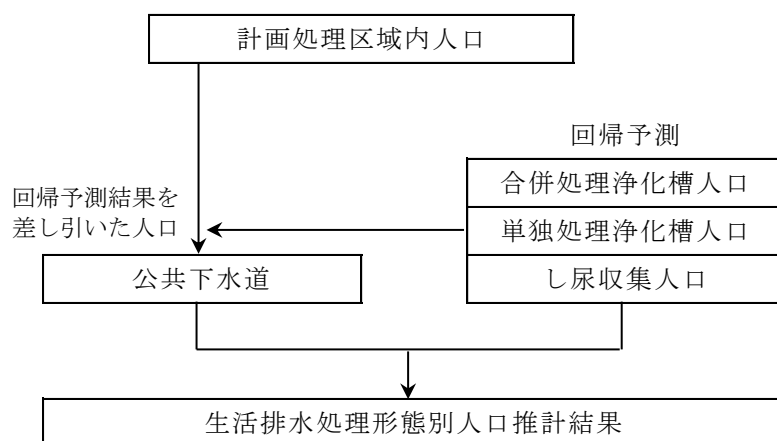


図6-2-1 生活排水処理形態別人口の推計手順

2. 計画処理量の推計方法

計画処理量の推計を行う方法を図 6-2-2 に示します。

計画平均処理量（365 日平均の処理量）は、生活排水処理形態別人口の推計結果に基づき、し尿及び単独処理浄化槽汚泥を収集・処理する「計画収集人口」を算定し、それに過去 5 年間の年間収集量実績から求めた各々の「計画排出量原単位」及び「計画最大変動係数」を乗じて、「計画処理量」を推計します。

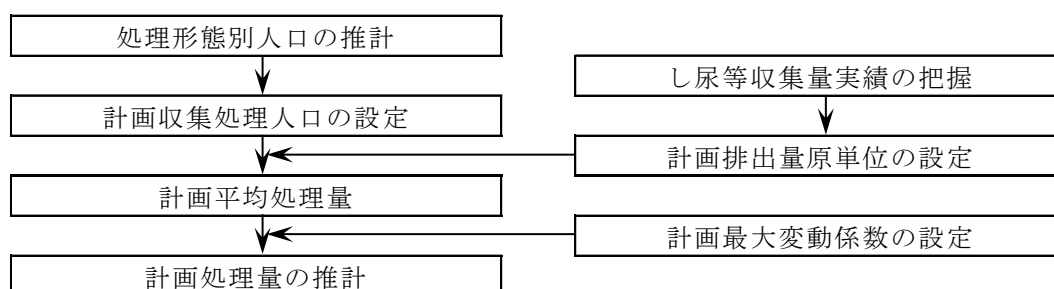


図6-2-2 計画処理量の推計方法

3. 生活排水処理形態別人口の推計結果

生活排水処理形態別人口の推計結果を表 6-2-1 に示します。

表6-2-1 生活排水処理形態別人口の推移結果

単位：人

	年 度							
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
1. 計画処理区域内人口	32,657	32,508	32,339	32,365	32,376	32,481	32,574	32,666
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	31,988	31,891	31,771	31,840	31,891	32,033	32,159	32,281
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	366	332	301	273	248	225	204	185
(3) 公共下水道	31,622	31,559	31,470	31,567	31,643	31,808	31,955	32,096
(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	559	523	488	457	427	399	373	349
4. 非水洗化人口	110	94	80	68	58	49	42	36
(1) し尿収集人口	110	94	80	68	58	49	42	36
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

	年 度							
	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
1. 計画処理区域内人口	32,748	32,825	32,890	32,947	32,998	33,043	33,086	33,122
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	32,392	32,494	32,583	32,662	32,733	32,797	32,857	32,909
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	168	152	138	125	114	103	94	85
(3) 公共下水道	32,224	32,342	32,445	32,537	32,619	32,694	32,763	32,824
(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	326	305	285	266	249	232	217	203
4. 非水洗化人口	30	26	22	19	16	14	12	10
(1) し尿収集人口	30	26	22	19	16	14	12	10
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 計画処理量の推計結果

計画処理量の推計結果を表 6-2-2 に示します。

表6-2-2 計画処理量の推計結果

年度	計画平均処理量					計画処理量 (kL/日)	備考
	くみ取りし尿	単独処理 浄化槽汚泥	合併処理 浄化槽汚泥	合 計 (kL/日)	合 計 (kL/年)		
平成 28	0.93	1.39	2.45	4.77	1,742		実績
平成 29	0.83	1.52	2.63	4.98	1,818		
平成 30	0.78	1.33	2.28	4.39	1,603		
令和 元	0.74	1.49	2.53	4.76	1,738		
令和 2	0.64	1.40	2.15	4.19	1,530		
令和 3	0.48	1.17	1.80	3.45	1,260	3.8	予測
令和 4	0.41	1.10	1.64	3.15	1,150	3.5	
令和 5	0.35	1.02	1.48	2.85	1,041	3.1	
令和 6	0.30	0.96	1.35	2.61	953	2.9	
令和 7	0.26	0.90	1.22	2.38	869	2.6	
令和 8	0.22	0.84	1.11	2.17	793	2.4	
令和 9	0.18	0.78	1.01	1.97	720	2.2	
令和 10	0.16	0.73	0.91	1.80	657	2.0	
令和 11	0.13	0.68	0.83	1.64	599	1.8	
令和 12	0.11	0.64	0.75	1.50	548	1.7	
令和 13	0.10	0.60	0.68	1.38	504	1.5	
令和 14	0.08	0.56	0.62	1.26	460	1.4	
令和 15	0.07	0.52	0.56	1.15	420	1.3	
令和 16	0.06	0.49	0.51	1.06	387	1.2	
令和 17	0.05	0.46	0.46	0.97	355	1.1	
令和 18	0.04	0.43	0.42	0.89	325	1.0	

※計画処理量は、し尿・浄化槽汚泥発生量に最大変動係数1.08を乗じて、小数第二位を切り上げた値。

第3節 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

本町における生活排水処理の基本方針を以下に示します。

(1) 公共下水道の水洗化率の向上

公共下水道整備区域内の未接続の世帯に対しては公共下水道への接続を促すことで生活排水処理の向上を図ります。

(2) 生活雑排水処理の推進

単独処理浄化槽が整備されている世帯、くみ取りし尿の世帯については、公共下水道整備区域内であれば、早期接続を促し、それ以外の区域であれば、合併処理浄化槽への変更を促すことで生活雑排水の適正処理を推進していきます。

(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、今後も青梅市し尿処理場で、本町及び青梅市、福生市、羽村市の3市1町による広域処理を継続して行っていきます。

2. 生活排水処理の目標

本町から発生する生活排水は、可能な限り公共下水道において処理し、現在の高い汚水処理人口普及率を維持していくものとします。

3. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

公共下水道への接続が100%達成時には、し尿や浄化槽汚泥の発生量が更に減少しますが、最低限必要な収集・運搬車両台数を確保する必要があります。

そのため、し尿や浄化槽汚泥の発生量の動向を見極めながら、法令によって定められた浄化槽汚泥の引き抜き清掃回数を勘案し、安定的に収集・運搬業務が遂行できる車両台数を確保するとともに、収集運搬業者への指導にも努めます。

(2) 中間処理計画

青梅市し尿処理場の適正で安定した施設の運転を維持するため、本町及び青梅市、福生市、羽村市とともに、毎年度の計画的な保守・メンテナンス作業や施設の延命化のための維持補修について協議、調整していきます。

4. 計画達成のための施策

(1) 住民に対する広報・啓発活動

生活排水の処理を適切かつ迅速に進めていくため、引き続き町民の生活排水の適正処理に対する意識を広報・啓発活動等により向上させていきます。

(2) 公共下水道への接続

公共下水道の計画区域内の未接続住宅については、担当部署への働きかけを行い、早期の接続を促し、水洗化率の更なる向上を図ります。また、単独処理浄化槽が整備されている住宅については、公共下水道に整備替えするように啓発活動を行っていきます。

(3) 合併処理浄化槽

下水道の整備が見込まれない地域の合併処理浄化槽設置者に対しては、引き続き補助金を交付し、生活排水による公共水域の水質汚濁の防止に努めます。

5. 災害時のし尿処理に関する事項

災害時のし尿処理は、災害廃棄物処理計画に基づき対応を行います。また、災害の状況により、避難所などから発生するし尿は、東京都下水道局と平成 23 年 3 月に締結した「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受け入れに関する覚書」等に基づき、多摩川上流水再生センターへ搬入し処理を行います。

第7章 瑞穂町災害廃棄物処理計画

第1節 計画策定の目的

近年、東日本大震災や熊本地震といった地震による災害や、令和元年東日本台風、関東・東北豪雨、九州北部豪雨といった浸水被害等による災害が起きています。大規模な災害時には、平常時に排出される廃棄物に加え、災害に伴い様々な種類の廃棄物（以下「災害廃棄物」といいます。）が大量かつ多様に発生します。また、令和元年東日本台風では、土砂災害や浸水被害等により東京都多摩地域の一部で災害廃棄物が発生し、その処理を実施しています。

これらの災害廃棄物について、町民の生活環境の保全や公衆衛生の維持とともに、早期の復旧・復興に資するために、適正かつ迅速に処理することが求められることから、災害廃棄物の処理に関する基本的事項を定めた、瑞穂町災害廃棄物処理計画を（以下「本計画」といいます。）策定します。

本計画は、災害時に有効な対策等が講じられるよう、国の法令や指針、東京都の関連計画等を踏まえて必要に応じて見直しを図り、また、地域の取組と連動し、実効性のあるものに高めていくこととします。

第2節 計画の対象

1. 対象とする災害

本計画は、地震災害、風水害やその他の自然災害を対象とします。

なお、風水害やその他の自然災害に関しては、広域的な処分を含め、地震災害に準じて処理を行うこととします。

2. 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられ、瑞穂町域内で発生した災害廃棄物については、瑞穂町（以下「本町」といいます。）に処理責任が生じます。

本計画で対象とする災害廃棄物は、表 7-2-1 の災害廃棄物の種類と概要の太枠内に示す廃棄物とします。また、主な災害廃棄物の種類（参考）を表 7-2-2 に示します。

なお、事業場において発生した廃棄物は、発災後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）第 22 条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとします。

表7-2-1 災害廃棄物の種類と概要

廃棄物の種類		概 要
一般 廃棄物	災害廃棄物	・ 被災した住民の排出する生活ごみ※ （通常生活で排出される生活ごみを除く。） ・ 避難施設で排出される生活ごみ※（避難所ごみ） ・ 一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ） ・ 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 ・ 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・ 被災施設の仮設トイレからのし尿 ・ 被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物を除く。） ・ その他災害に起因する廃棄物
	家庭ごみ、し尿	・ 通常生活で排出される生活ごみ ・ 通常家庭のし尿
	事業系一般廃棄物	・ 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）
産業廃棄物		・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

※被災した住民の排出する生活ごみ、避難所ごみは、災害廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月）

表7-2-2 主な災害廃棄物の種類（参考）1/2

種 類		説 明	
災害 廃棄物	コンクリートがら	コンクリート破片、コンクリートブロック、アスファルトくず等	
	木くず	柱材、角材、梁材等の廃木材	

表 7-2-2 主な災害廃棄物の種類（参考）2/2

種 類		説 明	
災害廃棄物	金属くず	鉄骨、鉄筋、金属サッシ、シャッター、アルミ材等	
	可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙類、木くず、プラスチック等を多く含む可燃系混合物	
	不燃物/不燃系混合物	細かなコンクリート、ガラス、陶磁器等を多く含む不燃系混合物	
	廃家電	家電リサイクル法対象製品 家電 4 品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫) 小型家電等 家電 4 品目以外の小型家電等の廃家電	
	廃自動車	自動車、自動二輪、原付自転車等	
	危険物及び有害物	PCB 廃棄物、石綿含有廃棄物、消火器、医薬品類、農薬類、乾電池・リチウム電池類、バッテリー類、蛍光灯、太陽光パネル、ガスボンベ等	

出典：環境省、災害廃棄物対策情報サイト廃棄物の種類等を参考に作成

3. 被害の想定

東京都は、平成 24 年度に「首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成 24 年 4 月 18 日公表）」（以下「被害想定報告書」といいます。）、平成 25 年度に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成 25 年 5 月 14 日公表）」を公表しており、首都直下型地震として、「東京湾北部地震」「多摩直下地震」「元禄型関東地震」「立川断層帯地震」の被害を想定しています。

本計画では、大規模な被害が想定される「立川断層帯地震」「多摩直下地震」を対象とします。想定される災害を表 7-2-3、想定災害における建物被害を表 7-2-4 に示します。

なお、建物被害での火災延焼の棟数については、被害が大きくなる「冬、風速 8m/s、夕方 18 時」の棟数とします。

表 7-2-3 想定される災害

項 目	内 容	
種 類	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	立川断層帯地震
震 源	東京都多摩地域	東京都多摩地域
規 模	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.4
震源の深さ	約 20km～35km	約 2km～20km

表 7-2-4 想定災害における建物被害

単位：棟

建 物 区 分		多摩直下地震	立川断層帯地震
建物全壊棟数	ゆ れ	150	827
	液 状 化	0	0
	急斜面崩壊	3	4
	計	153	831
建物半壊棟数	ゆ れ	958	1,303
	液 状 化	8	3
	急斜面崩壊	6	8
	計	972	1,314
焼失棟数		83	873

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがあります。

出典：東京都、首都直下地震等による東京の被害想定報告書

4. 災害廃棄物の推計

(1) 災害廃棄物量

「被害想定報告書」では、「多摩直下地震、冬、風速 8m/s、夕方 18 時」、「立川断層帯地震、冬、風速 8m/s、夕方 18 時」における災害廃棄物の発生量を表 7-2-5 のとおり想定しています。

表7-2-5 発生量の想定

市町名	条件			多摩直下地震		立川断層地震	
	季節	風速	時刻	重量（万t）	体積（万m3）	重量（万t）	体積（万m3）
瑞穂町	冬	8m/s	夕18時	7	9	24	27

出典：東京都、首都直下地震等による東京の被害想定報告書

(2) 災害廃棄物の推計方法の考え方

災害廃棄物の推計は、「災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成 30 年 3 月）」や「東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月）」等に、推計方法の考え方が示されています。

本計画では、「災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成 30 年 3 月）」で示されている推計方法の考え方を示します。

1) 災害廃棄物

災害廃棄物の発生量の推計は、災害廃棄物の適正かつ迅速に処理を進める上での基礎的な資料となります。そのため、災害の種類やタイミングに応じて推計方法を選択して、発生量の推計を行う必要があります。

なお、発災前は、平常時において処理、処分方法を示した処理フロー等を具体的に検討するために、発災後は、基本的な処理方針や、処理フロー、処理スケジュール等を示した実行計画を策定するために発生量の推計を行います。また、推計後も災害廃棄物処理の進行管理を行い、必要に応じて発生量の推計等を見直します。

次頁に、参考とする災害廃棄物の推計方法の考え方（推計に必要な情報等）を示します。

①災害廃棄物の推計方法の考え方

◆発災前、発災後（2週間程度の間）

災害廃棄物の発生量＝災害情報に基づく被害情報×発生原単位

《発災前》

災害情報	地域防災計画で示される地震や水害のハザード情報 (震度分布図、浸水域等)
被害状況	対象災害別の被害想定結果 (建物被害の内、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水)
発生原単位	あらかじめ設定した原単位

《発災後（2週間程度の間）》

災害情報	震度分布図、浸水域等（気象庁発表、人工衛星画像）
被害状況	災害情報から推計した対象災害別の被害推計結果 (建物被害の内、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水)
発生原単位	あらかじめ設定した原単位

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 14-2（令和元年 4 月 1 日改定）

◆発災から 1 か月程度

《片付けごみの排出が概ね完了している場合》

災害廃棄物の発生量＝今後建物の撤去により発生する量＋片付けごみの搬入済量

今後建物の撤去により発生する量＝被害情報×発生原単位

被害情報	被害情報やり災証明に基づく建物撤去予定棟数 (日々更新されることから変動することに留意が必要)
今後建物の撤去により発生する量	あらかじめ設定した原単位（片付けごみは含まない。）
片付けごみの搬入済量	現地計測による体積や見かけ比重から推計

《片付けごみの排出にまだ時間を要する場合》

災害廃棄物の発生量＝ 被害情報× 発生原単位

被害情報	被害情報やり災証明に基づく被害棟数 (日々更新されることから変動することに留意が必要) (建物被害の内、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水)
発生原単位	あらかじめ設定した原単位（片付けごみを含む。）

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 14-2（令和元年 4 月 1 日改定）

2) 避難所ごみ

大規模災害時には、通常生活で排出される家庭からの生活ごみに加えて、避難所から排出される避難所ごみが発生します。

そのため、避難所ごみについては、以下の推計方法の考え方にに基づき推計を行うこととします。なお、推計に用いる発生原単位は、実績を基に設定するものとします。

①避難所ごみの推計方法の考え方

避難所ごみの発生量＝避難者数（人）×発生原単位（g/人・日）

出典：環境省、災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月）

3) し尿量

災害時に上下水道施設等が被害を受けた場合には、避難所において仮設トイレの設置が必要となります。

そのため、し尿については、以下の推計方法の考え方を参考に、収集必要量と仮設トイレ必要設置基数の推計を行うこととします。

①し尿収集必要量の推計方法の考え方

し尿収集必要量＝災害時におけるし尿収集必要人数×1日1人平均排出量

＝（①仮設トイレ必要人数＋②非水洗化区域し尿収集人口）×③1人1日平均排出量

①仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
避難者数	避難所へ避難する町民数
断水による仮設トイレ必要人数	{水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）} ×上水道支障率×1/2
水洗化人口	平常時に水洗トイレを使用する町民数
総人口	水洗化人口＋非水洗化人口
上水道支障率	地震による上水道の被害率
1/2	断水により仮設トイレを利用する町民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の町民と仮定。
②非水洗化区域し尿収集人口	くみ取り人口－避難者数×（くみ取り人口／総人口）
汲取人口	計画収集人口
③1人1日平均排出量	1.7L/人・日

②仮設トイレの必要設置基数の推計方法の考え方

仮設トイレ必要設置数＝①仮設トイレ必要人数／②仮設トイレ設置目安

①仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
②仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量／し尿の1人1日平均排出量／収集計画
仮設トイレの平均的容量	400L
し尿の1人1日平均排出量	1.7L/人・日
収集計画	3日に1回の収集

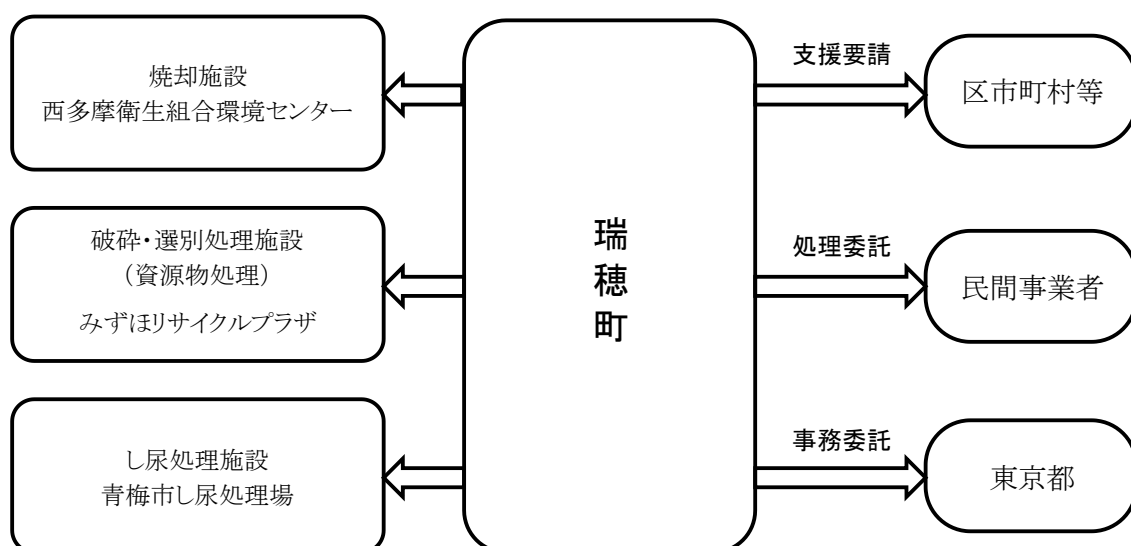
出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技14-3（令和2年3月31日改定）

第3節 災害廃棄物処理の実施主体

1. 本町の役割

災害時において、本町が主体となり災害廃棄物の処理を行います。本町域内から発生した災害廃棄物について、平常時と同様の性状の片付けごみのうち、燃やせるごみは西多摩衛生組合環境センター、資源物の他、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみについてはみずほリサイクルプラザ、し尿については青梅市し尿処理場で処理を行うことを基本とします。

また、被災建築物の解体撤去で発生する建築系廃棄物の性状である災害廃棄物は、民間事業者処理を委託します。なお、災害の種類や規模等に応じた推計方法から推計した災害廃棄物量をもとに、災害廃棄物の要処理量、処理可能量を推計し、西多摩衛生組合環境センター及び本町のみで処理することが困難な場合は、他区市町村及び民間事業者等への協力の要請、さらに、地方自治法第252条の14第1項に基づき、東京都への事務委託を行うものとします。



※し尿は、多摩川上流水再生センターへの搬入も想定

図7-3-1 災害廃棄物の処理主体

2. 西多摩衛生組合及び組合構成市町の役割

西多摩衛生組合環境センターにおいて燃やせるごみの中間処理等を行います。また、支援要請等に応じて、人材及び資機材等の支援を行うとともに、西多摩衛生組合及び組合構成市（青梅市、福生市、羽村市）と連携して処理を行います。

また、組合構成市町で災害廃棄物が発生した場合は、西多摩衛生組合及び組合構成市町災害廃棄物合同処理本部（以下「災害廃棄物合同処理本部」といいます。）を組織して、西多摩衛生組合環境センター及び組合構成市町内の処理施設における災害廃棄物処理の進捗管理を行います。あわせて、災害廃棄物由来の焼却残渣について、災害廃棄物合同処理本

部を通じて、東京たま広域資源循環組合に処理を要請します。さらに、組合構成市町内での処理だけでは処理が困難な場合には、多摩地域ごみ処理広域支援協議会（以下「多摩広域支援協議会」といいます。）に、災害廃棄物処理の広域支援を要請します。

3. 町民・災害ボランティアの役割

被災地域の町民は、被災者でもあることから、まずは、自らの生命と安全な生活を確保することが第一となります。その上で、町民及び災害ボランティアは、本町が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することができるよう、片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努める必要があります。

また、災害ボランティアは、本町と連携して被災建築物の片付け等の被災者支援を行うとともに、一次仮置場における災害廃棄物の荷降ろしや分別作業等の役割が加わる場合があります。

4. 事業者の役割

(1) 本町の収集運搬委託業者

発災時の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に進めるために、本町からの要請に基づき、災害廃棄物の収集運搬等を行います。また、収集運搬等を行う際には、災害廃棄物以外の家庭ごみとの混載に留意するとともに、西多摩衛生組合環境センター搬入時の管理票には、災害廃棄物と記載する等して管理についても行います。

なお、西多摩衛生組合環境センターに搬入できる災害廃棄物は、平常時の家庭ごみと同様の性状のもののため、土砂が付着した家具など、性状の異なる場合は、本町の指示により仮置場等へ搬入します。

(2) 一般廃棄物収集運搬許可業者

発災後、本町は必要に応じて一般廃棄物収集運搬許可業者と災害廃棄物収集運搬契約を締結し、西多摩衛生組合環境センター及び本町が指定する処分先等に災害廃棄物の収集運搬を行います。この場合、本町を排出事業者として取り扱います。

なお、通常の事業者から排出される一般廃棄物とは区別して、災害廃棄物として取り扱うものとします。

(3) 一般廃棄物処分許可業者

発災後、本町は必要に応じて、一般廃棄物処分許可業者と災害廃棄物処理委託契約を締結し、廃棄物の処理を委託します。この場合、本町を排出事業者として取り扱います。なお、通常の事業者から排出される一般廃棄物とは区別して、災害廃棄物として取り扱うものとします。

(4) 産業廃棄物収集運搬許可業者

東京都と災害時の協力協定を締結している一般財団法人東京都産業資源循環協会（東京都知事等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬許可業者等）は、東京都からの要請に応じて速やかに支援等に協力する等、その知見及び能力を生かした役割を果たすよう努めます。

なお、東京都から東産協への要請については、本町から東京都に要請を行い、東京都で災害廃棄物処理の進行状況等を確認したうえで実施するものになります。

(5) 排出事業者

排出事業者は、事業所等から排出される災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に努め、また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性がある事業者は、これらの廃棄物の主体的な適正処理に努めることとします。

5. 東京都の役割

東京都は、処理主体である本町及び西多摩衛生組合が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受けた本町の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、本町が災害廃棄物処理に係る事務の一部を、東京都へ委託を行った場合には、本町に代わって東京都が直接、廃棄物処理を担うことがあります。

第4節 災害廃棄物対策の基本的な考え方

1. 災害廃棄物処理の基本方針

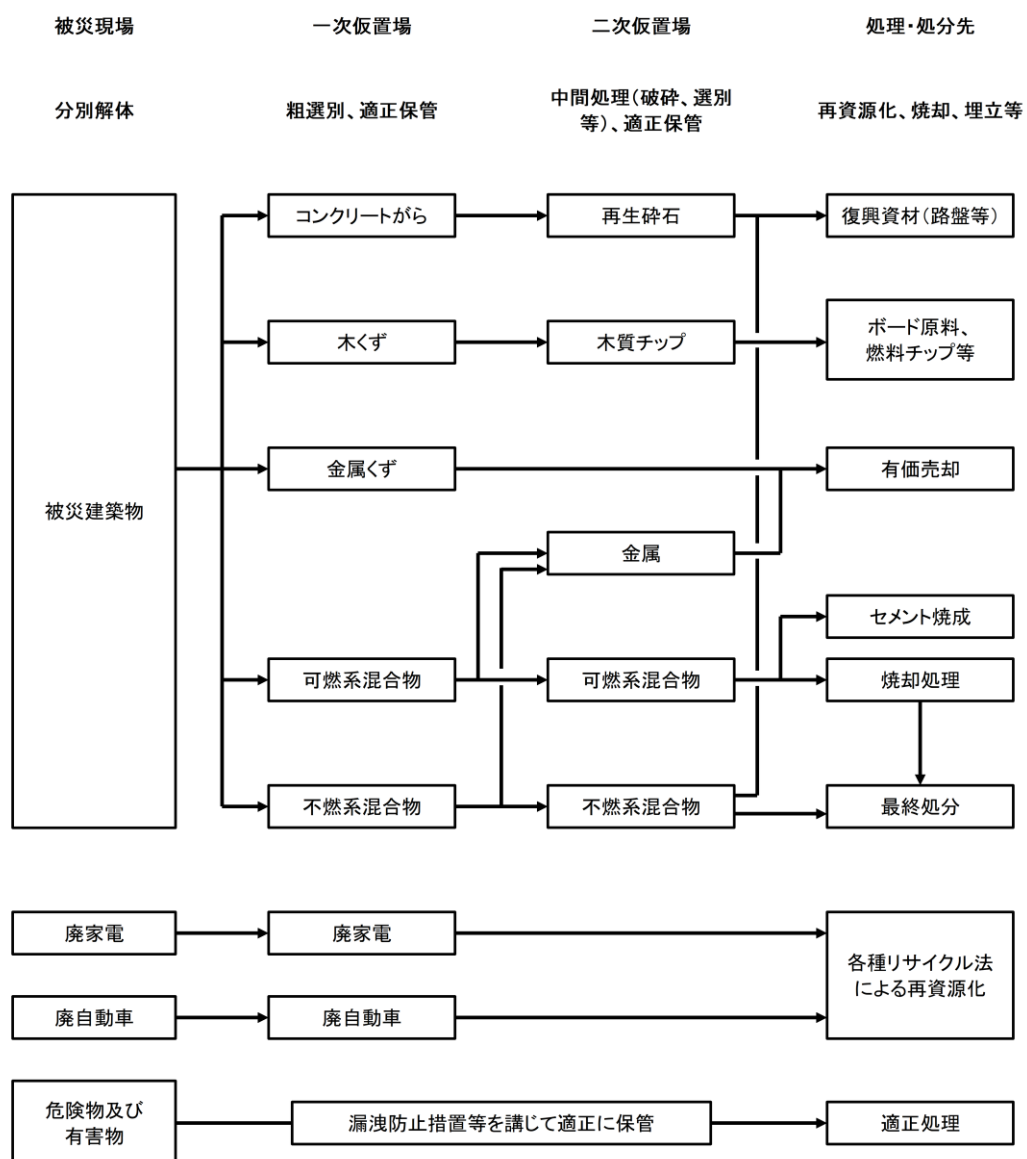
本計画における災害廃棄物処理に関する基本方針は、以下のとおりとします。

①迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。
②リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図ります。また、再資源化したものは復興資材として有効活用します。
③環境に配慮した処理	混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。
④衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図ります。
⑤安全作業の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者への安全の確保を徹底します。
⑥経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択します。
⑦計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。
⑧関係機関・関係団体や町民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、東京都、他区市町村、一部事務組合、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進します。また、町民や事業者、災害ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進します。

2. 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物の処理は、図 7-4-1 に示す災害廃棄物の種類別処理フロー（標準処理フロー）に基づくものとし、被災建築物の分別解体や仮置場において選別、適正保管等を徹底し、災害時においても可能な限り再資源化を推進するとともに、最終処分を低減します。

また、被災した家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等）、自動車については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底し、危険物及び有害物は、適正に保管し、適正な処理を行います。



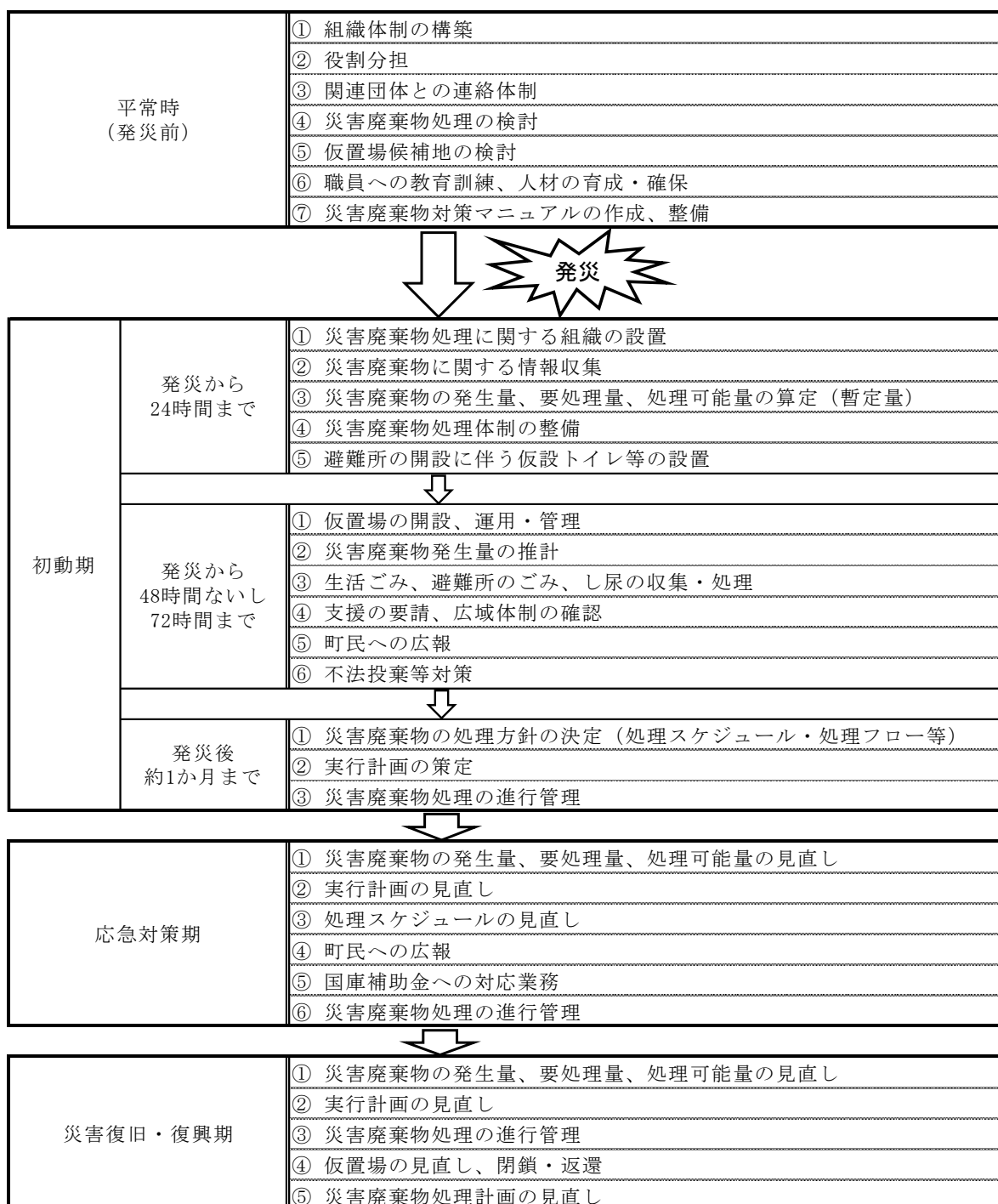
出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月）

図7-4-1 災害廃棄物の種類別処理フロー（標準処理フロー）

3. 災害廃棄物処理業務の進め方

平常時及び発災後に本町が取り組むべき災害廃棄物処理業務の進め方を表7-4-1に示します。発災後、第一に本町の職員の安否確認を行い、災害廃棄物処理に関する組織人員を確保します。

表7-4-1 災害廃棄物処理業務の進め方



4. 処理期間とスケジュール

災害廃棄物の処理は、早期の復旧・復興に資するよう、出来るだけ早く完了することを前提とし、災害の規模や災害廃棄物の発生量及び要処理量、処理可能量等に応じて、適切な処理期間と取り組むべき事項を経過期間ごとに整理したスケジュールを設定します。

また、大規模災害においては3年以内の処理完了を目指すものとし、処理期間について国の指針が示された場合や東京都が災害廃棄物処理実行計画を策定した場合には、その期間との整合を図り、設定します。

第5節 災害廃棄物対策

1. 平常時における対応（発災前）

(1) 組織体制の構築

災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、瑞穂町災害対策本部条例及び同条例施行規則の定めにより、災害対策本部を設置します。

災害廃棄物処理に関しては、災害対策本部等の決定により、住民部の職員を中心に、図7-5-1に示す関係部署と連携した組織体制を構築します。

また、瑞穂町災害対策本部の事務所掌を表7-5-1に示します。

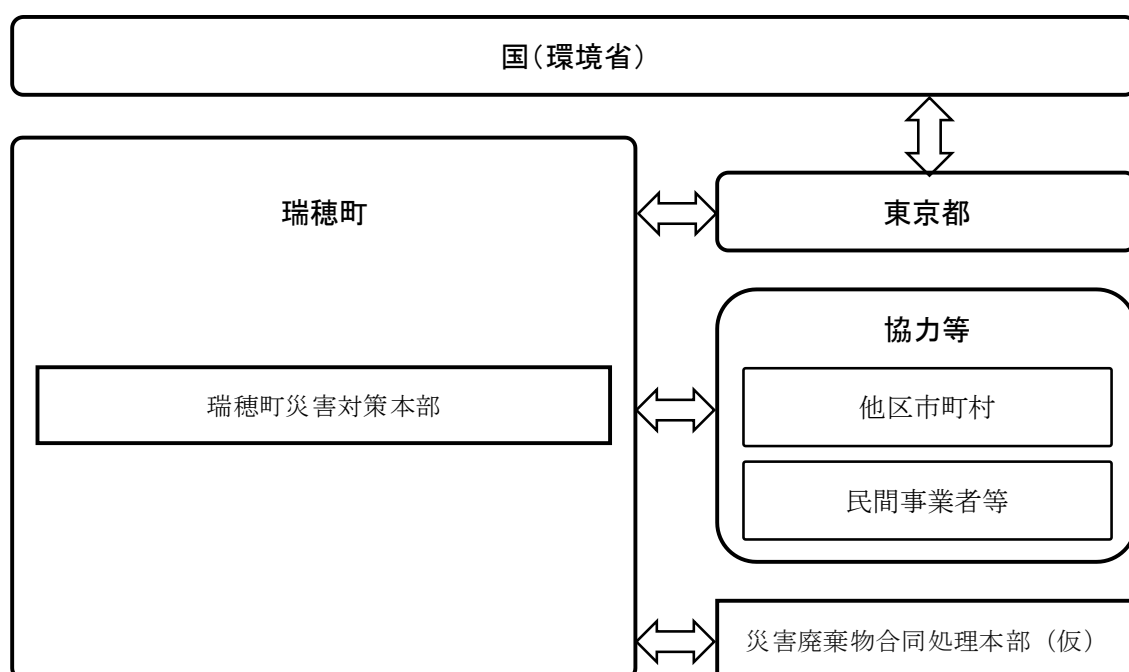


図7-5-1 関係部署と連携した組織体制

表7-5-1 瑞穂町災害対策本部事務所掌

共通事務	1 避難所等の運営に関する事。 2 遺体収容所の運営に関する事。 3 所管施設の災害対策に関する事。 4 関係団体等との連絡調整に関する事。 5 本部長の特命に関する事。
------	---

部・局・団	課・館	事務分掌
議会事務局		1 議会との連絡調整に関する事。 2 議会施設の活用に関する事。
企画部	企画課	1 各部の災害情報の収集、記録、集計及び集約に関する事。 2 住民からの通報等の受信に関する事。 3 自主防災組織等の連絡に関する事。 4 被災者台帳の作成及び安否情報の提供の協力に関する事。 5 外国人の支援に関する事。 6 災害復興計画に関する事。 7 災害対策関係予算に関する事。
	秘書広報課	1 災害に関する広報及び広聴に関する事。 2 本部長の秘書に関する事。 3 報道関係との連絡に関する事。 4 災害視察の対応に関する事。
	総務課	1 職員の動員、服務及び災害補償に関する事。 2 応援要員の受入れに関する事。 3 災害対策要員の食料、飲料水等の補給に関する事。 4 災害相談総合窓口・コールセンターの運営等に関する事。
	管財課	1 庁舎等の被害調査及び点検並びに応急・復旧対策に関する事。 2 災害対策用物資及び資材の購入、工事、委託等に係る契約に関する事。 3 庁用車の運行調整及び燃料の確保に関する事(拠点施設等の燃料確保を含む)。 4 民間運輸機関との連絡に関する事。 5 緊急通行車両の届出に関する事。 6 町営住宅の被害調査及び応急修理に関する事。 7 公営・民間住宅の被災者へのあっせんに関する事。
	会計課	1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関する事(災害救助法関係の台帳整備の総括を含む)。 2 義援金の受付、管理及び配分に関する事。
住民部	住民課	1 救援物資の受付、管理及び配送に関する事。 2 遺体の収容、火葬等に関する事。 3 被災者台帳の作成及び安否情報の提供に関する事。
	税務課	1 被害状況調査・報告に関する事。 2 被害家屋認定調査及び被災証明書に関する事。 3 被災者台帳の作成及び安否情報の提供の協力に関する事。
	地域課	1 本部長室の設置及び運営に関する事。 2 地震及び気象状況の監視、警報、本部指令等の伝達に関する事。 3 都への報告及び要請に関する事。 4 災害に関する通信の統制に関する事。 5 災害対策の総合調整に関する事。 6 自衛隊の災害派遣、自治体等との相互応援に関する事。 7 避難指示等の発令に関する事。 8 被災地の防犯・交通に関する事。

部・局・団	課・館	事務分掌
住民部	環境課	1 被災地に対するごみ及びし尿(簡易トイレを含む。)の収集及び処理に関する事。 2 災害廃棄物の処理に関する事。 3 仮設トイレ等の配置に関する事。 4 防疫に関する事。 5 ペット対策に関する事。
福祉部	福祉課	1 避難行動要支援者の安否確認に関する事。 2 要配慮者の支援に関する事。 3 社会福祉施設の情報収集及び応急・復旧対策に関する事。 4 災害弔慰金の支給に関する事。 5 福祉避難所の設置及び運営の協力に関する事。 6 被災者生活再建支援金に関する事。 7 災害ボランティアセンターの設置及び運営の協力に関する事。
	子育て応援課	1 保育園児の避難及び応急保育に関する事。 2 要配慮者の支援に関する事。 3 福祉避難所の設置及び運営の協力に関する事。
	高齢者福祉課	1 避難行動要支援者の安否確認に関する事。 2 要配慮者の支援に関する事。 3 社会福祉施設の情報収集及び応急・復旧対策に関する事。 4 福祉避難所の設置及び運営に関する事。
	健康課	1 医療及び救護に関する事。 2 保健衛生及び防疫に関する事。 3 被災者台帳の作成及び安否情報の提供の協力の協力に関する事。
都市整備部	都市計画課	1 応急仮設住宅の建設に関する事。 2 被災住宅の応急修理及び障害物除去に関する事。 3 建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事。 4 上下水道対策に係る情報収集に関する事。 5 下水道事業者との連絡調整に関する事。 6 水道施設の点検整備及び補修の連絡調整に関する事。 7 応急給水に関する事。 8 下水道施設の被害調査及び応急・復旧対策に関する事。 9 下水道施設等への悪質汚水(水質事故)に関する情報収集、流域下水道本部等関係機関への連絡及び下水道への排出防止のための応急措置の指導の要請に関する事。
	建設課	1 公共土木施設の被害調査及び応急・復旧対策に関する事。 2 道路の被害調査及び応急・復旧対策に関する事。 3 緊急輸送道路の確保に関する事。 4 土砂災害危険箇所の警戒及び応急対策に関する事。 5 水防活動に関する事。
	産業課	1 食料、被覆、寝具等生活必需物資に調達に関する事。 2 救援物資の受付、管理及び配送に関する事。 3 農業・商工業関係の被害調査及び応急・復旧対策に関する事。 4 帰宅困難者に関する事。
教育部	学校教育課 教育指導課	1 児童及び生徒の被災状況調査並びに学用品の調達及び供給に関する事。 2 応急教育に関する事。 3 避難所等の開設及び運営に関する事。 4 被災者台帳の作成及び安否情報の提供の協力の協力に関する事。 5 学校施設の被害調査及び応急・復旧対策に関する事。

部・局・団	課・館	事務分掌
教育部	社会教育課 図書館	1 社会教育施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 2 避難所等の開設及び運営に関すること。 3 被災者台帳の作成及び安否情報の提供の協力に関すること。 4 ヘリコプター緊急離着陸場の開設及び管理に関すること。 5 物資一時集積所の開設及び運営に関すること。 6 郷土資料館収蔵資料、文化財等の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。
	消防団	1 救助に関すること。 2 避難行動要支援者名簿の作成の協力に関すること。 3 火災その他の災害予防、警戒及び防御に関すること。 4 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関すること。 5 被災者台帳の作成及び安否情報の提供の協力に関すること。 6 災害時の情報収集に関すること。 7 水防活動に関すること。

出典：瑞穂町地域防災計画（令和３年３月改訂）

（２）関係団体等との連携体制

１）組合構成市と西多摩衛生組合との連携

本町は、青梅市、福生市、羽村市とともに西多摩衛生組合（西多摩衛生組合環境センター）を設置し、３市１町の燃やせるごみの中間処理（焼却処理）を行っています。また、し尿については、青梅市との事務委託により青梅市し尿処理場において処理を行っています。

平常時より、西多摩衛生組合及び組合構成市町で災害廃棄物に関する協議を進め、災害廃棄物合同処理体制を構築します。

２）その他組合等との連携

西多摩衛生組合環境センターにおける燃やせるごみ焼却後の焼却灰等については、東京たま広域資源循環組合でエコセメントの原料として資源化を行っています。

このため、災害廃棄物の処理について、構成団体（その他組合を含む。）とともに、災害廃棄物対策についての合同処理体制の構築を図る必要があります。

３）国、東京都、他区市町村等との連携

本町だけでは、災害廃棄物処理における十分な体制が確保できない場合等に備え、国、東京都、他区市町村等と連携体制を構築します。

４）他区市町村や民間事業者等との協定等

本町では、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国、東京都、他区市町村、民間事業者等と災害廃棄物処理や避難所の開設・受入れ、資機材等の貸与、避難所等への物質等の供給、医療救助活動への協力等に関する各種協定等を締結しています。

なお、災害時協定の中から災害廃棄物に関する協定等を表 7-5-2 に示します。

表7-5-2 災害廃棄物に関する協定等

協定名	協定締結先	締結年月日	協定の概要
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部	平成23年3月25日	し尿の受入れ

5) 町民との協力体制

災害廃棄物を適正に処理するため、災害廃棄物処理について、町民の理解促進を図るとともに、町民との協力体制の構築を図ります。

(3) 職員への教育訓練、人材の育成・確保

発災時において、本計画を有効に活用するとともに、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理等を進める人材を育成するため、平常時から関係職員への継続的な研修等を行います。また、災害廃棄物処理等に関する職員の知識向上と人材の確保に努めます。

(4) 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の整備

本計画の内容を踏まえて、発災時に対応すべき業務等を定めた「災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」（以下「マニュアル」といいます。）等を整備する必要があります。

マニュアルには、災害廃棄物発生量の推計方法、仮置場の選定、設置、管理方法、災害廃棄物の処理方針等の具体的な業務手順、様式等を記述します。

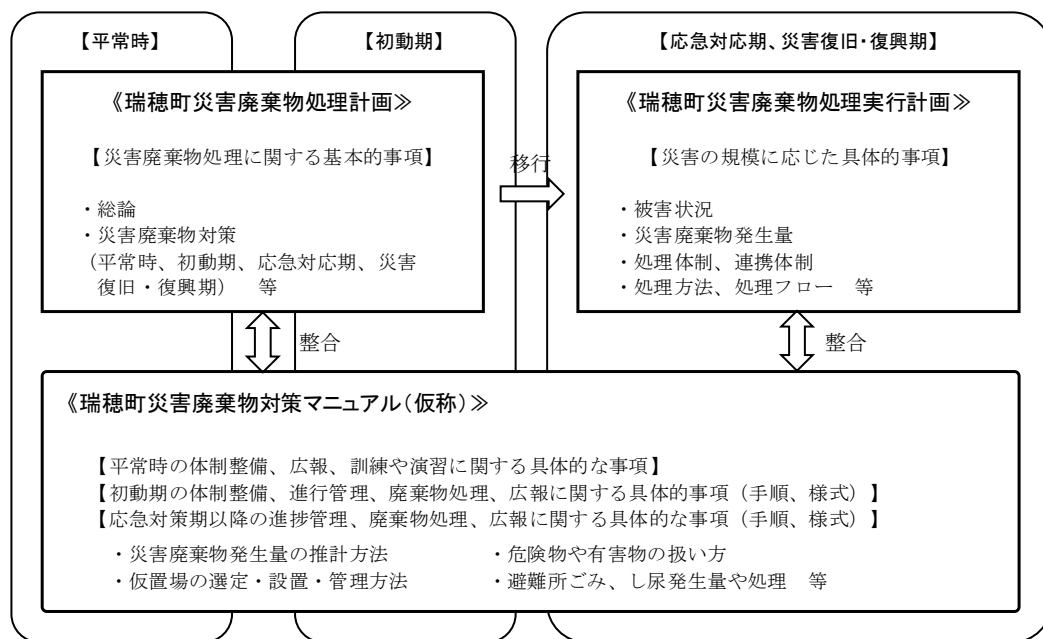


図7-5-2 災害廃棄物対策マニュアルの位置付け

2. 初動期における対応

(1) 瑞穂町災害対策本部

瑞穂町災害対策本部は、被害の状況等に応じ、瑞穂町災害対策本部長（町長）が、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発し、災害廃棄物処理体制に移行します。

さらに、廃棄物発生量が甚大で、広域的な災害廃棄物処理体制が必要な場合には、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、災害廃棄物処理の要請を検討するとともに、東京都との連携により迅速に処理する体制の構築を進めます。

なお、他県等への応援要請が必要な場合には、東京都を窓口として他県等との連携を図ります。

(2) 災害廃棄物に関する情報収集

表 7-5-3 に災害廃棄物に関する情報収集区分（例）を示します。災害廃棄物に関する情報として、被災建築物の損壊及び解体状況、処理の進捗状況等の状況把握や関係機関からの情報収集等を行います。また、災害廃棄物処理に係る国庫補助の申請を見据え、発災時から時系列の記録写真の収集に努めます。

表 7-5-3 災害廃棄物に関する情報収集区分（例）

区 分	入 手 情 報
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数（構造別）
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量（再生資材を含む。）
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量、環境モニタリング結果
受援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

(3) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の算定（暫定量）

発災後、(2) で収集した災害廃棄物に関する情報を基に、平常時に定めた発生量・処理可能量の算定式等を参考に災害廃棄物の発生量（暫定量）を算定します。

(4) 災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物処理は、住民部が中心となり実施します。災害時には、部内で臨時体制を組織し、関係部署とも連携して災害廃棄物処理体制を整備します。

(5) 避難所の開設に伴う仮設トイレ等の設置

避難所の開設に当たり、既設トイレ数、利用人数等の状況把握を行い、避難所周辺町民の環境衛生、し尿収集車のくみ取り作業等を考慮して仮設トイレ等を設置します。

(6) 仮置場の設置・運用・管理

1) 仮置場の区分と定義

仮置場は、災害廃棄物の迅速な処理のため、一時的に分別、保管、処理等の集積場所として設置します。災害時に災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合に、仮置場を設置する必要があります。

本計画で想定している一次仮置場、二次仮置場の定義を表 7-5-4 に示します。

表 7-5-4 仮置場の定義

区 分	定 義
一次仮置場	- 道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去(解体)等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、主に被災町民が直接搬入するとともに、町委託事業者や解体事業者等が搬入する。(基本的に町が設置して管理・運営し、最終的には閉鎖(返還)) ※別の一次仮置場から災害廃棄物を一時的に移動した場所や、粗選別を効率的に行うために設けた複数の一次仮置場を集約した場所も一次仮置場に含まれる。 - 可能な限り粗選別を行った上で搬入し、再資源化等を行うことを想定して、選別、処理を行う。 - 選別、処理等の状況により、固定式又は移動式破砕機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破砕処理を行う場合がある。
二次仮置場	災害廃棄物の処理処分先や再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合、さらに破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後においても一時的に集積、保管するために設置する場所。

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 18-1（令和元年 4 月 1 日改定）を参考に作成

2) 仮置場の選定

災害廃棄物の迅速な処理を行うため、平常時において、町有地、国・東京都等の公有地の調査等を行った上で、仮置場の対象地を選定し、発災後にその状況に応じて候補地を検討します。

なお、仮置場が町有地や国・東京都等の公有地では必要面積を確保できない場合等には、やむを得ず、民有地を検討することがあります。

表 7-5-5 に仮置場選定時の留意事項を示します。

表 7-5-5 仮置場選定時の留意事項

留意事項
- 地域ごとに選定します。 - 優先順位は、町有地、国や都などの公有地、民有地の順とします。 - 運搬ルートを確認でき、搬入・搬出が容易な場所とします。 - 周辺に学校、病院、避難施設等がない場所とします。 - 新たに開発する面積が少なくなるようにします。 - 災害時の他の用途（避難施設、救出・救助部隊の活動拠点、災害時ヘリ緊急離着陸場、生活物資の集積・輸送拠点、ライフライン復旧拠点、応急仮設住宅建設用地）との調整をとります。

3) 仮置場の候補地

仮置場の候補地は、災害廃棄物量、道路や施設の被災状況や処理能力等を把握した上で選定します。また、災害の状況により、近隣集積所（一次仮置場に搬入する前段の小規模かつ短期間の保管場所）の設置についても検討します。

4) 災害廃棄物合同処理本部

本町では、平常時の家庭ごみ等の中間処理（焼却処理）を西多摩衛生組合環境センターで行っており、災害廃棄物の焼却処理についても、基本的に西多摩衛生組合環境センターで行うことになります。そのため、災害廃棄物が発生した場合は、必要に応じて西多摩衛生組合や組合構成市町で構成する災害廃棄物合同処理本部を組織します。その際、組合構成市である青梅市、福生市、羽村市と共有する仮置場の設置についても検討を行います。

また、西多摩衛生組合や組合構成市町内の処理施設を最大限活用しても、目標期間内に処理することができない膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、災害廃棄物合同処理本部において、西多摩衛生組合の敷地の二次仮置場内に仮設処理施設の設置についても検討します。さらに、一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合は、二次仮置場内で中間処理（破砕処理）を行い、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理することも検討します。

5) 仮置場の設置

発災後、被災状況に応じて、被災町民が排出する災害廃棄物を一時的に集積する場所として、仮置場を速やかに設置します。また、災害廃棄物の発生量を推計し、必要面積や必要箇所数等を検討した上で関係部署等と調整を行い、選定した仮置場候補地から仮置場を設置します。

仮置場のレイアウトについては、本レイアウト例等を参考にして、災害の規模や被害棟数等の情報に基づいて、災害廃棄物の発生量を算定し、仮置場の面積等を考慮した上で、レイアウトを決定する必要があります。また、二次仮置場は、合同処理本部において、広域的な連携も考慮して設置します。

① 一次仮置場のレイアウト例

一次仮置場のレイアウトの例を図 7-5-3 に示します。一次仮置場は、災害廃棄物を保管するだけでなく、その後の処理、資源化、処分等の各工程を考慮し、廃棄物の種類ごとに区分して仮置きできる場所に設置する必要があります。

なお、発生する災害廃棄物について、地震災害時には倒壊や損壊などにより廃棄物が発生するため、コンクリートがらや鉄・金属等の金属くず、木くずが多くなる傾向

にあり、風水害等の災害時には、浸水によって廃棄物が発生するため、畳や廃家電、流木・木くず等が多くなる傾向にあります。

また、一次仮置場への搬入は、車両等での搬入を想定して、搬入車両等の集中による交通渋滞に配慮した、車両等が交錯しない一方通行のレイアウトにします。

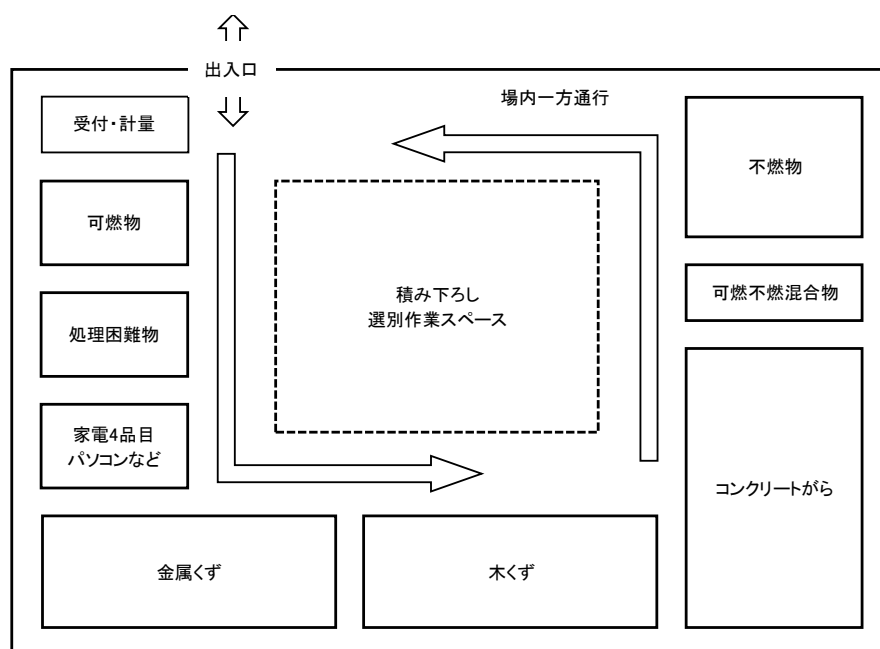


図7-5-3 一次仮置場のレイアウトの例

② 二次仮置場のレイアウト例

二次仮置場では、一次仮置場の搬入物の更なる分別処理等を行う作業スペース等を考慮するとともに、二次仮置場内での再分別や保管を行える場所を配置する必要があります。また、仮設の中間処理施設を設置する可能性も考慮し、処理後の保管場所を配置する必要があります。

二次仮置場への搬入についても、搬入車両等や処理後の搬出車両等が集中する場合が想定されることから、交通渋滞に配慮して、できる限り一方通行として、車両等が交差しないレイアウトにします。

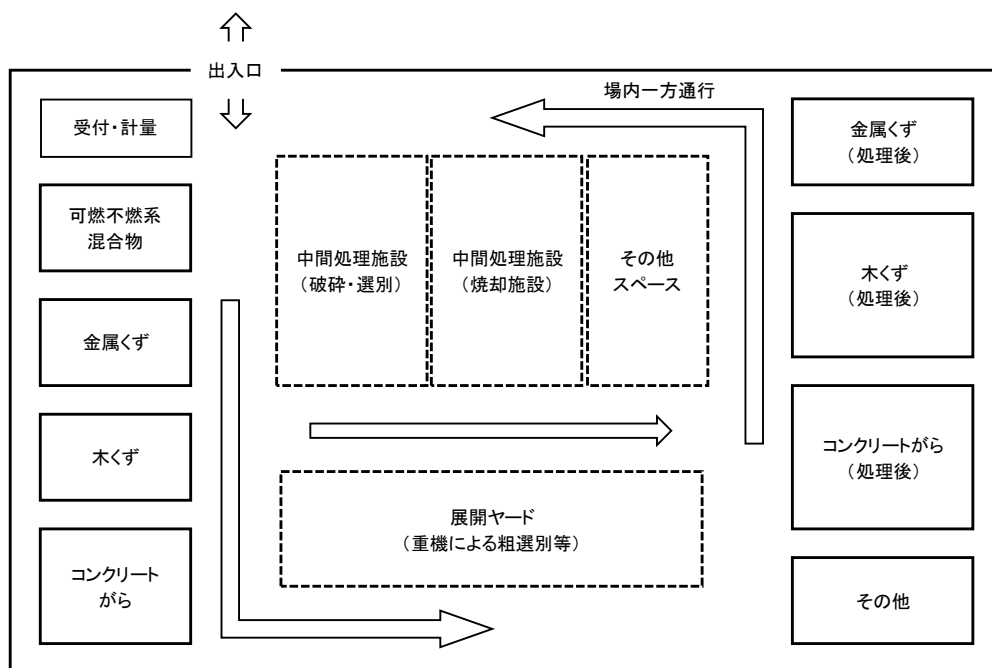


図7-5-4 二次仮置場のレイアウトの例

6) 仮置場の管理

仮置場では、災害廃棄物の飛散防止対策、環境衛生対策、火災防止対策等に留意するとともに、仮置場の作業従事者に対する安全性の確保に努めることとします。

また、仮置場を適切に管理するために、便乗ごみや不法投棄等の防止対策として、受付の設置や警備員の配置、出入口の施錠等を講じる必要があります。

7) 仮置場の選定から運用開始、返還までの流れ（案）

仮置場の選定から供用開始、返還までの流れ（案）を図7-5-5に示します。仮置場の返還に当たっては、土壌分析等を実施し、土地の安全性を確認の上、返還するものとします。

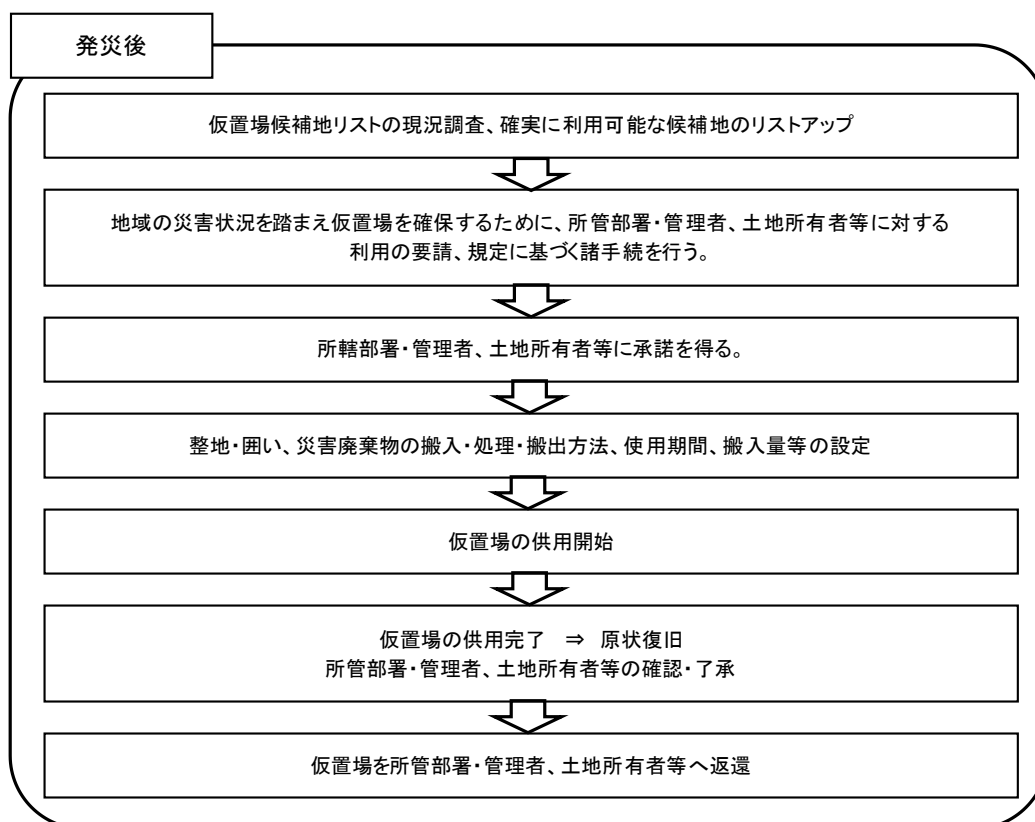
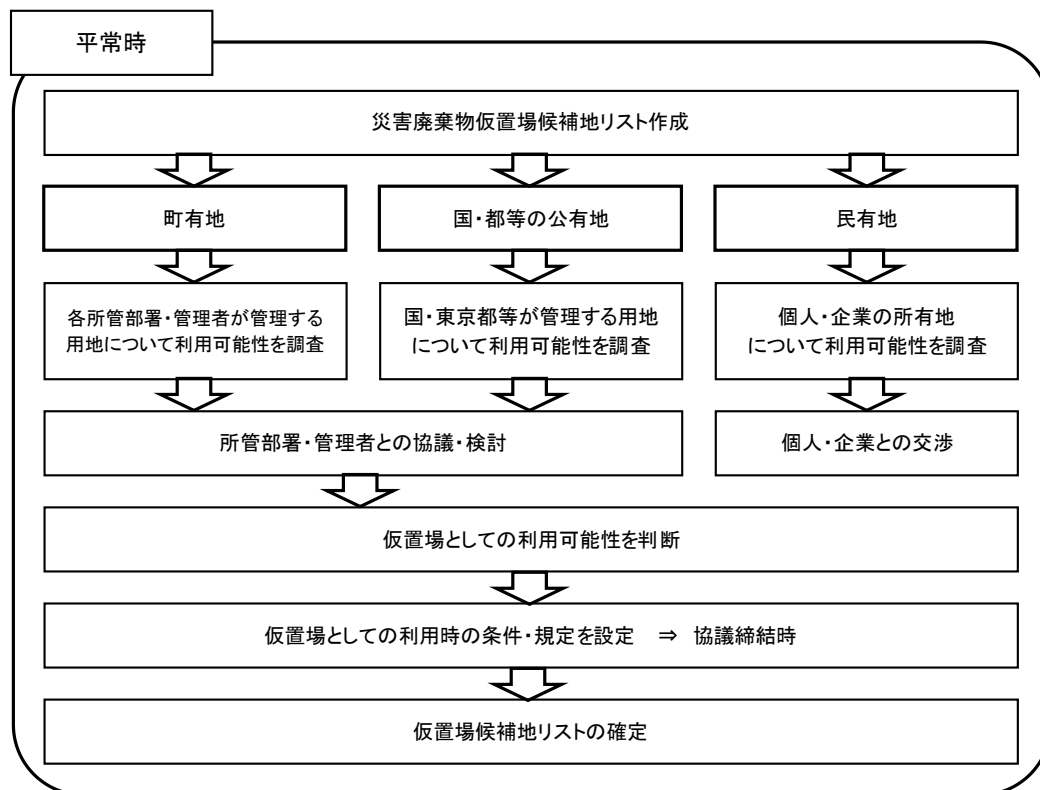


図7-5-5 仮置場の選定から設置、返還までの流れ（案）

(7) 町民への広報

町民に対して、災害廃棄物処理に関する必要な情報について、町ホームページ等を活用して適切な方法で周知します。

- ・ 発災後のごみの分別・収集方法・収集頻度
- ・ 避難所における避難所ごみの分別方法
- ・ 災害廃棄物の分別の必要性、分別方法、分別の種類
- ・ 災害廃棄物の排出方法（戸別収集の有無、仮置場への搬入方法等）
- ・ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止

(8) 災害廃棄物の処理方針の決定

処理については、災害廃棄物の種類別発生量や処理量、処理可能量等を勘案し、被災状況に応じた処理方針を決定します。また、本計画の基本方針に基づき、処理の優先順位や処理スケジュール、再資源化の方法等についても示すものとします。

なお、災害廃棄物のうち可燃系混合物等の燃やせるごみは、西多摩衛生組合（西多摩衛生組合環境センター）で焼却処理、木くずやコンクリートがら、金属くずなどの再資源化できるものについては、みずほリサイクルプラザで選別、破碎等の処理を行い、再資源化を行うことを基本とします。

(9) 災害廃棄物処理実行計画の策定

本計画や国の指針等に基づき、被災状況や災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量、処理方針等を記載した災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」といいます。）を策定します。

(10) 災害廃棄物処理の進行管理

災害廃棄物処理状況及び業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理を行います。その際、短期的な目標を設定し、随時その達成状況等を検証しながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保します。また、処理状況等の情報は、災害対策本部へ報告するほか、東京都との情報共有も図ります。

3. 応急対策期

(1) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し

被災状況や仮置場への搬入状況等に基づいて、随時、災害廃棄物の発生量及び要処理量について見直しを行います。

また、処理施設の稼働状況等を踏まえて、処理可能量の見直しも行います。さらに、要処理量に対して処理可能量が不足する場合は、広域処理も含めた調整を図ります。

(2) 実行計画の見直し

処理の進捗状況等の変化に応じて、処理処分先・再生利用先等の見直しを適宜行います。

(3) 処理スケジュールの見直し

災害廃棄物の発生量等を見直しを踏まえて、処理スケジュールや処理フローを見直します。

(4) 町民への広報

町民に対して、町広報、ホームページ等を活用して、発災後の状況に応じた具体的な情報の提供を行います。

- ・町民からの問合せ内容と回答例（Q&A）
- ・り災証明の交付から解体（公費解体を含む。）までの流れ
- ・仮置場の設置状況や運営状況
- ・災害廃棄物の処理状況

(5) 国庫補助金への対応

災害時には、災害の規模により、国庫補助金が適用されます。災害廃棄物の処理に係る費用に対しては、「災害等廃棄物処理事業費補助金」が適用されるため、被害状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約する必要があります。

なお、災害の規模等により、補助対象とならない経費等があるため、対象の範囲を十分に把握しておく必要があります。

(6) 災害廃棄物処理の進行管理

実行計画に基づき、災害廃棄物の処理及び業務の進行管理を行い、処理実績の公表、要処理量の算定等を適宜行うとともに、必要に応じて人材、資機材の確保を行います。

4. 災害復旧・復興期

(1) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し

災害廃棄物の処理状況等に応じて、定期的に災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直しを実施します。

(2) 実行計画の見直し

災害復旧・復興の段階において、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理過程等に新たな課題が判明する場合があります。処理の進行に伴い、災害廃棄物の発生量や要処理量、処理可能量に見直しが行われた場合等は、必要に応じて、実行計画の見直しを行います。

(3) 災害廃棄物処理の進行管理

応急対策期に実施した内容に加え、災害廃棄物処理の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理状況や業務の進捗状況等の進行管理を行います。

(4) 仮置場の見直し、閉鎖、返還

仮置場は、災害廃棄物処理の状況に応じて、順次閉鎖し原状復旧を行います。また、必要に応じて土壌分析等を実施した上で、返還します。

(5) 災害廃棄物処理計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、国が定める法令や指針、東京都の関連計画、本町の関連計画等の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを図っていきます。

また、計画の内容に改善点が見られた場合、その他本計画の見直しが必要となった場合等において、必要に応じて見直しを行います。

(6) 国庫補助金業務

災害廃棄物処理に関する国庫補助金には、「災害等廃棄物処理事業費補助金」「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」等があります。本町における災害廃棄物処理において対象となる場合には、「災害関係業務事務処理マニュアル（令和3年1月改定、環境省）」の手順等に基づき災害報告書等を作成し、東京都を通じて補助金申請を行います。

用 語 集

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また「ごみ」は、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

○エコセメント

ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントです。エコセメントは、普通セメントと同等の品質を持っているので、普通セメントと同じような分野（土木・建築工事やコンクリート製品等）に使われています。

○エコマーク商品

様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品です。

○SDGs(エス・ディー・ジーズ:Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

○温室効果ガス

大気を構成する気体の中で、熱（赤外線）を吸収する性質を持つ気体を「温室効果ガス」と呼びます。大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強くなり、より地表付近の気温が上がることで、地球温暖化につながります。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象になっています。

【か行】

○拡大生産者責任(ERP:Extended Producer Responsibility)

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。

○仮設処理施設（災害廃棄物）

災害廃棄物処理のために仮置場に設置する仮設の破碎施設、選別施設、焼却施設等のことをいいます。

○合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と台所や風呂等の雑排水を併せて処理ができる浄化槽です。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」といい、現在では単独処理浄化槽の新設は、浄化槽法で禁止されてい

ます。

○家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

関係者（製造業者、輸入業者、小売業者、消費者）の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律です。平成10（1998）年6月制定。

○仮置場（災害廃棄物）

災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所です。被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理を行うために設置します。また、仮置場の機能に応じて一次仮置場、二次仮置場に区分します。

○環境基本計画

環境基本法に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた基本的な計画です。

○環境基本法

環境保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する事項を定めた法律です。平成5（1993）年11月制定。

○環境モニタリング（災害廃棄物）

廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺における地域住民の生活環境への影響を防止するため、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等について定期的に調査を行い、その環境の人への影響を評価することをいいます。

○基幹的設備改良（基幹改良）事業

ごみ焼却処理施設やし尿処理施設を構成する重要な設備や機器について、概ね10～15年ごとに実施する大規模な改良事業のことです。

○許可業者

廃棄物処理法に基づき、市町村長の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬、処理を業として行う者のことです。

○グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）は平成17（2005）年5月制定。

○建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

建設解体工事における分別及び再資源化の促進を規定しています。平成12（2000）年5月制定。

○減量化

減量化とは、ごみの排出量を削減することを言い、具体的にはマイバックによりレジ袋を使用しない、野菜や果物を量り売りする、水切りにより生ごみの排出量を減らす、家電製品を修理して長く使用する、フリーマーケット等を通して古着や食器等を他人に使ってもらう、粗大ごみを修理して再び使用する、家庭用生ごみ処理機等で生ごみを堆肥化する等が挙げられます。

○広域処理（災害廃棄物）

全国の廃棄物処理施設で、被災地で処理しきれない災害廃棄物を処理することをいいます。

○公費解体（災害廃棄物）

個人等が所有する家屋等で被害を受けたものについて、所有者の申請に基づき、区市町村が所有者に代わって実施する解体のことです。

○小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

小型家電リサイクル法は、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律です。平成24（2012）年8月制定。

○高負荷膜分離処理方式

搬入し尿及び浄化槽汚泥を無希釈のままで硝化・脱窒反応層の活性汚泥混合液（MLSS）の濃度を標準法の2～3 倍程度、反応液温度を 25℃以上と高く設定することで生物化学的酸素要求量（BOD）と 窒素の容積負荷を大きくした方法であり、固液分離に際し、従来の機械式や沈降式ではなく、膜（繊維）を採用することにより高い固液分離を行う方法のことです。

○ごみ排出量原単位

原単位とは、総排出量を人口で除した数値で、一人一日当たりどれだけのごみを排出するかを表す数値です。

【さ行】

○サーマルリサイクル

再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をできる限り実施した後、発電や温水利用等により熱回収を行うリサイクルのことです。

○災害廃棄物対策指針（災害廃棄物）

平成23（2011）年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、環境省が必要事項を整理し、策定した指針です。都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、今後発生が予測される大規模地震や津波、水害及びその他自然災害による被害を抑止、軽減するための災害予防並びに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策及び復旧・復興対策について記述されています。

○災害報告書（災害廃棄物）

災害等廃棄物処理事業報告書の略称です。発災後、被災市町村が取りまとめ、都道府県を通じて環境省に提出するものであり、各市町村の被災状況について記載した報告書のことです。

○残渣

不燃ごみや粗大ごみを破碎、選別処理した後に、残ったものです。

○資源循環型社会

資源の循環を図ることにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄

物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

○資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

平成3（1991）年4月に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成12（2000）年6月に制定。①事業者による製品の回収・リサイクル対象の強化、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目的とします。

○自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

使用済み自動車の適正な処理を推進するため、関係者の役割分担を規定しています。平成14（2002）年7月制定。

○集団回収

自治会、子ども会その他地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進することで、行政は活動団体に対して助成を行っています。

○受援体制（災害廃棄物）

支援を受ける対象業務を特定し、内部体制の整備を図り、応援要請先の指定や応援要請の手順等、外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制をいいます。

○循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づいて、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取組、各主体の役割等を定めています。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、(1)廃棄物等の「発生抑制（リデュース）」、(2)使用済み製品をそのまま使う「再使用（リユース）」、(3)廃棄物等を原材料として利用する「再生利用（リサイクル）」、(4)廃棄物等の熱を得ることにより利用する「熱回収」、(5)廃棄物の「適正処分」の優先順位を明記しています。平成12（2000）年6月制定。

○循環型社会形成推進交付金制度

循環型社会形成の推進に必要な市町村における廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、国が交付金の交付を行う制度のことです。

○浄化槽汚泥

浄化槽から引き抜かれる汚泥のことです。

○浄化槽法

浄化槽の設置、保守点検及び清掃等を規制し、公共用水域の水質保全の観点から浄化槽によるし尿及び雑排

水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。浄化槽は適正に保守点検、清掃及び定期検査が行われて、その性能を発揮することから、平成18（2006）年2月より浄化槽の維持管理に対する監督権限が強化されました。昭和58（1983）年5月制定。

○食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者など、各主体の役割に応じた再生利用等の実施を定めた法律です。平成12（2000）年6月制定。

○食品ロス

まだ食べられるのに捨てられている食べ物のことです。

○処理可能量（災害廃棄物）

廃棄物処理施設において、平常時の廃棄物を処理した上で、更に余分に処理を行うことができる量をいいます。

○ゼロエミッション

平成6（1994）年に国際連合大学が提唱した考え方で、あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムのことです。

○選別（災害廃棄物）

仮置場や廃棄物処理施設等に搬入された廃棄物を適正に処理するため、重機等の利用のほか手作業でコンクリートがら、木くず、金属物、可燃物、不燃物等に分ける工程をいいます。

○総資源化率

資源として収集・処理した量＋収集後資源化量＋集団回収量／総排出量（集団回収量含む）で総資源化率を求めます。

○総排出量

総排出量とは、収集ごみ量、直接搬入ごみ量、集団回収量の合計です。総排出量には、事業者独自の資源回収・処理や住民による自家処理（生ごみの減量化等）によって資源回収等がされているもの等（潜在的なごみ）を実数として捉えることが困難なことから、これらを除いた全てのごみの量を指します。

【た行】

○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、廃棄物の燃焼過程や農薬製造の過程などで生成する毒性の強い物質のことです。

○脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のことです。

○多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定

多摩地域における家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理施設等に相互支援の協力の必要な事態が発生した場合の広域な処理を円滑に実施し、多摩地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、多摩地域ごみ処理広域支援体制に必要な事項を定めたものです。

○中間処理施設

収集したごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理する施設です。

○直接資源化量

中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入される量をいいます。

○東京たま広域資源循環組合

東京たま広域資源循環組合は、昭和55（1980）年11月、地方自治法第284条第2項に基づき一般廃棄物広域処分場の設置及び管理を事業目的として設立された一部事務組合で、多摩地域25市1町の自治体（組織団体）によって構成・運営されています。

○道路啓開（災害廃棄物）

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去した上で、簡易な応急復旧の作業をし、避難、救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいいます。

【な行】

○西多摩衛生組合

瑞穂町・青梅市・福生市・羽村市の燃やせるごみを共同処理することを目的に設置されている一部事務組合のことをいいます。本計画においては、一部事務組合のことを指します。

○西多摩衛生組合環境センター

燃やせるごみを安全かつ安定的に処理を行うために、西多摩衛生組合が平成10年度に建設した焼却施設のことをいいます。本計画においては、焼却施設のことを指します。

○熱エネルギーの回収

ごみを燃やすこと等により発生する熱を、利用可能な熱エネルギーとして回収することです。

【は行】

○バイオマス

生物（バイオ＝bio）と量（マス＝mass）を合わせた言葉。再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源（石油等）を除いたものをいいます。廃棄物関連では家畜排せつ物、生ごみ、製材所の木くず、下水道汚泥などがあります。

○廃棄物処理法基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針）

廃棄物処理法に基づいて、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を達成するために必要な事項を環境大臣が定めています。

○廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向

上を図ることを目的とする法律です。

○排出抑制

ごみとして出さず、店頭回収や集団回収などを利用し、ごみ排出量を抑制することをいいます。

○発生量（災害廃棄物）

発災後、一定期間、一定区域で生じる災害廃棄物の量をいいます。

○便乗ごみ（災害廃棄物）

災害廃棄物に便乗した、災害とは関係のない通常生活で排出される生活ごみ、事業系ごみ、危険物等をいいます。

○復興資材（災害廃棄物）

復興過程から生み出され、建設資材として、復興工事へ適切に利用されるべきもの。災害廃棄物等の混合物を分離、選別して得られた「分別土砂」や、コンクリートがらを破碎、選別して得られた「コンクリート再生碎石」等をいいます。

○プラスチック資源循環促進法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律です。

【や行】

○容器包装プラスチック

容器包装リサイクル法で定める、商品を入れたり包んだりしているプラマークのついたプラスチック製の容器や包装のことです。

○容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分担を定めた法律です。平成7（1995）年6月制定。

○要処理量（災害廃棄物）

災害廃棄物の発生量のうち、処理（選別、破碎、焼却等）を要する量をいいます。

【ら行】

○り災証明（災害廃棄物）

区市町村が住家（居住のために使用している建物）被害認定調査を行い、確認した被害程度（全壊、半壊等）について交付する証明書をいいます。

○リターナブル商品

一升瓶やビール瓶など、繰り返し利用することで容器の製造にかかる環境負荷を低減できる商品のことです。

瑞穂町一般廃棄物処理基本計画

令和 4 年(2022 年)3 月発行

東京都 瑞穂町

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

電話 042-557-7706

瑞穂町 住民部 環境課 ごみ対策係